

新たな大都市制度の検討について

1 新たな大都市制度に関する法案の検討状況について

(1) 大都市地域における特別区の設置に関する法律案について

7月6日に民主党、自民党、公明党、みんなの党、国民新党の5党が、大都市地域における特別区の設置に関する法案の内容について合意しました。

<法案概要>

- 特別区設置の対象
 - ① 人口 200 万人以上の指定都市 または
 - ② 一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村であって、その総人口が 200 万人以上のもの
- 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、特別区設置協定書の作成等を行う特別区設置協議会を置く。
- 特別区と道府県の事務の分担、税源の配分及び財政の調整に関する事項のうち、政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを特別区設置協定書に記載しようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。
- 特別区設置協定書は、関係市町村及び関係道府県の議会の承認を得なければならない。
- 特別区の設置については、関係市町村の選挙人の投票に付さなければならない。

(2) 大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案について

7月17日に民主党は、自治体が新たな大都市制度の提案を行う場合の手続に関する法案を取りまとめました。

<法案概要>

- 指定都市又は特別区及びこれを包括する都道府県は、各議会の議決を経たうえで、共同して、総理大臣に対し、指定都市又は特別区と都道府県の関係に関する制度に関し政府が講ずべき措置に関する提案ができる。
- 総理大臣は、提案を受けた場合で必要があると認めるときは、速やかに地方制度調査会に諮問する。

<参考資料 1-1 : 大都市地域における特別区の設置に関する法律案>

<参考資料 1-2 : 大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案>

2 第30次地方制度調査会の検討状況について

(1) 最近の開催状況

開催日及び会議	主な内容
平成24年6月18日 第14回専門小委員会	○大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について ・大都市圏の抱える課題（社会経済情勢の変化、経済の活性化、行政改革、大都市圏域全体の調整） ・地方の拠点都市の抱える課題 ・大都市制度の抱える課題（二重行政、住民自治） ・大都市制度の見直しの方向性（特別区制度の他地域への適用、「 特別市 」（仮称）の創設、現行制度の見直しなど） ・大都市制度の検討に当たり留意すべき点
平成24年6月27日 第15回専門小委員会	○大都市のあり方について 指定都市制度について ・指定都市の区、住民自治 ・都道府県と指定都市の事務・権限 ・都道府県と指定都市の税財源 ・都道府県と指定都市の間の調整など
平成24年7月9日 第16回専門小委員会	
平成24年7月18日 第17回専門小委員会	

<参考資料2：第14回専門小委員会配付資料>

<参考資料3：第15回専門小委員会配付資料>

<参考資料4：第16回専門小委員会配付資料>

<参考資料5：第17回専門小委員会配付資料>

(2) 今後の予定

引き続き、専門小委員会における議論が予定されています。

大都市地域における特別区の設置に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めることにより、地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「関係市町村」とは、人口（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十四条に規定する人口によるものとする。以下この項において同じ。）二百万以上の指定都市（同法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村（当該市町村が指定都市である場合にあつては、当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内のものを含む。）であつて、その総人口が二百万以上のものをいう。

2 この法律において「関係道府県」とは、関係市町村を包括する道府県をいう。

3 この法律（第十二条及び第十三条を除く。）において「特別区の設置」とは、関係市町村を廃止し、当

該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいう。

(道府県の区域内における特別区の設置の特例)

第三条 地方自治法第二百八十一条第一項の規定にかかわらず、総務大臣は、この法律の定めるところにより、道府県の区域内において、特別区の設置を行うことができる。

(特別区設置協議会の設置)

第四条 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定により、特別区の設置に関する協定書（以下「特別区設置協定書」という。）の作成その他特別区の設置に関する協議を行う協議会（以下「特別区設置協議会」という。）を置くものとする。

2 特別区設置協議会の会長及び委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村若しくは関係道府県の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

(特別区設置協定書の作成)

第五条 特別区設置協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとする。

- 一 特別区の設置の日
 - 二 特別区の名称及び区域
 - 三 特別区の設置に伴う財産処分に関する事項
 - 四 特別区の議会の議員の定数
 - 五 特別区とこれを含む道府県の事務の分担に関する事項
 - 六 特別区とこれを含む道府県の税源の配分及び財政の調整に関する事項
 - 七 関係市町村及び関係道府県の職員の移管に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、特別区の設置に関し必要な事項
- 2 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協議会が特別区設置協定書に前項第五号及び第六号に掲げる事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、共同して、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。
- 3 前項の規定による協議の申出があつたときは、総務大臣並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事は、誠実に協議を行うとともに、速やかに当該協議が調うよう努めなければならない。

三

四

- 4 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総務大臣に報告しなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別区設置協定書の内容について検討し、特別区設置協議会並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事に意見を述べるものとする。
- 6 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成したときは、これを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に送付しなければならない。

(特別区設置協定書についての議会の承認)

- 第六条 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、前条第六項の規定により特別区設置協定書の送付を受けたときは、同条第五項の意見を添えて、当該特別区設置協定書を速やかにそれぞれの議会に付議して、その承認を求めなければならない。
- 2 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、前項の規定による議会の審議の結果を、速やかに、特別区設置協議会並びに他の関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知しなければならない。
- 3 特別区設置協議会は、前項の規定により全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から当該関係市町

村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けたときは、直ちに、全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から同項の規定による通知を受けた日（次条第一項において「基準日」という。）を関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣に通知するとともに、当該特別区設置協定書を公表しなければならない。

（関係市町村における選挙人の投票）

第七条 前条第三項の規定による通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、基準日から六十日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならない。

- 2 関係市町村の長は、前項の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない。
- 3 関係市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による投票に際し、当該関係市町村の議会の議員から申出があつたときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならない。
- 4 前項の場合において、二人以上の議員は、関係市町村の選挙管理委員会に対し、当該議員が共同で表明する意見を掲載するよう申し出ることができる。

五

六

- 5 関係市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による投票の結果が判明したときは、直ちにこれを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に通知するとともに、公表しなければならない。その投票の結果が確定したときも、同様とする。
- 6 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項の規定による投票について準用する。
- 7 第一項の規定による投票は、普通地方公共団体の選挙と同時にこれを行うことができる。

（特別区の設置の申請）

第八条 関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村の前条第一項の規定による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があつたときは、共同して、総務大臣に対し、特別区の設置を申請することができる。ただし、指定都市以外の関係市町村にあつては、当該関係市町村に隣接する指定都市が特別区の設置を申請する場合でなければ、当該申請を行うことができない。

- 2 前項の規定による申請は、特別区設置協定書を添えてしなければならない。

（特別区の設置の処分）

第九条 特別区の設置は、前条第一項の規定による申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができる。

2 前項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

3 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

4 関係市町村は、第二項の規定による告示があつたときは、直ちに特別区設置協定書に定められた特別区の議会の議員の定数を告示しなければならない。

5 前項の規定により告示された特別区の議会の議員の定数は、地方自治法第二百八十三条第一項の規定により適用される同法第九十一条第一項の規定に基づく当該特別区の条例により定められたものとみなす。

6 政府は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、特別区設置協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があつた日から六月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別区を包括する道府県に対する法令の適用)

第十条 特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基

七

づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

(事務の分担等に関する意見の申出に係る措置)

第十一条 一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、共同して、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出については、当該特別区及び道府県の議会の議決を経なければならない。

3 政府は、第一項の規定による申出を受けた日から六月を目途に当該意見を踏まえた新たな措置を講ずる必要の有無について判断し、必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例)

第十二条 地方自治法第二百八十一条の四第八項の規定は、特別区を包括する道府県における特別区の設置については、適用しない。

第十三条 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による

八

二以上の特別区の設置については、第四条から第九条まで（第八条第一項ただし書を除く。）の規定を準用する。この場合において、第四条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特別区に隣接する同一道府県の区域内の市町村（以下「特定市町村」という。）及び当該市町村を包括する道府県（以下「特定道府県」という。）」と、同条第二項中「関係市町村若しくは関係道府県」とあるのは「特定市町村若しくは特定道府県」と、第五条から第九条までの規定中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と読み替えるものとする。

- 2 特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による一の特別区の設置については、第四条から第六条まで、第八条（第一項ただし書を除く。）及び第九条の規定を準用する。この場合において、第四条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特別区に隣接する同一道府県の区域内の市町村（以下「特定市町村」という。）及び当該市町村を包括する道府県（以下「特定道府県」という。）」と、同条第二項、第五条並びに第六条第一項及び第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、同条第三項中「関係市町村の長及び関係道府県の知事」とあるのは「特定市町村の長及び特定道府県の知事」と、「関係市町村及び

九

一〇

関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県」と、「関係市町村の選挙管理委員会及び総務大臣」とあるのは「総務大臣」と、第八条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県」と、「全ての関係市町村の前条第一項の規定による投票においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があつたとき」とあるのは「当該特定市町村及び特定道府県の議会が特別区設置協定書を承認したとき」と、第九条第四項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（公職選挙法の一部改正）

第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第二百六十六条第一項中「第七条第六項」を「第六条の二第四項又は第七条第七項」に改め、「含む。」の下に「又は大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第 号）第九条第二項」を加える。

二

理 由

地域の実情に応じた大都市制度の特例を設けるため、道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三

大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、大都市制度に関する提案に係る手続について定めることにより、地方公共団体の意思を尊重しつつ、国と地方公共団体が相互に協力して、地域の実情に応じた大都市制度を構築することを目的とする。

(大都市制度に関する提案に係る手続)

第二条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）又は特別区及びこれを包括する都道府県は、共同して、内閣総理大臣に対し、指定都市又は特別区とこれを包括する都道府県の関係に係る制度に関し政府が講ずべき措置に関する提案をすることができる。

- 2 前項の提案については、当該指定都市又は特別区及び都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の提案を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに地方制度調査会に諮問するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体の意思を尊重しつつ、国と地方公共団体が相互に協力して、地域の事情に応じた大都市制度を構築するため、大都市制度に関する提案に係る手続について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第30次地方制度調査会第14回専門小委員会 次第

平成24年6月18日(月)

15:00～17:00

全国都市会館 第1会議室(3階)

1 開 会

2 議 題

- ① 大都市のあり方について
- ・ 今後検討すべき論点(案)について
- ② その他

3 閉 会

○配付資料

- 資料 1 「大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について」に関する国会議員の委員からの主な意見
- 資料 2 大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について(案)
- 資料 3 今後の審議予定(案)
- 資料 4 課題に係る論点関連資料

「大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について」 に関する国会議員の委員からの主な意見

- ・論点については、よく網羅されているのではないか。
- ・一部記述もあるが、大震災を踏まえた災害時の対応の視点について、書き加えられないか。県と指定都市の間の役割分担について課題があったのではないか。
- ・「二重行政」が何かということはよく考える必要がある。
- ・「住民の協働の観点」とあるが、「住民自治の観点から」行政に参画するのではないか。行政と住民は対峙する概念ではないのではないか。
- ・住民が地域の課題について意見を表明する機会と、その意見については、行政が尊重するような仕組みも考える必要があるのではないか。
- ・地域自治区はいいツールであり、もっと活用すべきである。もっと作りやすいようにできないか。合併特例区のようになってもいいのではないか。
- ・東京のように自主財源でやればいいが、大阪は交付団体なのだから、基礎自治体の財源を広域自治体が吸い上げることは、より難しいのではないか。
- ・大阪府は、全域が連たんしている特殊性があり、基礎自治体は全て政令市並みの団体にして、広域自治体の機能を小さくすれば、将来の道州制移行と整合しやすくなるのではないか。大阪市については、人口70～80万位で3つ程度に分けた方が財政調整もやりやすいのではないか。
- ・現行の指定都市の存する区域に特別区制度を適用すると、権限が細分化されることとなり、行政コストが増加し、住民サービスが低下するおそれがあるのではないか。

- ・ 指定都市の存する区域に特別区制度を適用する場合、税源の配分や財政調整について、特別区の各種の行政計画との調整が必要となるのではないかな。
- ・ 指定都市の存する区域に特別区制度を適用する場合、特別区以外の自治体の税財政に影響を与えないようにする必要があるのではないかな。
- ・ 廃棄物処理、公共交通、病院などは指定都市単独で実施するのではなく、圏域で考えるべきサービスではないかな。指定都市の市立病院を市だけのために使うのが本当に良いのかな。
- ・ 東京都と特別区の関係については、より便利になるなら区の権限を増やせばいいが、住民には、区民としての「おらが村」的な感覚は少ないのではないかな。首都の特質をよく考えるべきではないかな。
- ・ 指定都市の議論をするときに、長い間指定都市であった市と、最近指定都市になったところで分けて議論すべきではないかな。
- ・ 人口減少した大都市が、自ら権限を返上するとはなかなか言わないだろうが、能力がなくなるということもあるだろうから、返上という仕組みも必要だろう。
- ・ 議員の兼職を可能とする場合、どちらに重きを置くことになるのかな。また、議員の身分についての整理や、選挙区の区割りと議員定数の考え方についての整理も必要になるのではないかな。

大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について (案)

- ・人口が集中している大都市圏においては、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済の成熟化、グローバル化の進展など、構造的な転換期に直面しているのではないかと。また、住民のつながりが希薄化し、地域社会が大きく変容しているのではないかと。
- ・これまで我が国の経済成長を牽引してきた大都市圏域において、引き続き我が国の活力を維持する役割を適切に果たすとともに、住民が安心して暮らせるようにしていく必要があるのではないかと。
- ・そのためには、規制等に係る個別法の見直しや、重点的な社会資本整備など様々な対策を国として戦略的に実施するとともに、大都市における効果的・効率的な行政体制の整備や住民の意思がより適切に行政に反映される仕組みづくりなどが課題となるのではないかと。
- ・このような課題に対して地方自治制度の改革によって対応すべき点を検証し、その解決方策について議論を進めていく必要があるのではないかと。

1 大都市圏の抱える課題

三大都市圏のうち産業や人口が集積している都市や、郊外に所在し人口が集中しているベッドタウンとしての都市、地方の拠点都市など様々であり、その抱える課題も異なるのではないかと。

(社会経済情勢の変化)

- ・人口減少等社会構造の変化を踏まえると、大都市圏においては、今後急速に高齢化が進むと予想されるため、高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増すること等への対応が求められているのではないかと。
- ・大都市圏においては、高度経済成長期に整備した社会資本が更新時期にきており、これまでと同様の社会資本を維持するのかどうかなど、社会資本整備のあり方を見直しが課題となっているのではないかと。
- ・大都市圏には、若い世代が比較的多いことを踏まえると、出生率の回復のため、少子化対策において果たすべき役割が大きいのではないかと。

・大都市圏においては、独居老人も多く、老老介護の問題など家族やコミュニティの機能が低下しているのではないかな。

・東日本大震災を踏まえ、人口・産業が集中している大都市圏においては、大規模災害時における住民の避難のあり方、生活機能や経済機能の維持等への対処が特に課題となっているのではないかな。また、大規模災害時における都道府県と大都市の役割分担の観点からも、見直すべき点があるのではないかな。

(経済の活性化)

・大都市圏が我が国の経済成長を牽引する役割を果たすべきであるという観点から、現行の大都市制度について見直すべき点があるのではないかな。

(行政改革)

・大都市圏においても、少子高齢化が急速に進む結果、これまでのような税収の伸びが期待できないこと等を踏まえれば、より一層の効率的・効果的な行財政運営が求められているのではないかな。

(大都市圏域全体の調整)

・三大都市圏のように通勤、通学、経済活動等の範囲が、行政区域をはるかに超えている大都市圏においては、大都市圏域を前提とした行政サービスの提供やその調整などが求められているのではないかな。

2 地方の拠点都市の抱える課題

地方の拠点都市が抱える課題はどのようなものが考えられるかな。

・地方の拠点的な役割を果たしている大都市では、行政サービスの提供についての近隣市町村との更なる連携や都市構造の集約化といった課題があるのではないかな。

3 大都市制度の抱える課題

東京都の特別区、指定都市、中核市、特例市が現在抱える課題はどのようなものが考えられるかな。

(「二重行政」)

・大都市における広域自治体と基礎自治体の「二重行政」とは具体的にどのような状態を指すのか。事務の内容によっては、広域自治体と基礎自治体が複層的にサービスを提供することが必要なものもあるのではないか。大都市の区域内での広域自治体と基礎自治体の間の事務の調整のあり方をどう考えるか。

(住民自治)

・指定都市など特に大規模な都市では、住民に身近な行政サービスを適切に提供しにくくなっているのではないか。

・指定都市など特に大規模な都市では、住民の声が行政に届きにくく、より一層住民の意思を行政運営に反映させるための仕組みが必要ではないか。

・住民自治の観点から、住民がより積極的に行政に参画する仕組みが必要ではないか。地域自治区など、既存の仕組みの更なる活用や見直しを検討すべきではないか。

4 大都市制度の見直しの方向性

・課題への対応策として、新しい大都市制度を検討することが考えられるか。

・例えば、東京都以外で指定都市の存する区域への特別区制度の適用、「特別市」（仮称）のような新しい大都市制度の創設、行政区域を超えた大都市圏の事務の調整の仕組みなどについてどう考えるか。

・現行の東京都の特別区制度、指定都市制度、中核市制度及び特例市制度の現状を踏まえ、課題に対応するために見直すべき点はないか。

【新しい大都市制度】

(特別区制度の他地域への適用)

・現行の特別区制度は、一般制度ではあるものの、制度創設時に東京都以外の地域に適用することを想定していなかったと考えられる。

・仮に東京都以外の地域に特別区制度を適用する場合、どのような地域がふさわしいと考えられるか。人口の集中度合いや経済圏の実情等社会経済

情勢が現在の東京都の特別区に近い地域、例えば大阪市の存する区域に特別区制度を適用することが考えられるか。

・東京都以外の地域に現行の特別区制度を適用する場合、道府県と特別区の事務配分は現行制度と同じでよいか、道府県と特別区の税源配分、財政調整の仕組み、個別法の都・特別区に関する特例などについてどう考えるか。特別区以外の自治体の税財政に影響を与えないようにする必要があるのではないか。

(「特別市」(仮称)の創設)

・仮に都道府県に属さない大都市制度(「特別市」(仮称))を創設する場合、どのような課題があるか。例えば、区の性格、区の権限、議会や住民自治のあり方、税財政のあり方などについてどのように考えるか。

(大都市圏域全体の調整の仕組み)

・行政区域をはるかに超えた大都市圏において行政サービスを適切に提供する観点から、広域的な事務の調整の仕組み等は考えられないか。例えば、廃棄物処理、公共交通、病院などは、圏域全体で考えるべき行政サービスと言えないか。

(地方の拠点都市の連携の仕組み)

・地方の拠点都市が近隣市町村との広域連携を更に進めるための仕組みは考えられないか。

【現行制度の見直し】

(特別区制度)

・東京都の特別区制度について、都と特別区の間での事務配分は適切か、都区財政調整制度は有効に機能しているかなどについてどう考えるか。

(指定都市制度)

・指定都市制度について、

- ① 都道府県から更に指定都市に移譲すべき事務はあるか、
- ② 都道府県と指定都市との事務の調整等に課題はないか、
- ③ 現行の税財源の配分をどう評価するか、
- ④ 住民自治や行政サービスの提供の観点から、行政区のあり方について見直すべき点はないか、

などについてどう考えるか。

(中核市・特例市制度)

・中核市、特例市制度について、

- ① 都道府県から市への権限移譲が進み、特例市として固有に処理する都道府県の権限が減少していることから、特例市のあり方について見直す必要はないか、
- ② 中核市人口30万以上、特例市人口20万以上という区分は適切か、
- ③ 中核市、特例市に更に移譲すべき事務はあるか、
- ④ 現行の税財源の配分をどう評価するか、

などについてどう考えるか。

(大都市制度のあり方の再検討)

・現行の特別区制度、指定都市制度、中核市制度、特例市制度についてその適用区分のあり方について見直す必要があるか。その場合、人口規模で決める仕組みでよいか。大都市圏の都市か地方の拠点都市かといった他の要素を考慮する必要はないか。

・指定都市の議論をする際に、長い間指定都市であった市と、最近指定された市で分けて議論する必要はないか。

・人口が減少する中で、自ら大都市としての権限を返上することを認める仕組みを検討する必要はないか。

5 大都市制度の検討に当たり留意すべき点

大都市制度を検討するに当たり留意すべき点としてはどのようなものがあるか。

(地方自治制度全体のあり方)

・大都市のあり方の見直しは、都道府県や他の市町村のあり方に大きく影響するため、地方自治制度全体のあり方について検討する必要があるのではないか。

(住民にとってのメリット)

・住民にとってどのようなメリットがあるのかという視点で検討する必要があるのではないか。例えば、大都市のあり方の見直しを通じて国全体の

経済成長や地域経済の活性化等をどのように実現するかという観点から検討することが必要ではないか。

(住民の意思の反映)

- ・大都市のあり方を変更する場合には、住民がどのように関わるべきか。

(議会のあり方)

- ・大都市の住民参加としての議会のあり方については、例えば、一定の場合には議員が別の議会の議員等を兼職できるようにするなど、新たな視点で新しいタイプの議会像を考えることはできないか。

(その他)

- ・効率性と住民自治のバランスについてどう考えるか。
- ・現行の都と特別区の制度と首都制度との関係をどう考えるか。自治制度のみではなく、個別法の都・特別区に関する特例などを踏まえ検討する必要があるのではないか。

今後の審議予定（案）

○第14回専門小委員会（6月18日）

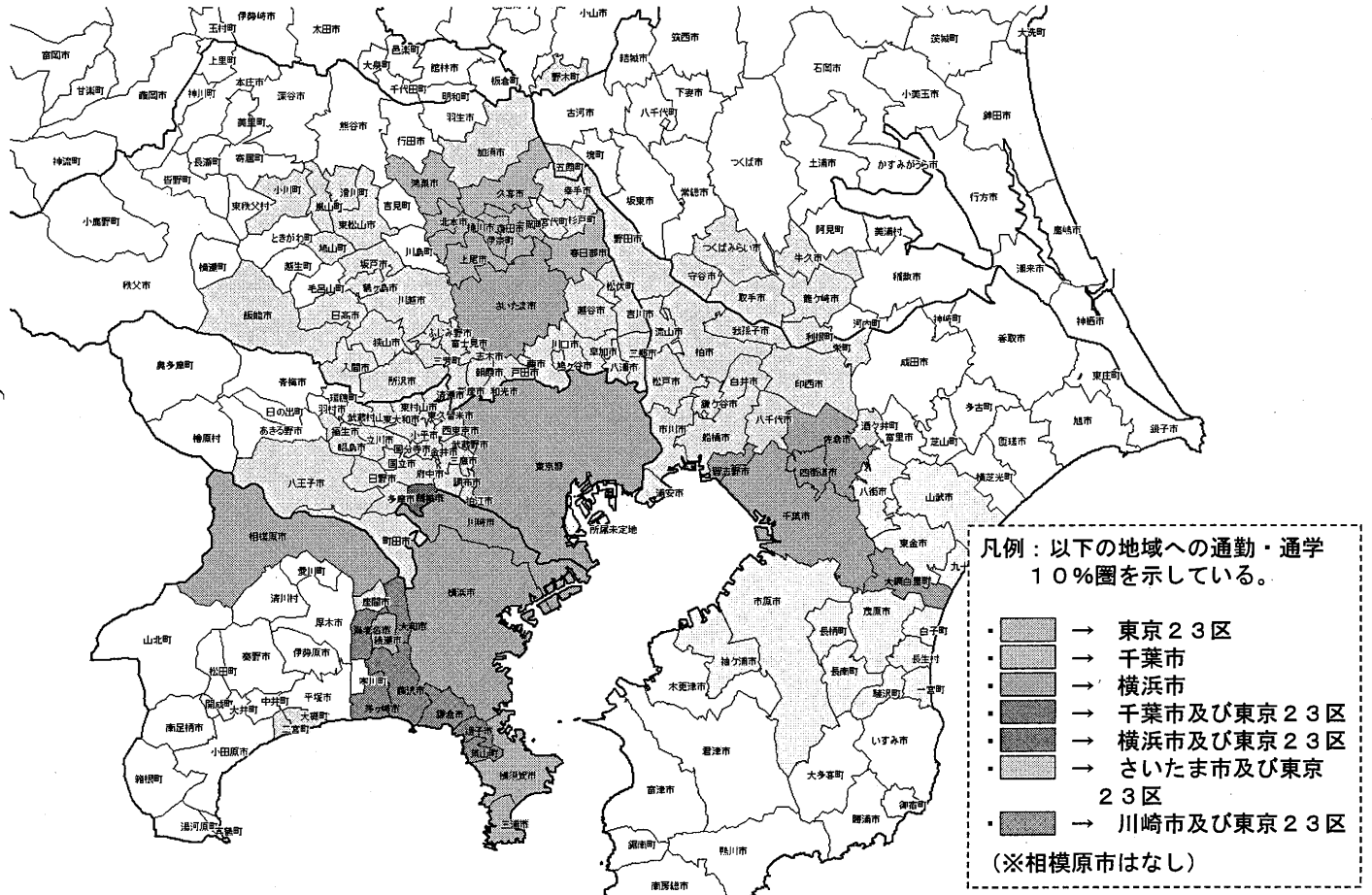
- ・「大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について」
- ・課題に係る論点（1～3）についての議論

○第15回専門小委員会以降

「4 大都市制度の見直しの方向性」について、以下の順に議論

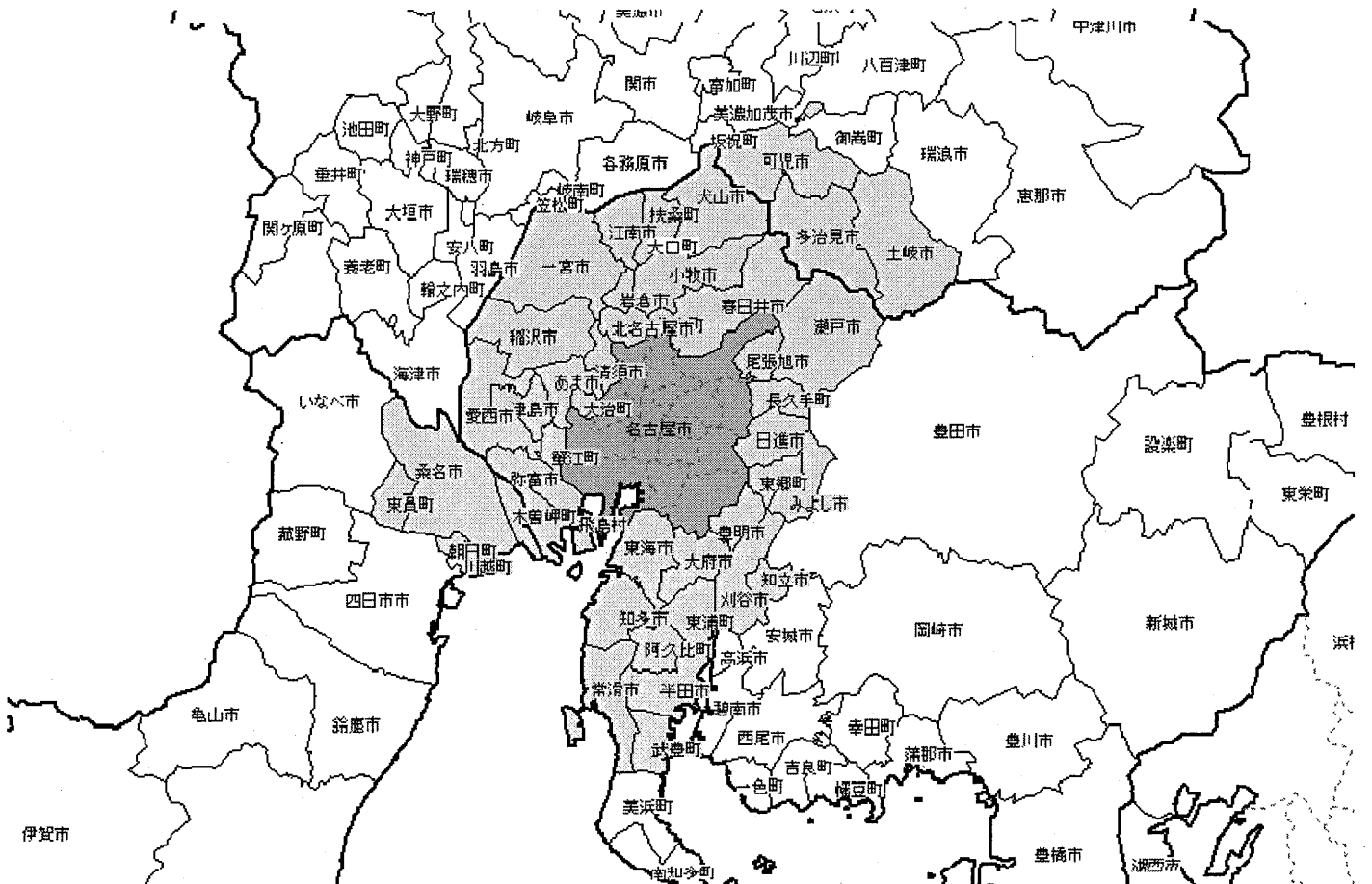
- ・指定都市制度（行政区と議会・住民自治、都道府県との関係、事務配分と税財源）
- ・中核市・特例市制度
- ・特別区制度
- ・特別区制度の他地域への適用
- ・「特別市」（仮称）の創設
- ・大都市圏域全体の調整、地方の拠点都市の連携

東京23区・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市の通勤・通学10%圏



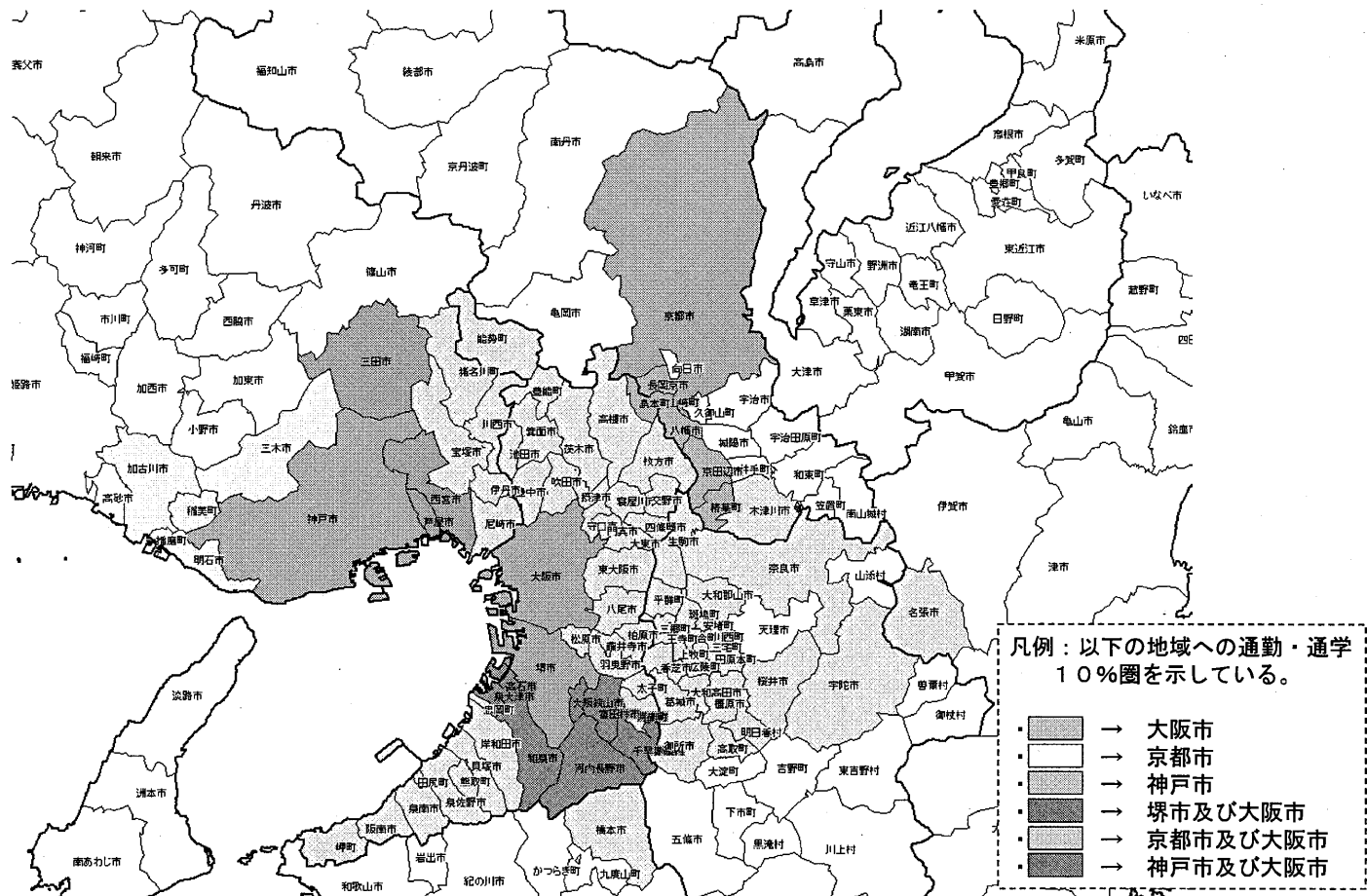
(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

名古屋市の通勤・通学10%圏



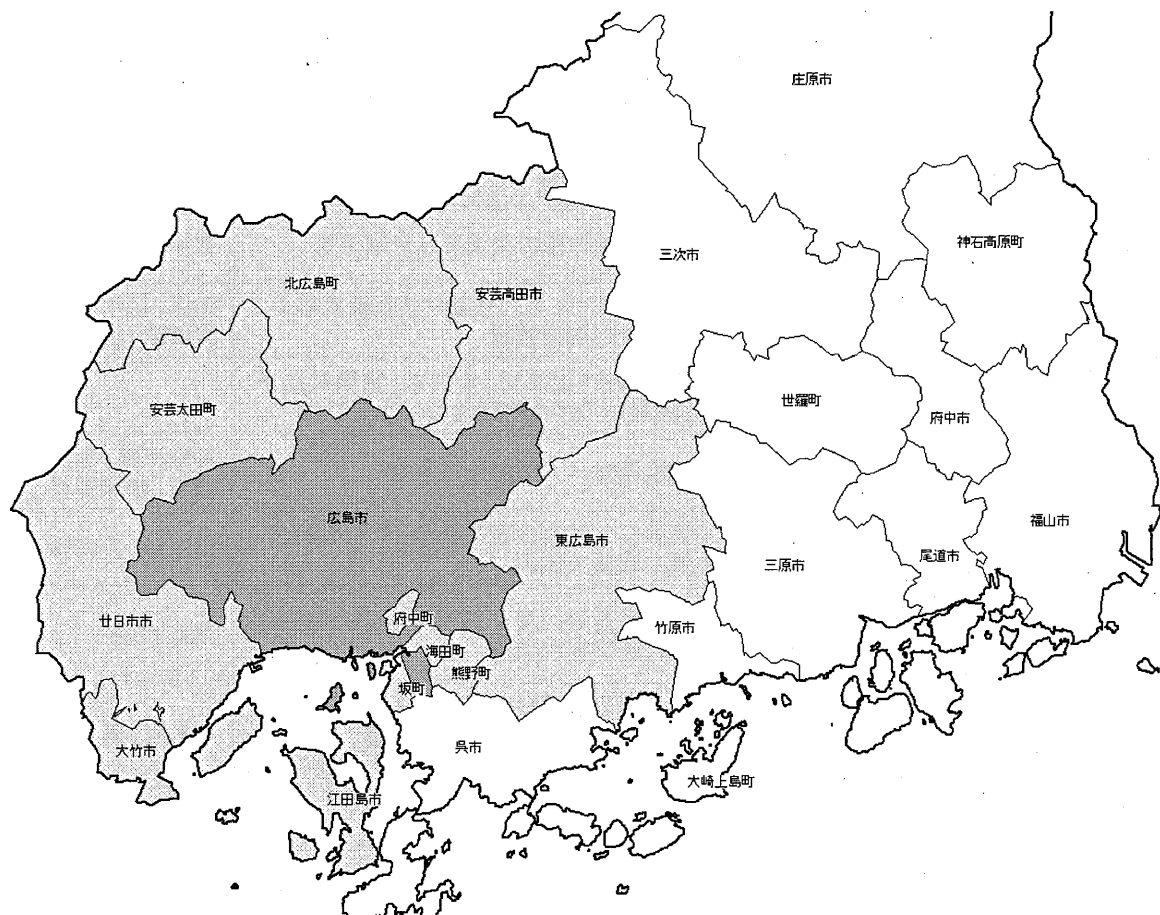
(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

大阪市・堺市・神戸市・京都市の通勤・通学10%圏



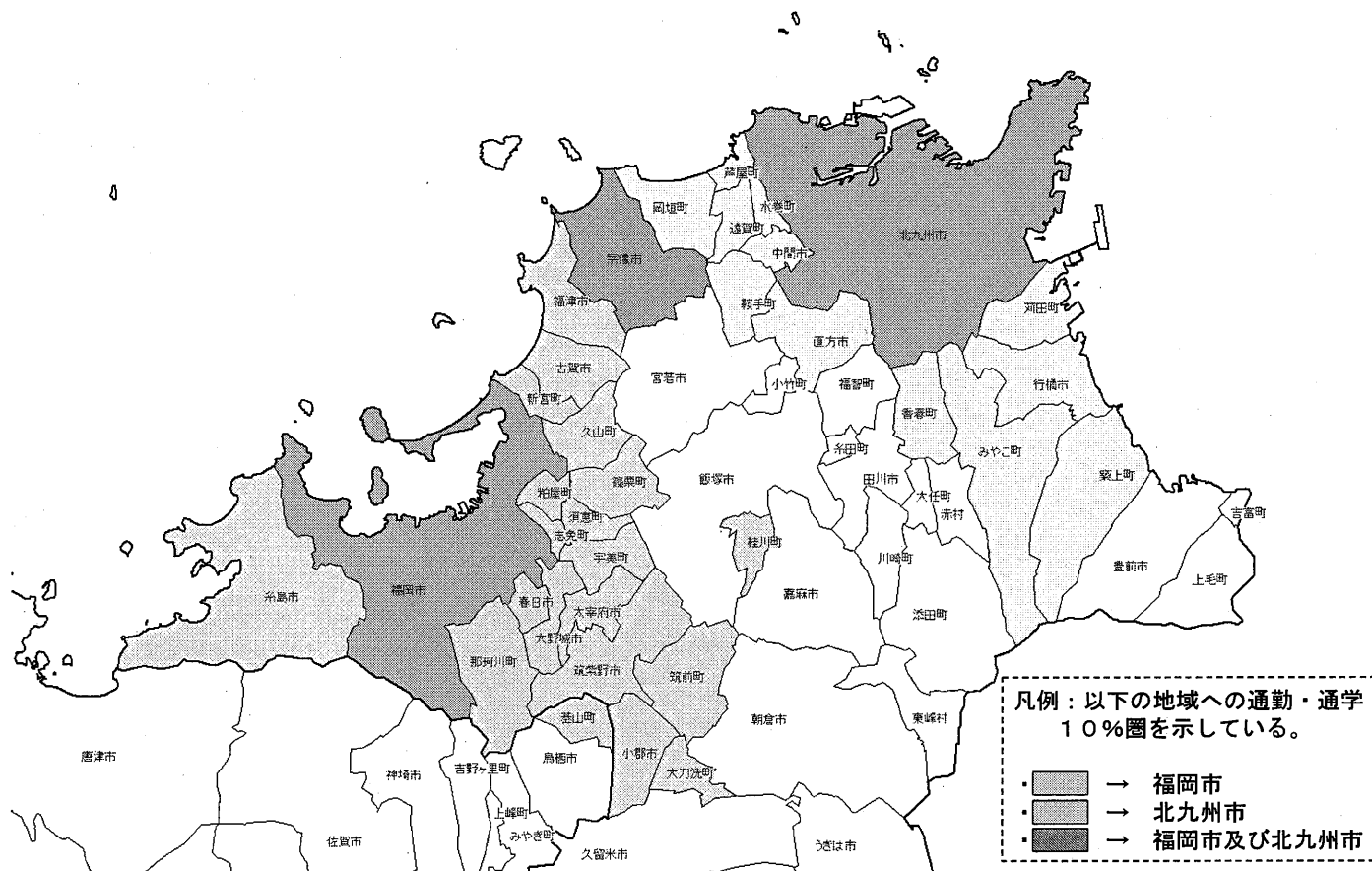
(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

広島市の通勤・通学10%圏



(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

北九州市・福岡市の通勤・通学10%圏



(注) 平成17年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。

東京都市圏における広域行政課題への主な対応状況

	組織等の名称	組織等の性格	事務の内容	構成団体
防災	東京消防庁	都の機関	23区の消防事務。さらに、稲城市及び島嶼部を除く全市町村から事務の委託を受け、消防事務を処理	—
	災害時相互応援に関する協定等	他地方公共団体との相互応援協定	災害時における物資等の提供及び斡旋、職員の派遣等	各相互応援協定による
衛生	東京二十三区清掃一部事務組合	一部事務組合	ごみ処理施設の整備及び管理運営	東京23区
	臨海部広域斎場組合	一部事務組合	火葬場及びこれに併設する葬儀式場の設置及び管理運営	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区
インフラ	東京都水道局	都の内部組織	武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村及び島嶼部を除く全市区町村の水道事業	—
	神奈川県内広域水道企業団	一部事務組合	構成団体へ水道用水を供給	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市
職員	彩の国さいたま人づくり広域連合	広域連合	県及び市町村の職員研修、市町村相互間の職員交流等	埼玉県、県内市町村
	特別区人事・厚生一部事務組合	一部事務組合	人事委員会に関する事務、非常勤職員の公務災害補償等	東京23区
分野横断・その他	千葉県市町村総合事務組合	一部事務組合	職員研修機関の設置及び運営、住民の予防接種事故救済措置、消防救急無線設備の整備及び管理等	千葉県、県内市町村
	九都県市首脳会議	任意の首長会議	環境問題、廃棄物問題、防災・危機管理対策等に係る検討	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

大阪都市圏における広域行政課題への主な対応状況

	組織等の名称	組織等の性格	事務の内容	構成団体
防災	大阪市消防局	大阪市の機関	大阪市域の消防事務	—
	守口市門真市消防組合等	一部事務組合	大阪市内周辺市は、必要に応じて、消防事務を広域で処理	各一部事務組合による
	災害相互応援等に関する実施協定等	他地方公共団体との相互応援協定	災害時における物資等の提供及び斡旋、職員の派遣等	各相互応援協定による
	淀川左岸水防事務組合等	一部事務組合	水災の警戒、防御等	京都市、大阪市、堺市等で河川ごと
インフラ	大阪広域水道企業団	一部事務組合	構成団体へ水道用水を供給 工場等へ工業用水を供給	府内全市町村(大阪市を除く。)
	阪神水道企業団	一部事務組合	構成団体へ水道用水を供給	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市
	大阪港広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法に基づく法人	廃棄物最終処分場の建設、改良等、 廃棄物による海面埋立て、 廃棄物埋立護岸の建設、改良等	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山 県、京都市、大阪市、神 戸市他165市町村
	巨椋池排水機場管理協議会	協議会	排水機場の運転、管理等	京都市、宇治市、久御山 町
分野 横断 ・ その他	関西広域連合	広域連合	広域防災、広域観光・文化振興、広域産 業振興、広域医療、広域環境保全、資格 試験・免許、職員交流等	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、鳥取 県、徳島県
	関西4都市市長会議	任意の首長会議	共同観光誘客、温暖化対策、シンポジウ ム等についての検討	京都市、大阪市、堺市、 神戸市
	関西国際空港全体構想 促進協議会	任意の協議会	国に対する要望活動、集客・利用促進事 業等	京都府、大阪府、京都市、 大阪市、堺市他82団体 (民間含む)

地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成22年7月1日現在)等より作成 9

名古屋都市圏における広域行政課題への主な対応状況

	組織等の名称	組織等の性格	事務の内容	構成団体
防災	名古屋市消防局	名古屋市の機関	名古屋市域の消防事務	—
	海部南部消防組合等	一部事務組合	名古屋市内周辺市町村は、必要に応じて、消防事務を広域で処理	各一部事務組合による
	中部九県一市災害応援協定等	他地方公共団体との相互応援協定	災害時における物資等の提供及び斡旋、職員の派遣等	各相互応援協定による
インフラ	愛知県企業庁水道部	愛知県の内部組織	県内市町村のうち名古屋市、清須市(一部)、あま市(一部)、大治町及び三河山間地域を除く地域へ水道用水を供給	—
	名古屋港管理組合	一部事務組合	名古屋港の修築及び管理運営	愛知県、名古屋市
分野 横断 ・ その他	衣浦東部広域行政圏協議会	協議会	図書の相互貸出し、消防の広域化、 地方分権の研究等	碧南市、刈谷市、安城市、 知立市、高浜市
	名古屋市近接市町村 長懇談会	任意の首長会議	分野横断的に意見交換	名古屋市他31市町村
	中部国際空港利用促進協議会	任意の協議会	中部国際空港の利用促進のための観 光情報発信等	愛知県、岐阜県、三重県、 名古屋市、民間企業等

地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成22年7月1日現在)等より作成10

都市圏域に関する分析例(東京自治制度懇談会(東京都))

○ 大都市の範囲や特質について、人口密度、昼間人口密度、昼間人口割合、DID(人口集中地区)、商業地の地価等により分析すると、次のとおり区分して考えることができる。

- ・Aライン(生活圏・経済圏) 通勤、通学の範囲を包含している圏域
- ・Bライン(高度集積連たん区域) 昼夜間人口や企業の集積が高く、市街地が連たんしている圏域
- ・Cライン(業務機能特化区域) 夜間人口よりも昼間人口が増え、特に企業が高度に集積している圏域
- ・Dライン(コア) 昼間人口や企業の集積が突出して高くなる一方で、夜間人口が減少する圏域

○ 総合的・一体的な大都市経営が必要な範囲は、Bライン(高度集積連たん区域)の範囲全体と捉えることができる。

この報告書では、Aラインにおける行政需要のイメージとして、都市・郊外間交通整備、防災対策等が挙げられているが、都市圏域におけるこのような行政サービスの提供・調整をどのように行っていくことが考えられるか。

各地域を象徴する指標	各地域を象徴する指標					各地域の特質			イメージ		
	昼間人口割合	昼間人口密度	人口密度	DID*	地価(商業地)	固定資産税(個人・法人住民税)	地域の特性	行政需要のイメージ		税収のイメージ	
	A	100%※	4千人※	4千人※	高連たん	—	—	●都心への通勤圏を包含 ●住機能・自然環境機能を担う	●農林水産対策 ●都市・郊外間交通整備 ●防犯・防災対策 ●不法投棄対策	●個人住民税の税収の割合が高い	生活圏・経済圏
	B	130~140%※	1万人超	8千人超	連たん	—	—	●住宅密集地域を包含 ●都心通勤者が多い ●業務機能・住機能を担う	●住居・夜間人口対策 ●地下鉄(都市内交通【放射状】) ●防犯・都市防災対策 ●生活系ごみ対策	●法人関係税の税収が多い	高度集積連たん区域
	C	150%超	2万人超	—	突出して高い	—	—	●巨大都市ではコアを包含 ●昼間流入人口が極端に多い ●業務機能が集中・集積	●企業集中—インフラ整備 ●地下鉄(都市内交通【ネットワーク】) ●テロ・都市防災対策 ●ヒートアイランド対策	●法人関係税の税収が多い ●固定資産税の税収が多い	業務機能特化区域
	D	500%超	6万人超	3~7千人	突出して多い	—	—	●巨大都市のコア ●昼間流入人口が極端に多く人口密度が周辺地域に比べて低い ●業務機能が特に集中・集積	●企業集中—インフラ整備 ●地下鉄整備 ●テロ・都市防災対策 ●ヒートアイランド対策	●法人関係税の税収が極端に多い ●固定資産税の税収が極端に多い	コア

※は、中心部からの統計値

*DID (Densely Inhabited District: 人口密度が4,000人/km以上の基本単位区が互いに隣接している地域等)

出典:東京自治制度懇談会 議論のまとめ(平成18年11月)

都市圏域に関する分析例(東京自治制度懇談会(東京都))

三つの都市におけるA~Dライン

	東京圏	大阪圏	札幌市
A	都県境を越え横浜市、千葉市等周辺の都市も包含 (40 km)	府県境を越え他県地域を包含 (30 km)	市域とほぼ一致 (20 km)
B	23区及び一部周辺市 (15 km)	ほぼ大阪市の市域 (10 km)	中央区付近 (3 km)
C	ほぼ都心8区 (7 km)	ほぼ都心6行政区 (5 km)	
D	ほぼ都心3区 (3 km)	中央区 (1.5 km)	—

() は、中心からのおおよその距離

出典:東京自治制度懇談会 議論のまとめ(平成18年11月)

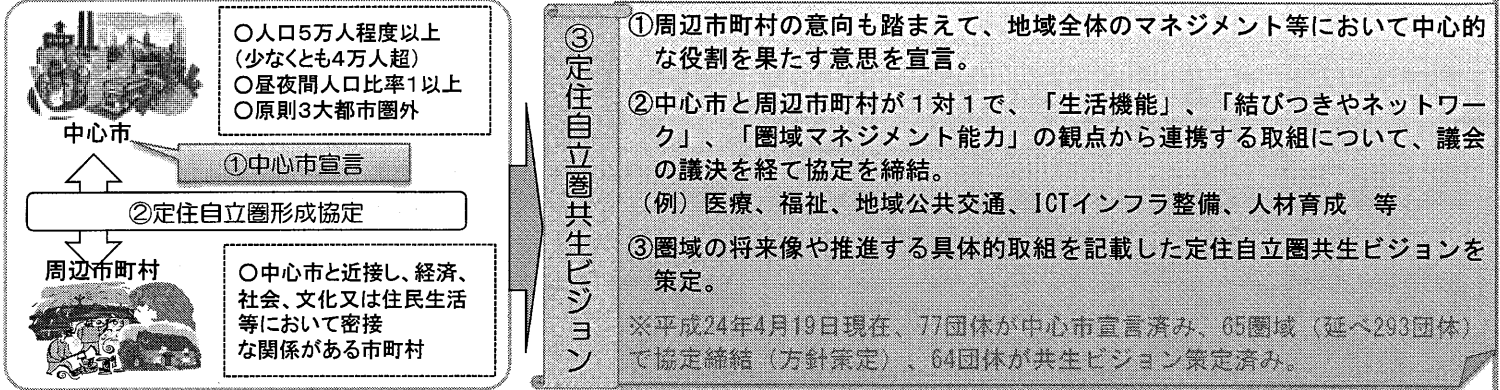
「定住自立圏構想」の推進

1 基本的考え方～都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしく～

都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、**圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。**

(「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(平成22年6月18日閣議決定)より抜粋)

2 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



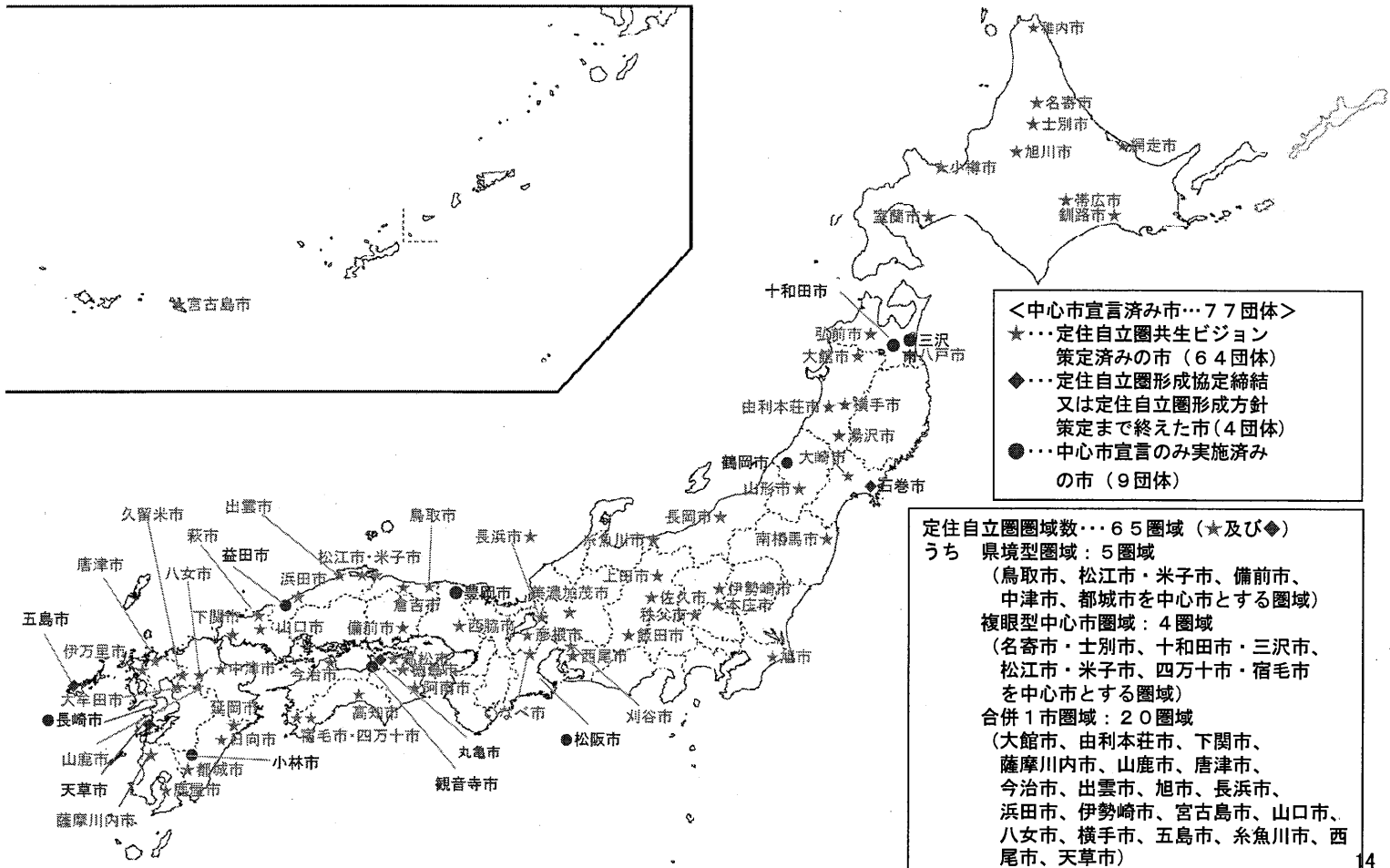
※広域的な合併を経た市が、当該市のみで定住自立圏を形成する場合は、定住自立圏形成方針を策定

3 定住自立圏に取り組む市町村に対する関係府省の支援策

市町村の自主的な取組に資するよう情報提供するほか、関係各省が連携し、下記の支援策を実施。

- 総務省(地方交付税)
 - ・包括的財政措置(中心市4,000万円、周辺市町村1,000万円を基本に算定)
 - ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限)
 - ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に要する経費(上限1,000万円)について、8割を特別交付税措置)
- 関係府省
 - ・事業の優先採択

定住自立圏の取組状況(平成24年4月19日現在)



定住自立圏における取組例

○政策分野別の取組状況

定住自立圏65圏域（平成24年4月19日時点）における主な取組例と圏域数

市町村間の役割分担による生活機能の強化		市町村間の結びつきやネットワークの強化	
医療 65圏域	医師派遣、適正受診の啓発、休日 夜間診療所の運営等	地域公共交通 58圏域	地域公共交通のネットワーク化、 バス路線の維持等
福祉 45圏域	介護、高齢者福祉、子育て、障 がい者等の支援	ICTインフラ整備・利活用 31圏域	メール配信による圏域情報の共有等
教育 52圏域	図書館ネットワーク構築、文化・スポー ツ交流、公共施設相互利用等	交通インフラ整備 34圏域	生活道路の整備等
産業振興 58圏域	広域観光ルートの設定、農産物のプ ランド化、企業誘致等	地産地消 34圏域	学校給食への地元特産物の活用、 直売所の整備等
環境 20圏域	低炭素社会形成促進、バイオマス の利活用等	交流移住 46圏域	共同空き家バンク、圏域内イベン ト情報の共有と参加促進等
圏域マネジメント能力の強化		外部専門家の招へい 20圏域	
合同研修・人事交流 52圏域	合同研修の開催や 職員の人事交流等	医療、観光、ICT等の 専門家を活用	

※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。

15

<二重行政関係> 国と地方の役割分担のメルクマール（地方分権改革推進委員会第1次勧告）

地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月30日）において、「上記原則（※国と地方の役割分担の原則 ①国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等の本来果たすべき役割を重点的に担う。②住民に身近な行政は、できる限り地方自治体が担う。）を、現在国が担っている具体の事務・権限にあてはめ、地方自治体への移譲を検討する際には、いわゆる「国と地方の二重行政」の排除という観点が必要である。これを踏まえれば、国と地方の役割分担について、次のような具体的なメルクマールが考えられる。」として、以下の分類を提示。

分類	概要	例	解消の方向性
①重複型	事務・権限が法令上一つの主体に専属しておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの	民間に対する助成・支援、調整、広報啓発など	地方に一元化して実施することを基本として、新たな「区分け」の線引きを行う。
②分担型	法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの	直轄公共事業や、民間に対する許認可・監督など	地方に事務・権限を移譲することを基本として、現行の「区分け」の線引きを見直す。
③重層型	国が専ら本府省において策定する全国的な指針や全国一律の基準にしたがい、地方自治体が事務事業を実施するもの	介護保険、義務教育など	法令による義務付け・枠付けや関与の見直しなど、法制的な仕組みの横断的な見直しを行う。
④関与型	地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているもの	地方自治体に対する許認可・監督、助成・支援、調整、広報啓発など	原則廃止することを基本として、法令による義務付け・枠付けや関与の見直しなど、法制的な仕組みの横断的な見直しを行う。
⑤国専担型	現在は主に国のみでその事務を行っているもの	民間に対する許認可・監督や、登記など	我が国の社会経済情勢の変化を十分に踏まえた見直しを行い、地方自治体の自主性及び自立性の発揮、地方自治体による総合行政の確立、住民の利便性の向上、国と地方を通じた行政の簡素化及び効率化といった観点に資するものについては、事務・権限の地方への移譲や廃止等を行う。

広域自治体と基礎自治体の「二重行政」について

- ・大都市制度の課題として指摘される「二重行政」として、以下のような類型の事務をどう考えるか。
 - ①重複型：任意事務で広域自治体と基礎自治体双方が実施しているものや、法定事務で双方に義務や努力義務が課されているもの
 - ②分担型：同一・類似事務について広域自治体・基礎自治体が事業規模等により役割分担をしているもの
 - ③関与型：基礎自治体が行う事務について広域自治体の関与が存在するもの
- ・①②③は、必ずしも大都市固有、指定都市・道府県間固有の課題とは言えないが、道府県から指定都市への権限移譲が進んでいることに加え、指定都市の規模能力が高く、道府県庁所在地であることが多いこと等から、特に指定都市と道府県の間で課題が顕在化している場合があるのではないかと。

分類	概要	具体例（指定都市と道府県に係るもの等）
①重複型 ※任意事務に多い		
ハード重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一の公共施設を整備している状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備 ・図書館・博物館の整備 ・体育館・プールの整備
ソフト重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一施策を実施している状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援 ・商店街振興
	助成等 制度づくり等	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策 ・環境教育 ・男女共同参画
※以下、法定事務に多い		
②分担型	同一又は類似した行政分野において、事業規模等により広域自治体と基礎自治体との間で事務・権限が分かれており、一体的な行政運営ができない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、空港・上下水道等の都市施設等に係るものは道府県、それ以外は指定都市） ・一級河川（指定区間）・二級河川の管理（一部の指定区間のみ指定都市、それ以外は道府県） ・県費負担教職員（給与負担・定数決定等（道府県）と任免・給与決定等（指定都市）） ・病院の開設許可（道府県）と診療所・薬局の開設許可（保健所設置市）
③関与型	基礎自治体の事務処理に当たり広域自治体の関与等がある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・知事による農地転用許可（4ha以下）に係る市農業委員会（申請を受理し、意見付して送付）と道府県農業会議（知事が意見を聴取）の事務 ・指定都市立高等学校の設置・廃止等に係る道府県教育委員会の認可

「二重行政」についての分析の例①（大阪府市統合本部）

大阪府市統合本部では、「府市の行う全事業を3つの項目に分類し、広域行政・二重行政の仕分けや一元化について6月を目途に方向性を出せるよう検討」するとして、以下の項目に関する検討状況を提示（平成24年5月24日）。

項目	対象	分類	
A項目 【経営形態の見直し】	地下鉄、バス、病院、市場	公営企業	
	水道、一般廃棄物、消防、港湾、下水道	法定事務	
	大学、公営住宅、文化施設	任意事務	
B項目 【類似・重複している行政サービス】	大阪府	大阪市	任意事務
	<出資法人> 中小企業信用保証協会 （公財）大阪府国際交流財団 等	<出資法人> 信用保証協会 （公財）大阪国際交流センター 等	
	<公設試験施設> （地独）大阪府立産業技術総合研究所 大阪府立公衆衛生研究所	<公設試験施設> （地独）大阪市立工業研究所 大阪市立環境科学研究所	
	<集客施設（公の施設等）> 府立中央図書館 大阪国際会議場 等	<集客施設（公の施設等）> 市立中央図書館 インテックス大阪 等	
	<その他の施設（公の施設等）> こども青少年施設 大阪府立障がい者交流促進センター等	<その他の施設（公の施設等）> こども青少年施設 大阪市障害者スポーツセンター 等	
	大阪府犬管理指導所 等	大阪市動物管理センター 等	法定事務
その他	A項目及びB項目以外の事務事業の政策統合、類型化、見直し 等 （府市共同による業務改善や出先事務所の統合等を含む）		

「二重行政」についての分析の例②(財)日本都市センター

(財)日本都市センターが設置した大都市制度等調査研究委員会において、指定都市事務局に設置された「大都市制度研究委員会」の幹事(地方分権担当課長・課長級の職員により構成)に対して、「二重行政」概念の認識状況や具体的な事例についてアンケート調査を実施(平成13年)し、その結果をもとに、「二重行政」を大きく以下の6種類に分類。

①行政サービス 重複提供型 → 同一目的の公共施設を指定都市と道府県がともに整備する等、指定都市と道府県が同一行政サービスを重複して提供しているもの	(例: 私立幼稚園助成等)
②同一行政事務 事務・権限留保型 → 同一行政事務において、指定都市と道府県との間で事務・権限が分かれているもの	(例: 都市計画決定、一級・二級河川の管理等)
③同一行政事務 重複手続型 → 同一行政事務において、道府県知事を一旦経由し、所管省庁大臣の意見の提出等が求められるものや、既に指定都市において実質的な審議等を行っているにもかかわらず、道府県知事への手続が必要とされるもの	(例: 農地の転用許可、適正計量管理事業所の指定に係る経由等)
④類似行政分野 事務・権限留保型 → 類似した行政分野において、指定都市と道府県との間で事務・権限が分かれているもの	(例: 病院及び薬局の開設・変更許可等)
⑤類似行政分野 重複手続型 → 類似性の高い行政活動が、多数の個々のタテワリの法令にまたがっているため、関係機関との調整に労力を要するもの	(例: 都市景観整備等を阻害する関係法令の見直し)
⑥行政サービス要件・基準拘束型 → 指定都市の地域各々の実態に見合わない基準が設けられているものや、指定都市に十分に処理能力があるが、国・道府県が勧告、要求、指示等を行っているもの	(例: 教科書採択に関する道府県教育委員会による指導・助言等)

(出典)(財)日本都市センター「大都市制度等に関する調査研究報告」(平成13年3月)より抜粋 19

<住民自治・区関係> 特別区及び指定都市の行政区の人口・面積の状況

都市名	全域の人口等			区の人口(人)			区の面積(km ²)			区の人口密度(人/km ²)		
	人口(人)	面積(km ²)	区の数	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小
札幌市	1,913,545	1121.1	10	278,781 (北区)	191,355	116,619 (清田区)	657.2 (南区)	112.1	24.4 (厚別区)	5,907 (白石区)	1,707	223 (南区)
仙台市	1,045,986	783.5	5	291,436 (青葉区)	209,197	132,306 (若林区)	302.3 (青葉区)	156.7	48.4 (若林区)	3,278 (宮城野区)	1,335	964 (青葉区)
さいたま市	1,222,434	217.5	10	174,988 (南区)	122,243	84,029 (西区)	49.2 (岩槻区)	21.7	8.4 (中央区)	12,598 (南区)	5,621	2,264 (岩槻区)
千葉市	961,749	272.1	6	199,364 (中央区)	160,292	121,921 (緑区)	84.2 (若葉区)	45.3	21.2 (美浜区)	7,424 (稲毛区)	3,535	1,800 (若葉区)
特別区	8,945,695	621.8	23	877,138 (世田谷区)	388,943	47,115 (千代田区)	59.5 (大田区)	26.8	10.1 (台東区)	21,882 (豊島区)	14,386	4,048 (千代田区)
横浜市	3,688,773	437.4	18	329,471 (港北区)	204,932	94,867 (西区)	35.8 (戸塚区)	24.3	7.0 (西区)	15,482 (南区)	8,434	6,623 (泉区)
川崎市	1,425,512	142.7	7	233,925 (中原区)	203,645	154,212 (幸区)	39.2 (川崎区)	20.4	10.1 (幸区)	15,913 (中原区)	9,990	5,543 (川崎区)
相模原市	717,544	328.8	3	274,364 (南区)	239,181	176,192 (緑区)	253.8 (緑区)	109.6	36.8 (中央区)	7,249 (中央区)	2,182	694 (緑区)
新潟市	811,901	726.1	8	180,537 (中央区)	101,488	46,949 (南区)	176.5 (西蒲区)	90.8	37.4 (中央区)	4,825 (中央区)	1,118	344 (西蒲区)
静岡市	716,197	1411.9	3	255,375 (葵区)	238,732	213,059 (駿河区)	1073.4 (葵区)	470.6	72.9 (駿河区)	2,923 (駿河区)	507	238 (葵区)
浜松市	800,866	1558.0	7	238,477 (中区)	114,409	33,957 (天竜区)	944.0 (天竜区)	222.6	44.2 (中区)	5,392 (中区)	514	36 (天竜区)

※人口・面積は平成22年国勢調査の値である。

※区の人口密度欄の平均は市全域の平均値であり、その他欄の平均は各区の値の平均値である。

都市名	全域の人口等			区の人口(人)			区の面積(km ²)			区の人口密度(人/km ²)		
	人口(人)	面積(km ²)	区の数	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小
名古屋市	2,263,894	326.4	16	229,592 (緑区)	141,493	64,719 (熱田区)	45.7 (港区)	20.4	7.7 (東区)	9,647 (昭和区)	6,935	3,266 (港区)
京都市	1,474,015	827.9	11	284,085 (伏見区)	134,001	40,528 (東山区)	292.0 (右京区)	75.3	6.8 (下京区)	14,269 (中京区)	1,780	684 (左京区)
大阪市	2,665,314	222.5	24	200,005 (平野区)	111,055	61,745 (浪速区)	20.8 (住之江区)	9.3	4.4 (浪速区)	19,695 (城東区)	11,981	3,996 (此花区)
堺市	841,966	150.0	7	156,561 (北区)	120,281	39,280 (美原区)	40.4 (南区)	21.4	10.5 (東区)	10,049 (北区)	5,614	2,967 (美原区)
神戸市	1,544,200	552.7	9	249,298 (西区)	171,578	101,624 (長田区)	240.7 (北区)	61.4	11.5 (長田区)	8,868 (長田区)	2,794	942 (北区)
岡山市	709,584	789.9	4	302,685 (北区)	177,396	96,948 (東区)	450.8 (北区)	197.5	51.3 (中区)	2,773 (中区)	898	604 (東区)
広島市	1,173,843	905.4	8	233,733 (安佐南区)	146,730	78,789 (安芸区)	353.4 (安佐北区)	113.2	15.3 (中区)	8,506 (中区)	1,297	424 (安佐北区)
北九州市	976,846	487.9	7	257,097 (八幡西区)	139,549	61,583 (戸畑区)	170.9 (小倉南区)	69.7	16.7 (戸畑区)	4,632 (小倉北区)	2,002	1,247 (若松区)
福岡市	1,463,743	341.3	7	292,199 (東区)	209,106	128,659 (城南区)	95.9 (早良区)	48.8	15.2 (中央区)	11,770 (中央区)	4,289	2,206 (早良区)

※人口・面積は平成22年国勢調査の値である。

※区の人口密度欄の平均は市全域の平均値であり、その他欄の平均は各区の値の平均値である。

第30次地方制度調査会第15回専門小委員会 次第

平成24年6月27日(水)

10:30～12:00

総務省第一特別会議室(8階)

1 開 会

2 議 題

- ① 大都市のあり方について
 - ・ 指定都市制度について
- ② その他

3 閉 会

○配付資料

資料 1 大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について

資料 2 指定都市の区・住民自治等関連資料

大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について

- ・人口が集中している大都市圏においては、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、経済の成熟化、グローバル化の進展など、構造的な転換期に直面しているのではないか。また、住民のつながりが希薄化し、地域社会が大きく変容しているのではないか。
- ・これまで我が国の経済成長を牽引してきた大都市圏域において、引き続き我が国の活力を維持する役割を適切に果たすとともに、住民が安心して暮らせるようにしていく必要があるのではないか。
- ・そのためには、規制等に係る個別法の見直しや、重点的な社会資本整備など様々な対策を国として戦略的に実施するとともに、大都市における効果的・効率的な行政体制の整備や住民の意思がより適切に行政に反映される仕組みづくりなどが課題となるのではないか。
- ・このような課題に対して地方自治制度の改革によって対応すべき点を検証し、その解決方策について議論を進めていく必要があるのではないか。

1 大都市圏の抱える課題

三大都市圏のうち産業や人口が集積している都市や、郊外に所在し人口が集中しているベッドタウンとしての都市、地方の拠点都市など様々であり、その抱える課題も異なるのではないか。

(社会経済情勢の変化)

- ・人口減少等社会構造の変化を踏まえると、大都市圏においては、今後急速に高齢化が進むと予想されるため、高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増すること等への対応が求められているのではないか。
- ・大都市圏においては、高度経済成長期に整備した社会資本が更新時期にきており、これまでと同様の社会資本を維持するのかどうかなど、社会資本整備のあり方を見直しが課題となっているのではないか。
- ・大都市圏には、若い世代が比較的多いことを踏まえると、出生率の回復のため、少子化対策において果たすべき役割が大きいのではないか。

・大都市圏においては、独居老人も多く、老老介護の問題など家族やコミュニティの機能が低下しているのではないかと。

・東日本大震災を踏まえ、人口・産業が集中している大都市圏においては、大規模災害時における住民の避難のあり方、生活機能や経済機能の維持等への対処が特に課題となっているのではないかと。また、大規模災害時における都道府県と大都市の役割分担についても見直すべき点があるのではないかと。

(経済の活性化)

・大都市圏が我が国の経済成長を牽引する役割を果たすべきであるという観点から、現行の大都市制度について見直すべき点があるのではないかと。

(行政改革)

・大都市圏においても、少子高齢化が急速に進む結果、これまでのような税収の伸びが期待できないこと等を踏まえれば、より一層の効率的・効果的な行財政運営が求められているのではないかと。

(大都市圏域全体の調整)

・三大都市圏のように通勤、通学、経済活動等の範囲が、行政区域をはるかに超えている大都市圏においては、大都市圏域を前提とした行政サービスの提供やその調整などが求められているのではないかと。

2 地方の拠点都市の抱える課題

地方の拠点都市が抱える課題はどのようなものが考えられるか。

・地方の拠点的な役割を果たしている大都市では、行政サービスの提供についての近隣市町村との更なる連携や都市構造の集約化といった課題があるのではないかと。

3 大都市制度の抱える課題

東京都の特別区、指定都市、中核市、特例市が現在抱える課題はどのようなものが考えられるか。

(「二重行政」)

・大都市における広域自治体と基礎自治体の「二重行政」とは具体的にどのような状態を指すのか。事務の内容によっては、広域自治体と基礎自治体が複層的にサービスを提供することが必要なものもあるのではないか。大都市の区域内での広域自治体と基礎自治体の間の事務の調整のあり方をどう考えるか。

(住民自治)

・指定都市など特に大規模な都市では、住民に身近な行政サービスを適切に提供しにくくなっているのではないか。

・指定都市など特に大規模な都市では、住民の声が行政に届きにくく、より一層住民の意思を行政運営に反映させるための仕組みが必要ではないか。

・住民自治の観点から、住民がより積極的に行政に参画する仕組みが必要ではないか。地域自治区など、既存の仕組みの更なる活用や見直しを検討すべきではないか。

4 大都市制度の見直しの方向性

・課題への対応策として、新しい大都市制度を検討することが考えられるか。

・例えば、東京都以外で指定都市の存する区域への特別区制度の適用、「特別市」（仮称）のような新しい大都市制度の創設、行政区域を超えた大都市圏の事務の調整の仕組みなどについてどう考えるか。

・現行の東京都の特別区制度、指定都市制度、中核市制度及び特例市制度の現状を踏まえ、課題に対応するために見直すべき点はないか。

【新しい大都市制度】

(特別区制度の他地域への適用)

・現行の特別区制度は、一般制度ではあるものの、制度創設時に東京都以外の地域に適用することを想定していなかったと考えられる。

・仮に東京都以外の地域に特別区制度を適用する場合、どのような地域がふさわしいと考えられるか。人口の集中度合いや経済圏の実情等社会経済

情勢が現在の東京都の特別区に近い地域、例えば大阪市の存する区域に特別区制度を適用することが考えられるか。

・東京都以外の地域に現行の特別区制度を適用する場合、道府県と特別区の事務配分は現行制度と同じでよいか、道府県と特別区の税源配分、財政調整の仕組み、個別法の都・特別区に関する特例などについてどう考えるか。特別区以外の自治体の税財政に影響を与えないようにする必要があるのではないか。

（「特別市」（仮称）の創設）

・仮に都道府県に属さない大都市制度（「特別市」（仮称））を創設する場合、どのような課題があるか。例えば、区の性格、区の権限、議会や住民自治のあり方、税財政のあり方などについてどのように考えるか。

（大都市圏域全体の調整の仕組み）

・行政区域をはるかに超えた大都市圏において行政サービスを適切に提供する観点から、広域的な事務の調整の仕組み等は考えられないか。例えば、廃棄物処理、公共交通、病院などは、圏域全体で考えるべき行政サービスと言えないか。

（地方の拠点都市の連携の仕組み）

・地方の拠点都市が近隣市町村との広域連携を更に進めるための仕組みは考えられないか。

【現行制度の見直し】

（特別区制度）

・東京都の特別区制度について、都と特別区の間的事务配分は適切か、都区財政調整制度は有効に機能しているかなどについてどう考えるか。

（指定都市制度）

・指定都市制度について、

- ① 都道府県から更に指定都市に移譲すべき事務はあるか、
- ② 都道府県と指定都市との事務の調整等に課題はないか、
- ③ 現行の税財源の配分をどう評価するか、
- ④ 住民自治や行政サービスの提供の観点から、行政区のあり方について見直すべき点はないか、

などについてどう考えるか。

(中核市・特例市制度)

・中核市、特例市制度について、

- ① 都道府県から市への権限移譲が進み、特例市として固有に処理する都道府県の権限が減少していることから、特例市のあり方について見直す必要はないか、
- ② 中核市人口30万以上、特例市人口20万以上という区分は適切か、
- ③ 中核市、特例市に更に移譲すべき事務はあるか、
- ④ 現行の税財源の配分をどう評価するか、

などについてどう考えるか。

(大都市制度のあり方の再検討)

・現行の特別区制度、指定都市制度、中核市制度、特例市制度についてその適用区分のあり方について見直す必要があるか。その場合、人口規模で決める仕組みでよいか。大都市圏の都市か地方の拠点都市かといった他の要素を考慮する必要はないか。

・指定都市の議論をする際に、長い間指定都市であった市と、最近指定された市で分けて議論する必要はないか。

・人口が減少する中で、自ら大都市としての権限を返上することを認める仕組みを検討する必要はないか。

5 大都市制度の検討に当たり留意すべき点

大都市制度を検討するに当たり留意すべき点としてはどのようなものがあるか。

(地方自治制度全体のあり方)

・大都市のあり方の見直しは、大都市と大都市が所在する都道府県との関係、大都市とその周辺の市町村との関係、大都市圏とそれ以外の圏域との関係に大きく影響する。また、都道府県や市町村のあり方自体にも影響を与える。このような影響を十分踏まえ、地方自治制度全体のあり方について検討する必要があるのではないか。

(住民にとってのメリット)

・住民にとってどのようなメリットがあるのかという視点で検討する必要があるのではないかと。例えば、大都市のあり方の見直しを通じて国全体の経済成長や地域経済の活性化等をどのように実現するかという観点から検討することが必要ではないか。

(住民の意思の反映)

・大都市のあり方を変更する場合には、住民がどのように関わるべきか。

(議会のあり方)

・大都市の住民参加としての議会のあり方については、例えば、一定の場合には議員が別の議会の議員等を兼職できるようにするなど、新たな視点で新しいタイプの議会像を考えることはできないか。

(その他)

・効率性と住民自治のバランスについてどう考えるか。

・現行の都と特別区の制度と首都制度との関係をどう考えるか。自治制度のみではなく、個別法の都・特別区に関する特例などを踏まえ検討する必要があるのではないかと。

指定都市の区(地方自治法によるもの)

<地方自治法第252条の20、施行令第174条の43等>

- ・法人格:なし
- ・区長(事務所の長):置く(職員のうちから長が命ずる)
- ・事務所:置く(必要があると認めるときはその出張所を置く)
- ・選挙管理委員会、農業委員会、区会計管理者を置く
- ・区地域協議会を置くことができる(構成員は区の区域内の住民から長が選任。任期は4年以内で条例で定める期間)
 ※区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べるができる
 ※区地域協議会を置く指定都市は、その一部の区の区域に地域自治区を設置することができる

- ・事務:①個別法に基づき処理することとされている事務
 ②市長の権限に属する事務を分掌させるもの

(①の例)

- ・戸籍事務
- ・住民基本台帳事務
- ・選挙管理委員会関係事務(選挙事務、国民審査事務、国民投票事務等)
- ・農業委員会関係事務(農地の権利移動制限に関する事務等)
- ・市町村税の犯則事件に関する差押等の事務

(②の例(団体により異なる))

- ・諸証明関係事務
- ・国民健康保険関係事務
- ・介護保険関係事務
- ・国民年金関係事務
- ・埋火葬許可関係事務

地域自治組織の比較

地域自治区(地方自治法によるもの)

<地方自治法202条の4等>

- ・法人格:なし
- ・事務所の長:職員をもって充てる
- ・事務所:置く
- ・期限:なし
- ・地域協議会を置く(構成員は長が地域自治区の区域内の住民から選任。任期は4年以内で条例で定める期間)
 ※地域自治区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べるができる

- ・事務:市町村長の権限に属する事務を分掌させるもの

- (例)
- ・各種窓口事務
 - ・地域振興関係事務
 - ・コミュニティ関係事務

合併時の特例

地域自治区(現行合併特例法等によるもの)

<合併特例法第23条等>

- ・法人格:なし
- ・区長:事務所の長に代えて置くことができる(長が識見を有する者から選任。特別職。任期は2年以内で市町村の協議で定める期間)
- ・事務所:置く
- ・期限:市町村の協議で定める期間
- ・地域協議会を置く(構成員は長が地域自治区の区域内の住民から選任。任期は4年以内で市町村の協議で定める期間)
 ※地域自治区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べることができる

- ・事務:市町村長の権限に属する事務を分掌させるもの

- (例)

- ・各種窓口事務
- ・地域振興関係事務
- ・コミュニティ関係事務

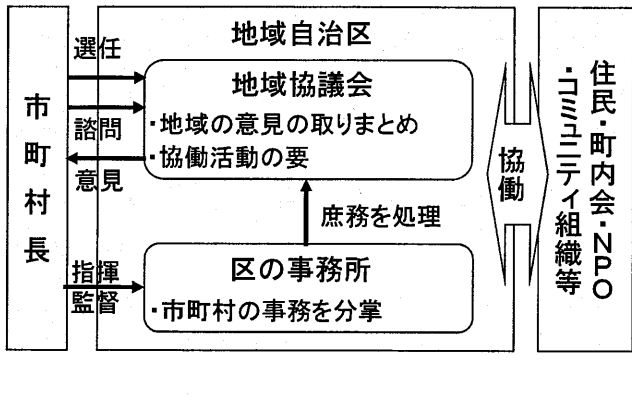
合併特例区(現行合併特例法等によるもの)

<合併特例法第26条等>

- ・法人格:あり(特別地方公共団体)
- ・区長:置く(長が市町村長の被選挙権を有する者から選任。特別職。任期は2年以内で規約で定める期間)
- ・事務所:置く
- ・期限:5年以内で規約で定める期間
- ・合併特例区協議会を置く(構成員は長が合併特例区の区域内の住民で市町村議会議員の被選挙権を有する者から、規約で定める方法により選任。任期は2年以内で規約で定める期間)
 ※合併特例区に係る事項について審議し、市町村長等又は区長に意見を述べるができる
 ※合併特例区を設ける区域については、地域自治区を設置しないことができる

- ・事務:規約で定めるもの

- (例)
- ・公の施設の設置管理事務
 - ・地域振興関係事務
 - ・コミュニティ関係事務



本資料中「職員数」について、横浜市及び京都市より会議開催後に数値の修正の申出があったため、変更後のものを掲載しています。

指定都市の区の組織等の状況(札幌市～浜松市)

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
区	職階位 (本庁●●級)	局長級	局長級	局長級	部長級 (中央区:局長級)	局長級	局長級	局長級	部長級	局長級	部長級 (他政令市の局長級に準ずる)
	市長の出席	予委・決委は全区長出席、常委に關係区長が出席する場合あり	本会議・委員会とも全区長出席	-	本会議・委員会とも全区長出席	予委・決委・常委に關係区長が出席する場合あり	本会議代表質問に全区長出席、一般質問に關係区長出席	本会議・委員会とも全区長出席	本会議・委員会とも全区長出席	-	本会議・委員会とも關係区長のみ出席
職員数	区役員数	3,122人	1,561人	1,619人	923人	7,319人	3,378人	291人	2,301人	438人	1,156人
	1区平均職員数	22%	16%	18%	13%	27%	25%	6%	31%	7%	20%
標準的な区役所の組織状況	市民分野	市民部 3課	区民部 6課 市民センター	くらし応援室 区民生活部 5課	地域振興課 市民課	総務部 6課	まちづくり推進部 4課 区民サービス部 2課	地域政策課 総務課 区民課 まちづくりセンター	地域課 区民生活課 税務課 総務課	総務・防災課 まちづくり振興課 戸籍住民課	区振興課 税務課 区民生活課 まちづくり推進課
	保健福祉分野	保健福祉部 4～7課	保健福祉センター 6課	健康福祉部 5課	保健福祉センター 4課 保険年金課	福祉保健センター 6課	保健福祉センター 5課 子ども支援室	保健福祉課	健康福祉課	保険年金課 福祉事務所 3課	社会福祉課 長寿保険課 健康づくり課
	土木・建築分野	土木部 1課	建設部 3課	-	-	土木事務所	道路公園センター 2課	建設課	産業振興課	-	-
	産業分野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉	福祉所 (移行時～)	福祉所 (移行時～)	福祉所 (移行時～)	福祉所 (移行時～)	福祉所 (昭和52年～)	福祉所 (平成7年～)	福祉所 (健康福祉局)	福祉所 (移行時～)	福祉所 (移行時～)	福祉所 (移行時～)
保健	保健所 (健康福祉局)	保健所 (平成8年～)	保健所 (健康福祉局)	保健所 (一部機能を全区へ移管)	保健所 (平成6年～)	保健所 (平成9年～)	保健所 (健康福祉局)	保健所 (申請窓口機能を全区へ移管)	保健所 (健康福祉子ども局)	保健所 (健康福祉子ども局)	保健所 (健康福祉子ども局)
保健センター	保健センター (平成9年～)	保健センター (平成8年～)	保健センター (移行時～)	保健センター (平成9年～)	-	-	保健センター (健康福祉局)	保健センター (移行時～)	保健センター (健康福祉子ども局)	保健センター (平成22年～)	保健センター (移行時～)
土木	土木所 (移行時～)	土木所 (移行時～)	土木所 (建設局)	土木所 (一部機能を全区へ移管)	土木所 (平成17年～)	土木所 (平成15年～)	土木所 (都市建設局)	土木所 (道新幹線工事業務の一部を全区へ移管)	土木所 (建設局)	土木所 (建設局)	土木所 (土木部)
建築	建築課 (都市局)	建築課 (移行時～)	建築課 (建設局)	建築課 (都市局)	建築課 (建設局)	建築課 (まちづくり局)	建築課 (都市建設局)	建築課 (建設局)	建築課 (都市局)	建築課 (都市整備部)	建築課 (都市整備部)
農事	農事所 (経済局)	農事所 (経済局)	農事所 (経済局)	農事所 (経済局)	農事所 (環境創造局)	農事所 (経済労働局)	農事所 (環境経済局)	農事所 (6箇所)	農事所 (経済局)	農事所 (経済局)	農事所 (産業部)

※凡例：当該組織を全ての区に編入しているもの→「○(編入年)」、一部の区に編入しているもの→「△(箇所数)」、本庁が直接管理しているもの→「×(所管部局名)」

出典：各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成 「職員数」欄は平成24年4月1日現在(大阪府は5月1日現在)のものである。

本資料中「職員数」について、横浜市及び京都市より会議開催後に数値の修正の申出があったため、変更後のものを掲載しています。

指定都市の区の組織等の状況(名古屋市～熊本市)

		名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
区	職階位 (本庁●●級)	局長級	局長級	2区局長級 22区部長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級
	市長の出席	-	通常は出席なし、要請により出席	通常は出席なし、委員会は要請により出席	本会議は關係区長のみ出席、委員会は全区長出席	予委・決委・常委に當番区長出席	-	-	-	当初議会の代表質問のみ全区長出席	本会議及び常任委員会に全区長出席
職員数	区役員数	3,214人	2,720人	4,907人	898人	1,803人	886人	2,074人	1,652人	2,472人	1,052人
	1区平均職員数	13%	20%	13%	16%	12%	15%	18%	19%	26%	16%
標準的な区役所の組織状況	市民分野	総務課 企画総務課 市民協働課 区民生活部 1課1室	地域力推進室 区民部 4課	総務課 市民協働課 窓口サービス課	企画総務課 自治推進課 市民課	まちづくり推進部 5課	総務・地域振興課 税務課 市民保険年金課	市民部 6課 会計課	総務企画課 コミュニティ支援課 市民課	区政推進部 4課 市民部 5課	総務企画課 まちづくり推進課 区民課
	保健福祉分野	区民福祉部 3課 保健所 2課1係	福祉部 4課 保健部 2課	保健福祉課	保険年金課 保健福祉総合センター 3課1室	保健福祉部 3課 (福祉事務所)	福祉事務所	厚生部 3課	福祉事務所 5課 国保年金課	保健福祉センター 7課	福祉事務所 3課
	土木・建築分野	-	-	-	-	-	建設課 維持管理課 土木農林分室	農林建設部 3～4課	まちづくり整備課	地域整備部 3課	-
	産業分野	-	-	-	-	-	農林水産振興課	-	-	-	農業振興課
	福祉	福祉所 (平成3年～)	福祉所 (平成9年～)	福祉所 (昭和39年～)	福祉所 (移行時～)	福祉所 (平成8年～)	福祉所 (移行時～)	福祉所 (移行時～)	福祉所 (平成6年～)	福祉所 (移行時～)	福祉所 (移行時～)
保健	保健所 (平成12年～)	保健所 (健康福祉局)	保健所 (健康局)	保健所 (健康福祉局)	保健所 (健康福祉局)	保健所 (健康福祉局)	保健所 (健康福祉局)	保健所 (健康福祉局)	保健所 (健康福祉局)	保健所 (健康福祉局)	保健所 (健康福祉子ども局)
保健センター	-	保健センター (平成22年～)	保健センター (平成14年～)	保健センター (移行時～)	保健センター (平成8年～)	保健センター (健康福祉局)	保健センター (健康福祉局)	保健センター (平成9年～)	保健センター (健康福祉局)	-	保健センター (移行時～)
土木	土木所 (緑政土木局)	土木所 (建設局)	土木所 (建設局)	土木所 (建設局)	土木所 (建設局)	土木所 (建設局)	土木所 (移行時～)	土木所 (移行時～)	土木所 (建設局)	土木所 (移行時～)	土木所 (都市建設局)
建築	建築課 (住宅都市局)	建築課 (都市計画局)	建築課 (計画調整局)	建築課 (建築都市局)	建築課 (都市計画局)	建築課 (都市整備局)	建築課 (移行時～)	建築課 (移行時～)	建築課 (建築都市局)	建築課 (住宅都市局)	建築課 (都市建設局)
農事	農事所 (農業委員会)	農事所 (産業観光局)	農事所 (経済局)	農事所 (産業振興局)	農事所 (産業振興局)	農事所 (移行時～)	農事所 (4箇所)	農事所 (産業経済局)	農事所 (農林水産局)	農事所 (農林水産局)	農事所 (4箇所)

※凡例：当該組織を全ての区に編入しているもの→「○(編入年)」、一部の区に編入しているもの→「△(箇所数)」、本庁が直接管理しているもの→「×(所管部局名)」

出典：各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成 「職員数」欄は平成24年4月1日現在(大阪府は5月1日現在)のものである。

区長への事務委任の状況 ①

事務事業		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計	
総務関係 (総務関係、戸籍・登録関係)	歳入歳出に関すること						○					○	○	○		○				○		6	
	契約事務		○				○																2
	財産区に属する予算の執行、造営物の管理処分決定													○									1
	配当予算の執行決定							○					○	○			○				○		5
	当該区役所の臨時職員の任免に関すること											○											1
	印鑑登録・証明		○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○				○	○	○		○		○	15
	住居表示				○	○	○	○				○	○		○		○					○	8
	身分証明		○	○	○	○	○	○			○	○	○				○					○	10
	諸証明及び公簿閲覧	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
	船舶職員法・施行規則の諸証明														○								1
戸籍・登録関係 (総務関係)	引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明 (公職選挙法施行令34の2)					○	○			○		○	○						○	○		7	
	犯罪人名簿						○	○															3
	市町村合併等に伴う証明書の交付に関すること										○												1
	就学通知書・就学事務							○															1
	税理士登録申請適格調査							○						○			○						3
	登録免許税が軽減される住宅用家屋の証明(租税特別措置法施行令42の1)							○						○						○			3
	市税・賦課・徴収・督促・滞納処分		○		○			○				▲	○							○			6
	市税に関する諸証明							○				○								○			4
	道府県民税賦課徴収		○		○							▲	○							○			5
	道府県税申告書送付、価格の通知				○							○											2
税務関係 (広聴広報関係)	市税過料徴収		○		○			○			○	○								○		6	
	市税過誤納還付充当							○													○		2
	他団体徴収嘱託							○					○				○			○			4
	納税貯蓄組合		○		○							○											5
	国勢調査							○															1
	自衛官の募集	○										○	○	○		○		○	○		○		7
	自動車の臨時運行許可	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○		○		○	○	○	○		14
	原付・小型特殊運転交付	○		○		○					○												5
	一般旅券の発給申請の受付、交付、返納等										○												2

※ ▲は事務事業欄の項目のうち一部のみを行っていることを表す。
出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

区長への事務委任の状況 ②

事務事業		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計	
コミュニティ振興 社会教育関係	市民カード交付		○	○	○	○																	4
	市民利用施設施設使用料の徴収、減免、返還		○			○	○					○					○						5
	市民利用施設維持管理					○	○										○						3
	市民利用体育・文化施設の管理委託						○																1
	市民利用福祉施設の管理委託						○										○						2
	青少年育成事業委託						○																1
	地縁団体の印鑑登録・証明						○					○	○										3
	地縁団体の認可						○					○	○		○								4
	地域活動支援補助金交付決定等				○		○					○	○			○						○	5
	区民イベント補助			○			○																2
	老人クラブ助成						○										○						2
	コミュニティ広場指定、整備補助						○																1
	コミュニティ懇談会運営費補助			○			○																2
	集会所建設補助			○			○																2
	自治会・町内会館整備費融資事業						○																1
	未利用公益用地等の地域利用						○																1
	区主催の催事、儀式及び区長が行う表彰の実施						○										○						1
地域振興に係る協定、覚書等の締結																○						1	
福祉・衛生関係	諸届					○	○					○	○		○	○		○		○		8	
	被保険者資格・認定	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○		○		○		13	
	給付	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○	○		○		○		10	
	保険料賦課徴収	○	○	○		○	○			○	▲	○	○		○	○		○		○		13	
	国民健康保険料その他の諸収入金の賦課(保険料の算定方法、料率及び減免の基準の決定に関するものを除く)及び納付告知に関すること											○											1
	保険料滞納処分	○	○			○	○					○	○		○	○		○		○		○	10
	保険料過誤納還付充当	○				○	○					○	○		○	○		○		○		○	9
	保険料過料徴収	○	○			○	○					○	○		○	○		○		○		○	10
	諸証明					○	○				○	○	○		○	○		○		○		○	10
	保険料納付組合に関すること											○	○		○	○		○		○		○	2
	高額療養費貸付事業											○				○						○	4
	療養の給付の一部負担金の減額に関すること											○											1
特定検診、特定保健指導																					○	1	
被保険者に対するはり・きゅう施術費支給																						1	

※ ▲は事務事業欄の項目のうち一部のみを行っていることを表す。
出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

区長への事務委任の状況 ③

事務事業		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計	
後期高齢者医療保険	諸届	○					○					○	○		○	○		○		○		8	
	被保険者資格・認定						○					○	○							○		1	
	給付						○					○	○							○		1	
	保険料賦課徴収		○	○		○	○					○	○						○		○	9	
	保険料滞納処分	○	○			○	○					○	○			○	○		○		○	9	
	保険料過誤納還付充当	○				○	○					○	○			○	○		○			8	
	保険料過料徴収	○	○			○	○					○	○			○			○			8	
	諸証明																			○			1
	被保険者に対するはり・きゅう施術費支給																		○		○		2
	介護保険	被保険者の資格	○	○	○		○	○					○	○			○		○		○		10
要介護認定・要支援認定	○	○	○		○	○						○	○							○		8	
給付	○																	○		○		3	
利用者負担額減額費の受給資格者の登録に係る資格の得喪	○																			○		1	
保険料その他の徴収金の賦課・徴収																		○		○		2	
利用者負担助成等																				○		1	
資金貸付事業																				○		1	
介護保険法に基づく地域支援事業に係る給付																				○		1	
障害者自立支援法による障害程度区分の認定												○										1	
障害者自立支援法による介護給付費等の支給決定												▲								○		2	
障害者自立支援法による介護給付費等の支給																				○		1	
障害者自立支援法による地域生活支援事業																				○		1	
障害児通所給付費及び特別障害児通所給付費の通所給付決定												○										1	
障害児入所給付費の入所給付決定												○										1	
障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等の申請の受付及び支払その他の給付事務（一部を除く）												○										1	
医療費関係	乳幼児医療費助成	○	○												○	○				○		5	
老人医療費助成														○	○					○		3	
母子（父子）家庭等医療費助成	○	○												○	○					○		5	
心身障害者医療費助成		○												▲								2	
重度心身障害者医療費助成	○													○	○					○		4	
高齢重度心身障害者医療費助成														○	○							2	
老人福祉法の措置費用徴収	○					○	○							○								4	
児童福祉施設入所措置徴収																		○				1	

※ ▲は事務事業欄の項目のうち一部のみを行っていることを表す。
出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

区長への事務委任の状況 ④

事務事業		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計	
各種手当金	特定障害者給付金						○				○							○		○		4	
	児童扶養手当受給資格手当額認定請求			○									○										2
	特別児童扶養手当受給資格手当額認定請求			○									○			○							3
	特別児童手当支給						○																1
	引揚者給付金支給												○										1
	遺族給付金支給												○										1
	敬老祝い金支給																○						1
	国民年金諸届受理、送付、手帳交付	○	○	○		○	○			○	▲	○	○			▲	○		○		○		13
	国民年金保険料納付組合																○				○		2
	老齢福祉年金諸届		○	○		○						○	○						○				7
保育	保育料賦課徴収																	○				1	
	保育料過料徴収																	○				1	
	保育料及び道路占用料過誤納還付充当																	○				1	
	下水道事業受益者負担金																	○				1	
上下水道	下水道敷地等占用許可占用料徴収						▲													○		2	
	下水道条例の排水設備計画確認、工事検査																			○		1	
	埋火葬許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
埋葬	斎場の利用許可									○	○												2
	遷移自動車の利用許可									○													1
	火葬場使用許可							○			○									○	○	4	
保健所	鳥獣飼育許可	○																		○	○	1	
	有害鳥獣駆除	○																				1	
その他	精神障害者の保護等（精神保健及び精神障害者福祉法21、22、33）						○				○	○					○					4	
	行旅病人・行旅死亡人に関すること																				○	1	
	条例に基づく尿処理申込受理																				○	1	
公園	高齢者虐待防止・養護者支援法に基づく通報等受理、措置、支援																			○		1	
	公園施設利用許可、使用料徴収		○				○														○	3	
	公園における行為許可、施設の設置占用許可、使用料徴収		○				○														○	3	
	公園緑地の境界確認		○																			1	
河川関係	準用河川の占用許可、占用料等徴収																	▲			○	2	
	準用河川の監督処分																				○	1	
	河川管理者以外の者の行う準用河川の工事承認																				○	1	
水路使用許可、使用料徴収																				○	1		

※ ▲は事務事業欄の項目のうち一部のみを行っていることを表す。
出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

区長への事務委任の状況 ⑤

事務事業		札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計	
道路関係 土木関係	道路境界の確認		○																				1
	工事施行命令（道路法22①）		○				○																2
	道路管理者以外の者の工事承認（道路法24）		○				○														○		3
	道路占用許可、占用料徴収（道路法32①③）		○				○														○		3
	道路占用料過額納還付充当																		○				1
	警察署長との協議（道路法32⑤）		○					○															2
	国との協議（道路法35）		○					○															2
	原状回復等指示（道路法40②）		○					○															2
	違法放置物件に対する措置（道路法44の2①～⑤）		○					○															2
	負担金の徴収（道路法44の2⑦）		○					○															2
	通行禁止、制限（道路法46①1）		○					○															2
	監督処分（道路法71）		○					○														○	3
	道路の目的外使用許可		○																				1
	私道整備補助		○					○															2
狹あい道路の拡幅整備		○																				1	
占用料徴収（道路法39）																				○		1	
その他	屋外広告物除却		○																				1
	屋外広告物許可申請手数料徴収		○																		○	2	
	街路灯設置、電気料補助		○	○																		2	
	法定外公共物の境界確定・決定、行為許可・協議・立入り 条例に基づく自転車の移動、保管費用徴収		○																			○	1
建築関係	都市計画区域、市街地開発区域内における建築許可		○																				1
	建築物の仮使用承認（建築基準法7の6①1）		○																				1
	優良住宅認定（租税特別措置法）		○																				1
災害対策関係	避難立退勧告指示（災害対策基本法60）						○																1
	応急措置としての土砂の運搬（災害対策基本法62①）						○															1	
	水害予防組合の管理等（水害予防法）						○															1	
	水難救護（水難救護法）						○				○	○									○	4	
	漂流物（水難救護法24①）						○	○														2	
天災による農林漁業者等への資金融通等																				○		1	
合計		29	56	22	18	32	82	10	7	16	31	40	37	16	34	43	7	49	13	58	8	528	

※ ▲は事務事業欄の項目のうち一部のみを行っていることを表す。
出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

指定都市の区の予算の状況（札幌市～浜松市）

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
区の予算の状況	予算要求先	【管理予算、区独自事業】 市民担当部局 【その他】 事業担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	【管理予算、区独自事業】 市民担当部局 【その他】 事業担当部局	事業担当部局	【区執行事業】 市民担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【管理予算】 市民担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	【特外要求予算】 財政担当部局 【特内要求予算】 事業担当部局	【施設管理、イベント、道路・公園維持】 財政担当部局 【産業、建設】 事業担当部局 【住民、福祉】 市民担当部局	【区独自事業】 市民担当部局	【管理予算】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局
	事業名	元気なまちづくり支援事業	区民協働まちづくり事業	区まちづくり推進事業	区民ふれあい事業	個性ある区づくり推進費	①地域課題対応事業（区独自事業） ②地域課題対応事業（局区連携事業）	①区の魅力づくり事業 ②地域活性化事業交付金	特色ある区づくり予算	区の魅力づくり事業	地域力向上事業
	平成24年度予算額	375百万円 （1区あたり35～40百万円）	90百万円 （1区平均180百万円）	1,816百万円 （1区平均182百万円）	38百万円 （1区あたり5～8百万円）	2,245百万円 （1区平均125百万円）	①389百万円 （1区あたり55百万円） ②161百万円 （1区平均230百万円）	①17百万円 （1区あたり6.8～4.8百万円） ②66百万円 （1区あたり18～27百万円）	160百万円 （1区あたり20百万円）	29百万円 （1区あたり9.5百万円）	139百万円 （1区あたり16～32百万円）
配分方法等	区の事業計画に合わせて配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	上限のある予算枠内で各区が要求	各区が作成した企画案に基づき配分	基礎額として18区一律に配分する他地域特性や税・国保の取組等に応じて配分	①各区一律55百万円を配分 ②各区の状況に応じ予算枠の範囲内で配分	各区が枠内要求予算として要求	各区が20百万円を上限に予算要求	各区が9.5百万円を上限に予算要求	均等割及び人口規模・面積に応じて配分	

出典：各指定都市に対する状況調査（平成24年6月）の結果をもとに作成

指定都市の区の予算の状況(名古屋市～熊本市)

	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
予算要求先	事業担当部局	【区独自事業】 財政担当部局	財政担当部局	財政担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	事業担当部局	事業担当部局	市民担当部局	財政担当部局	事業担当部局
事業名	自主的・主体的な区政運営	区民提案・共汗型まちづくり支援事業	地域の特性や実情に応じて実施する事業	区民まちづくり基金活用事業	①区の個性をのばすまちづくり事業 ②区政振興費	区づくり推進事業	①区の魅力と活力の向上推進事業 ②まちづくり推進費	区行政推進事業	①魅力づくり事業等 ②区振興事業	-
平成24年度予算額	160百万円 (1区平均10百万円)	210百万円 (1区平均19百万円)	1,530百万円 (1区平均64百万円)	224百万円 (1区あたり18~40百万円)	①261百万円 (1区あたり21~36百万円) ②100百万円 (1区あたり10~12百万円)	48百万円 (1区あたり7.6~20百万円)	①92百万円 (1区平均12百万円) ②1.7百万円 (1区平均0.2百万円)	310百万円 (1区あたり40~50百万円)	①327百万円 (1区平均47百万円) ②130百万円 (1区平均19百万円)	-
配分方法等	8割は均等割、2割は人口割で配分	約5割は均等配分、残り約5割は人口配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求	①各区の要求に応じて配分 ②均等割85%、人口割15%で配分	区の実情に応じて配分(一律ではない)	各区からの要求に基づき配分	大規模区は50百万円、その他の区は40百万円を配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	-

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

指定都市の区における自主事業について(札幌市～名古屋市)

指定都市名	事業名	主な内容	事業例
札幌市	元気なまちづくり支援事業	まちづくりセンター単位で実施する事業や、住民による企画提案型事業など、市民主体のまちづくり活動を支援。	・子ども安全マップ作成支援 ・子育て支援セミナー ・スポーツ大会開催支援
仙台市	区民協働まちづくり事業	地域課題の解決、地域の活性化・特色ある区づくりを推進するため、市民と区役所との協働を促進する「企画事業」、市民団体が行うまちづくり活動に対する公募助成の「まちづくり活動助成事業」を行う。	・区民まつり・文化祭の協働企画 ・川の美化活動・緑化活動
さいたま市	区まちづくり推進事業	区民会議等との連携を図り、区民との協働を進め、区の個性を生かしたまちづくりを推進。	・区民満足度アップ経費(道路緊急修繕等) ・区民ふれあいコンサート
千葉市	区民ふれあい事業	区の地域特性や区民の意向を踏まえた各種事業を展開	・みんなで創る区づくり活動支援(補助) ・区民対話会
横浜市	個性ある区づくり推進費	地域の特性やニーズに応じて個性ある区づくりを推進するための経費。地域との協働により、各区の特性に応じた様々な事業を実施。	・区企画事業(地域防災力向上事業、参加と協働による地域自治検討事業)
川崎市	地域課題対応事業(区独自事業)	地域社会が抱える課題の解決や地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、区民の参加と協働により、実施していく事業。	・区制40周年記念事業(区単独) ・スポーツを通じた地域活性化推進事業(局区連携)
	地域課題対応事業(局区連携事業)	(うち、局区連携事業:地域からの視点を活かして、区の課題解決を図るため、区役所が関係局と主体的に調整を行い推進する事業)	
相模原市	区の魅力づくり事業	区民としての一体感を育み、区民への愛着や誇りなどの意識の醸成を図る。	・区のCM作成 ・区民交流イベントの開催
	地域活性化事業交付金	市民の幅広い参加と協働による地域の活性化を目指して、市民が主体的に取り組む事業に交付する。	・自治会加入促進事業 ・地域史跡マップをつくる事業
新潟市	特色ある区づくり予算	区自らが区の特色を活かしたまちづくりを考え実行するために、区が直接予算要求する	・ホテルのいる原風景復元事業 ・田んぼアート制作支援事業 ・高齢者見守り体制整備支援事業
静岡市	区の魅力づくり事業	区のイメージアップや活性化を図る事業、区民との交流を促進する事業などを、3区がそれぞれ独自の視点・手法で展開	・英区スタンプラリー ・携帯写真コンテスト
浜松市	地域力向上事業	地域課題の解決、地域資源の活用により、住みよい地域社会の実現を目指す「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」と「地域課題を解決する区企画事業」を実施。	・浜松餃子まつり&全国餃子サミット(助成) ・防犯カメラ設置事業(区企画)
名古屋市	自主的・主体的な区政運営	各区役所が、区民ニーズを把握し、災害につよいまちづくり、区の特色や魅力を活かしたまちづくり、区民に親しまれる区役所づくり等に取り組む。	・避難所運営リーダーの養成 ・子育てサロン運営支援 ・区民まつり・区役所授乳室の整備

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果及びホームページ資料をもとに作成

指定都市の区における自主事業について(京都市～熊本市)

指定都市名	事業名	主な内容	事業例
京都市	区民提案・共汗型まちづくり支援事業(区民提案型支援事業)	区民が自発的、自主的に企画、運営する事業を募集し、区民まちづくり会議等の選考により採択し、経費の一部を補助。	・区民、地域団体、NPO法人、大学等が自発的、主体的に行うまちづくり活動・事業に対して経費の一部を補助
	区民提案・共汗型まちづくり支援事業(共汗型事業)	幅広い区民が参画する区民まちづくり会議における議論等を踏まえ、区民と各区役所が共汗して取り組む区民ぐるみの事業を実施。	・区民ふれあい文化祭 ・駅周辺おでかけマップの作成 ・特別養護老人ホーム等への整備助成
大阪市	地域の特性や実情に応じて実施する事業	市民参画・協働の仕組みづくり、健康づくり・地域福祉の推進、地域の子育てネットワークの形成、地域におけるスポーツ・生涯学習支援事業等	・コミュニティ育成事業 ・成人の日のつどい事業 ・生涯学習ルーム事業
堺市	区民まちづくり基金活用事業	平成18年に創設した「堺市区民まちづくり基金」を活用し、区域の特性を活かした特色あるまちづくり事業を各区で実施する。	・区民文化祭 ・区マスコットキャラクターグッズ作成 ・高齢者見守りネットワークプロジェクト
神戸市	区の個性をのばすまちづくり事業	地域の特性に応じた新たな仕組みづくりや地域の主体的な活動を育み、区民との協働により、各区の特色を活かしたまちづくりを進める。	・みんな笑顔やん健康やんプロジェクト ・神戸マラソンの元氣アップ応援事業 ・はじめましてプレマサロン
	区政振興費	区民の行政需要にきめ細かく対応し、区の総合調整機能をより活性化し、区の独自の政策立案機能の充実をはかる。	・環境整備関係等の簡易な要望処理 ・広報・広聴関係及びコミュニティ事業の推進
岡山市	区づくり推進事業	各区の特色を活かしたまちづくりを区民等と協働して推進する。	・犯罪のないまちづくりを推進する事業 ・美しいまちづくりを推進する事業 ・地域活性化イベント事業
広島市	区の魅力と活力の向上推進事業	区役所が、市政座談会や区長と住民との対話を踏まえ、企画・立案力を十分に発揮し、地域の魅力向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を効果的に支援することによって、魅力と活力のあるまちづくりを推進する。	・地域コミュニティの強化事業 ・ボランティア花壇づくり事業 ・地域発！わがまちブランド事業
	まちづくり推進費		・まちづくり支援センターの運営 ・商店街振興事業補助
北九州市	区行政推進事業	区役所が主体となって市民との協働により地域課題の解決や地域の活性化を推進する事業、地域まちづくり活動助成・支援事業等	・門司港バナナの叩き売り活用及び伝承事業 ・環境美化活動支援事業 ・イノシシ対策
福岡市	魅力づくり事業等	区の裁量による区基本計画を推進する事業や区の魅力づくり事業等	・区イベント振興事業 ・地域の子育てネットワークづくり事業 ・まちかど災害情報ステーション事業
熊本市	—	—	—

出典：各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果及びホームページ資料をもとに作成

13

市議会議員(又は道府県議会議員)が選出された行政区単位において市民や区長とともに活動し、市政に反映する仕組み

◎ 該当 2市

	川崎市	横浜市
内容	市議及び県議は、その議員の選挙区とされる区の区民会議に出席することができ、会議に出席した議員は区民会議参与として必要な助言をすることができる。	「個性ある区づくり推進費(自主企画事業費)」の創設を契機に、区と各区選出市議会議員が意見交換するための協議の場として、「区づくり推進横浜市議会議員会議」を平成6年5月に設置。 会議では、各区における諸課題や各事業の必要性について、区長が説明。 区では、この会議で出された意見を極力予算へ反映させるよう努めている。 平成17年度の区予算制度の改革に伴い、区政に関する重点政策事業事項等について、これまで以上に各区選出議員と区がより多く意見交換を果たせるよう、開催回数を年2回から3回に拡大するなどの見直しを行った。 ・6月頃 当該年度執行計画 ・10月頃 前年度執行実績、 当該年度執行状況 次年度予算編成の考え方 ・2月頃 次年度予算案の概要

出典：各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

14

地方自治法に基づく区地域協議会の設置状況

◎ 該当 2市

	新潟市	浜松市
設置組織	法第252条の20第6項に規定する区地域協議会(19年4月設置) (名称:区自治協議会)	法第252条の20第6項に規定する区地域協議会(19年4月設置) (名称:区協議会)
委員構成(委員数)	30人以内で構成 ・地域から選出された者・公共的団体等から選出された者 ・学識経験者・公募による者	定数20人(西区・北区・天竜区は25人) (以下、各区合計数) ・区協議会が選定した公共的団体等から推薦された者100名 ・区協議会から直接指名された者42名 ・公募による者13名
選任方法	区自治協議会からの推薦に基づき市長が任命する。推薦に当たっては、各区自治協議会内に置かれる推薦会議による。	区協議会が設置する推薦会(区協議会委員3~7名で構成)が、公共的団体等の選定案、公募委員の公募方法・選定方法案、直接指名委員の推薦案の作成等を行い、区協議会で承認した後、案に基づき、市長が選任する。
任期	2年(再任は、原則1回まで)	2年(再任は1回限り)
所掌事務・権限	① 当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 ・ 区役所が所掌する事務に関する事項 ・ 前号に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項 ・ 市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項 ② 当該区域の事項に係る市長の必須意見聴取 ・ 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項 ・ 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項 ・ 特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案に関する事項	① 当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 ・ 当該区の区役所が所掌する事務に関する事項 ・ 上記のものほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項 ・ 市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 ・ 新市建設計画に関する事項 ・ 合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項 ・ 基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項 ・ 区役所に係る予算編成に関する事項 ・ 大規模な組織改編に関する事項 ・ 区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項 ・ これらに掲げるもののほか、規則で定める重要な事項 ② 当該区域に係る建議・要望
報酬の有無	報酬なし (ただし、会議等に出席した委員には、3,000円の費用弁償を支給)	月額5,000円 (会長職は月額6,000円)
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	年12回(中央区自治協議会)	年12回(中区協議会)

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

15

区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

◎ 該当 11市

	札幌市	さいたま市
設置組織	区民協議会 (組織名称、設置時期、構成団体等は区によって異なる)	区民会議 (平成15年4月1日)
委員構成(委員数)	・ 連合町内会その他の地域の各種まちづくり活動団体 ・ 構成団体の範囲や数は、区によって異なる。	・ 原則20名以内(区長の裁量により増員することができる。)
選任方法	・ 区によって異なる。	(桜区区民会議の例) 合計16名 ・ 各種団体又は市民活動団体から推薦を受けた者10名 ・ 大学から推薦された者1名 ・ 公募により選出された者5名
任期	・ 団体又は団体の代表者を構成員としており、原則として任期の定めはない。	・ 2年(再任は、原則1回まで) ・ 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
所掌事務・権限	・ 区民協議会では、自ら設定したテーマや各構成団体の活動内容に関する情報共有や地域課題を把握した上での意見交換などの活動を行っており、その対象とする範囲については特段の制約はない。	① 区民が主体となって、区内のさまざまな課題等を協議し、区長に提言する。 ② 協議内容は、区が主体的に取り組むべき地域課題等を基本とし、テーマ設定の範囲は概ね次のとおりとする。 ・ 区長から提示したもの ・ 委員の発意によるもの
報酬の有無	・ 報酬・費用弁償なし。	・ 報酬なし (ただし、予算の範囲内で、会議の出席に対し、交通費程度を支給することができる。)
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	・ 区によって、取り上げるテーマや活動の形態(情報共有、意見交換、実践活動等)は様々である。	桜区の例・・・年7回 ・ 第1回 平成23年5月26日 協議テーマについて協議 ・ 第2回 6月30日 「桜区ブランド再発見」について協議 ・ 第3回 7月21日 桜区ブランド候補となる地域資源の抽出 ・ 第4回 9月15日 地域資源のアンケート結果について協議 ・ 第5回 11月10日 提言書の作成について協議 ・ 第6回 平成24年1月26日 提言書の作成について協議 ・ 第7回 3月14日 委員発意による協議テーマについて協議

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

16

区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

◎ 該当 11市

	横浜市	川崎市
設置組織	泉区地域協議会 (平成21年4月設置)	区民会議 (平成18年 区民会議条例公布・施行)
委員構成(委員数)	・区内12地区に展開している「地区経営委員会※」から、各2名選出。委員合計24名 ※ 地区経営委員会:区内12の地区連合町内会の区域を単位として、自治会町内会のほか、地域で活動する団体で構成され、地区内の合意形成を図りながら課題解決に取り組む組織。	・各区において、選出された区民により20名以内で構成(区民:その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう。)
選任方法	・各地区経営委員会において推薦された者の中から、区長が委嘱する。	・団体推薦 ・公募(公募は、申込書及び小論文による書類選考) ・区長推薦
任期	・2年(再任を妨げない)	・2年(委員の在任期間は、附属期間等の設置等に関する要綱に基づき、就任時に通算10年を超えない範囲で各区の状況に合わせて運用することとしている。なお、各区において要綱で再任回数を規定しており、1~2回まで可としている。)
所掌事務・権限	① 地域に関わる区の施策について、区長の諮問を受け、審議し、答申すること。 ② 地域の課題解決について情報交換を行い、地区経営委員会の活動に反映させること。 ③ 区の事務事業について、評価し、提言を行うこと。	・区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。また、その他、区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るために必要な事項について調査審議を行うこと。 ・審議結果を適切な時期に区長に提出すること。
報酬の有無	・報酬なし (会議出席した委員に費用弁償を支払う)	・区民会議1回の出席につき8,000円 ・専門部会1回の出席につき2,000円
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	<p><他の自治組織・・・区民会議> 区民会議は、昭和49年に各区で発足し、区民相互の創意により、民主的な立場に立って話し合い、住み良いまちづくりを目指すことを目的として、現在6区で活動。 区民会議で話し合われた内容は、要望・提言として、区役所へ提出し、区政に反映。</p>	<p>第3期川崎区区民会議(平成22、23年度) 【全体会】 ・平成22年度・・・3回 ・平成23年度・・・3回 【専門部会】 ・幹事会、高齢者部会、子ども部会、環境部会を設置。 年5~7回程度開催。</p>

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

17

区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

◎ 該当 11市

	相模原市	静岡市
設置組織	緑区区民会議・中央区区民会議・南区区民会議 (平成22年7月設置)	静岡市区民懇話会 (静岡市区民懇話会設置要綱)
委員構成(委員数)	25人以内で構成 ・区内のまちづくり会議から推薦された者 ・区内の公益的活動を行う団体から推薦された者 ・学識経験のある者 ・区内の住民(公募等) ・市長が特に必要と認める者	各区10名程度 ・市内全域を活動区域とする団体の代表者 ・区の区域に所在する団体の代表者 ・区民
選任方法	・団体による推薦 ・公募による募集(選考委員会で選考) 等	・団体からの推薦又は市からの就任依頼により選出する。 (公募枠については、市職員(区役所・本庁)により各区ごとに組織する区民懇話会公募委員選考委員会にて選考する。)
任期	・2年	・依嘱された日の属する年度の翌年度末 (最大2年、再任は1回まで)
所掌事務・権限	・区のまちづくりに関する必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。	・懇話会は、次に掲げる事項について審議し区長に提案する。 1 地域の諸問題に関すること。 2 区の魅力づくり事業に関すること。 3 区民交流の促進に関すること。 4 区の特性を活かしたまちづくりに関すること。 5 その他、区における施策に関すること。
報酬の有無	・報酬 日額12,600円(費用弁償として、市外に住所を有する者について、住所地又は勤務地から会議等へ出席するために必要とする鉄道賃又は車賃の実費を支給。)	・報酬 出席1回につき 8,000円 (費用弁償 出席にかかった交通機関運賃を実費にて支給)
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	南区区民会議・・・平成23年度は12回開催(以下開催例) ・第8回 平成23年4月26日 「東日本大震災」に対する取り組み・課題について 南区の現状と課題の整理について ・第19回 平成24年3月9日 南区区ビジョン答申案について	葵区の例・・・年6回(以下開催例) ・第1回 平成23年5月25日 区民懇話会の概要について 第4期葵区区民懇話会の検討テーマについて 第4期葵区区民懇話会のスケジュールについて ・第6回 平成24年2月29日 「安全・安心な地域コミュニティを考える」―地域防災力の向上を目指して―について

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

18

区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

◎ 該当 11市

	名古屋市	京都市
設置組織	安心・安全で快適なまちづくり協議会 (設置時期:平成16年度) ※区によって名称が異なる	区基本計画推進組織を設置 (名称や設置時期は、区ごとに異なる)
委員構成(委員数)	・ 地域や事業者団体の代表、公共的団体、警察署等の関係行政機関などで構成 ※区によって異なる	・ 構成員及び人数については、各区の取組によって異なるが、概ね、自治会組織、学識経験者、事業者、NPO法人、市民公募委員など、様々な分野から幅広く区民に参画いただいているケースが多い。 ・ 選出方法及び任期についても同様であり、例えば選出方法については、自治会組織からの推薦を依頼したり、公募による選出を行うなど多岐にわたっており、組織の活性化を図れるよう各区において工夫を行い選出を行っている。
選任方法		
任期	・ 定めなし	
所掌事務・権限	・ 設置目的… 安心、安全で快適なまちづくりに関する市民活動を推進し、地域の課題について総合的に取り組むため、市民及び事業者と協働し、公共的団体及び関係機関の参画を得て、区ごとに安心、安全で快適なまちづくりを推進するための組織を整備したものを。	・ 将来ビジョンを区民と共有し、個性あふれるまちづくりを展開するため、各区において基本計画を定めているが、幅広い区民の参加を図って取組が進められるよう設置している。 ・ 各区において違いはあるが、概ね以下の取組を行っている。 1 区基本計画に係る各事業の事業決定、実績報告 2 区基本計画全体の進捗管理・評価
報酬の有無	・ 報酬なし	・ 報酬・費用弁償の有無については、①無報酬、②旅費相当額を現物支給、③一定の謝礼を支払うなど、各区によって対応が異なる。
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	・ 町を美しくする運動 ・ 交通安全市民運動 ・ 青少年育成運動 ・ 生活安全市民運動 ・ 防災安心まちづくり運動 (上記の5つの活動の他、自転車駐車対策協力活動、犬猫ふん害等対策活動、歩行喫煙等対策活動など地域課題の解決に向けた活動に取り組んでいる。)	・ 活動状況については、各区の状況に応じて、年数回程度(1回～6回程度)の実施を行っている。

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

19

区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

◎ 該当 11市

	大阪市	堺市
設置組織	〇〇区政会議 (平成23年7月～9月設置) ※各区の区政会議開催要綱の施行期日によって異なる。	区民まちづくり会議 堺区(H20.12.1)、中区(H20.9.1)、東区(H20.12.1)、西区(H20.11.1) 南区(H18.6.1)、北区(H20.10.1)、美原区(H19.12.7)
委員構成(委員数)	合計 7名～35名 ・ 公益活動を行う団体から推薦された者 6名～31名 ・ 委員に応募した者 1名～6名 ・ 区長が適当と認めた者 0～7名	合計人数は、各区によって異なり、15名から30名 ・ 区内の自治連合協議会が推薦する者 ・ 民生委員児童委員会など、公共的団体が推薦する者 ・ 公募による者
選任方法		・ 各種団体から推薦された者を選任 ・ 公募委員については、小論文等により選考
任期	・ 概ね1年～2年 ※ 再任については、「審議会等の設置及び運営に関する指針」において、「特に必要がある場合を除き、在任期間が引き続き4年を超えない、又は引き続き再任1回まで」とされている。	・ 懇話会として位置付けられているため任期はない。ただし、依頼期間としては2年程度。
所掌事務・権限	・ 区政運営及び区において実施される事務事業について意見を述べ、区政を評価する。	○ 当該区域に係る課題等に関する協議 ・ 地域の課題解決に向けた区と区民との協働による具体的活動等について協議 ・ 区の行動計画の進捗状況に関すること ・ 区の自主事業に対する企画提案
報酬の有無	・ 報酬、費用弁償ともなし。	・ 報酬なし (謝礼として、年間で5,000円の図書カードを支給する区もある)
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	・ 年2回実施:6区 ・ 年3回実施:12区 ・ 年4回実施:6区 (区政会議の設置根拠である「区における総合行政の推進に関する規則」において、区長は、必要に応じて区政会議の部会を開催することができることとされており、平成23年度には、12区で分野・課題別の部会を開催している。)	<会議名称> 南区区民まちづくり会議 <開催実績> 全体会 年間6回 専門部会 ・ 交流班 年間4回 ・ 魅力班 年間7回 ・ 安心班 年間5回 その他活動 フィールドワーク等 年間10回

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

20

区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意設置)

◎ 該当 11市

神戸市	
設置組織	区民まちづくり会議(平成6年10月)
委員構成(委員数)	各区ごと原則として50名 ・自治会・婦人会・子ども会・老人クラブ・ふれあいのまちづくり協議会などの地縁系団体、ボランティア・NPO、大学関係者、など
選任方法	・区長の推薦に基づき市長が委嘱
任期	・2年
所掌事務・権限	1 実践活動の企画・検討、実施、支援、提案等に関すること 2 活動等のテーマに関し、広く区民の声を聴く懇談会等の開催に関すること 3 その他、市政・区政に関する提言・提案及び目的を達成するために必要な活動に関すること
報酬の有無	・報酬なし
平成23年度の活動状況(標準的な区の例)	長田区区民まちづくり会議 (開催実績 平成22年度～平成23年度の2ヵ年) ・総会 全4回 ・各部会 全11回～18回

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

21

大都市の市議会議員が区の議員等を兼ねている例

◎パリ(フランス)の区(Arrondissement)

1. 市議会議員と区議会議員

- ・20の区がそのまま選挙区となり、両者の選挙は同一の名簿により同時に実施。
- ・区ごとの市議会(定数163)と区議会(定数合計354)の定数の割合は、原則1:2。区議会の定数は最も少ない区でも10。
- ・各区議会での当選者のうち、各党派・各区ごとの名簿における上位者が同区選出の市議会議員を兼務。

2. 区議会の権限

- ・市議会と市民の間の媒介役(区内の問題に関して書面・口頭で質問)
- ・市議会の諮問機関(区内の事業や活動団体への助成、市の公共施設運営の条件等について事前に意見を述べる)
- ・地区の公共施設の管理機関として、その立地計画を決定(ただし、公共施設の一部は市の管轄であり、また費用支出の最終決定権は市議会が有する)。
- ・経常予算については、各区議会は、毎年、当該議会の経常収支の内訳を明らかにする区財政特別報告書を採択し、市の予算の付属文書として市議会に提出。

3. 区長

- ・区長は区議会・市議会の兼務議員の中から区議会で互選。区の代表と国の行政機関という二重の役割を負う。
- ・区の代表者として、区の土地利用、開発、公共施設整備等の事業に関して発言権を持ち、区内の公共住宅の半数の入居割当などの事務権限を市長から委任される。国の機関として、戸籍、選挙、義務教育、国民役務に関して市長の所轄する事務を行う。
- ・投資予算の議決権は市議会が有するが、採決前に市長と各区長により構成される公共施設計画会議への諮問が義務付けられている。

◎トロント(カナダ)のコミュニティ・カウンスル(Community Council)

1. 市議会議員とコミュニティ・カウンスル

- ・コミュニティ・カウンスルは、市議会において分野ごとに設けられる委員会とは別に、市議会の中に地域の声を反映させるため、市議会の44の小選挙区を4つにまとめた区域(選挙区数10～12)ごとに設けられる委員会で、各区域から選出された市議会議員が委員となる。

2. コミュニティ・カウンスルの権限

- ・区域内の開発計画、交通・駐車規制等に関する市議会への提案
- ・柵の高さ等の規制の免除や路上カフェの免許等に関する決定権限
- ・住民が口頭又は文書による意見表明を行うことも可能

(参考文献:植村哲他(2009)「サルコジ大統領によるフランスの地方自治制度改革に関する動向(三)」(『地方自治』第741号)、自治体国際化協会(2009)「フランスの地方自治」、トロント市ウェブサイト)

22

地方自治法における普通地方公共団体の議員の兼職禁止規定の沿革(1)

○ 地方自治法(昭和22年法律第67号) ※制定時の条文

第92条

- ① 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体の有給の職員と兼ねることができない。

※ 都道府県議会議員の場合

- 兼職禁止 … 国会議員、当該都道府県の知事及び有給の職員
兼職可能 … 市町村長及び市町村の有給の職員、市町村議会議員

○ 昭和23年改正で、普通地方公共団体の議員は、当該普通地方公共団体のみならず他の地方公共団体の有給の職員との兼職も禁止。

第92条

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の有給の職員と兼ねることができない。

- ・ 政府原案では、盛り込まれていなかったが、衆議院の治安及び地方制度委員会において修正され、第2項中「当該普通」を削除。
- ・ 衆議院治安及び地方制度委員会委員長の本会議での説明
「…現在府県議会議員の半分ないし2、30パーセントは市町村長がやっており、執行機関と議決機関とを混同しておるきらいがあるのみならず、これらの職務はいずれも多忙な劇職であるから、相兼ねることは不相当であると認めたいゆえんであります。」

※ 都道府県議会議員の場合

- 兼職禁止 … 国会議員、都道府県の知事及び有給の職員、市町村長及び市町村の有給の職員
兼職可能 … 市町村議会議員

23

地方自治法における普通地方公共団体の議員の兼職禁止規定の沿革(2)

○ 昭和25年の公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律(法律第101号)改正で、普通地方公共団体の議会の議員は、他の普通地方公共団体の議員との兼職について禁止。

第92条

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員及び有給の職員と兼ねることができない。

- ・ 原案では、この点についての改正は提案されていなかったが、参議院の特別委員会において公職選挙法案の修正に伴い、第2項中「議会の議員及び」を追加。

※ 都道府県議会議員の場合

- 兼職禁止 … 国会議員、都道府県の知事及び有給の職員、市町村長及び市町村の有給の職員、市町村議会議員

24

第30次地方制度調査会第16回専門小委員会 次第

平成24年7月9日(月)

15:30～17:30

全国都市会館 第1会議室(3階)

1 開 会

2 議 題

- ① 大都市のあり方について
 - ・ 指定都市制度について
- ② その他

3 閉 会

○配付資料

資 料 1 指定都市関係資料

資 料 2 消防庁提出資料

参考資料1 道府県税、市町村税の概要

参考資料2 指定都市の税制上、財政上の特例について

- 指定都市の区の役割や住民自治に関する現状を踏まえて、これらを強化する方法を検討すべきか。
- 区の役割や住民自治の強化を検討する場合に、全ての指定都市を対象にすべきか、それとも、特に人口規模の大きい指定都市を対象にすべきか。
- 区の役割を強化するため、個別法により区の事務や区長の権限を定めたり、市長の権限を任意に区長に委任する現行制度に加え、以下のような方策を採ることについてどう考えるか。
 - ・ 条例により、区の事務や区長の権限を定めること
 - ・ 条例により、区長に予算に関する権限を一部付与すること
- 区の役割強化に対応して区レベルでの住民自治を強化するため、以下のような方策を採ることについてどう考えるか。
 - ・ 区長を特別職とし、市長が議会の同意を得て選任すること
 - ・ 市議会内に区単位の委員会を設置すること
 - ・ 区地域協議会のような諮問機関を設置すること
- 指定都市の区域内から選出される都道府県議会議員について、指定都市の市議会議員との兼職を可能とすることについてどう考えるか。
- 各指定都市における全職員に占める区役所職員の割合と、人口当たりの職員数との関係についてどう考えるか。

<参考>

●長の事務の補助機関である職員への委任：委任の形式については制限なし(規則によることが通例)

- ◎ 地方自治法(昭和22年法律第67号)
 第一百五十三条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。
 ② (略)

●長の事務を分掌する場合に、分掌事務を条例で定めることとしている例(長の直近下位の内部組織)

- ◎ 地方自治法(昭和22年法律第67号)
 第一百五十八条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。
 ② (略)

●長以外の機関の予算に係る権限を規定している例(地方公営企業の管理者、教育委員会)

- ◎ 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)
 (管理者の担任する事務)
 第九条 管理者は、前条の規定に基づいて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担当する。
 一・二 (略)
 三 予算の原案を作成し、地方公共団体の長に送付すること。
 四～十五 (略)
- ◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)
 (教育委員会の意見聴取)
 第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

●地方公共団体における「総合調整」

地方公共団体の執行機関においては、国では各大臣が分担管理している各行政分野の権限の多くが長に集中していることに加え、他の執行機関(委員会・委員)に対しても、長の統轄代表権(自治法147条)、組織等に関する長の総合調整権(自治法180条の4)、予算調製権等の長への一元化(自治法180条の6)等により、長が「総合調整」の役割を果たしている。

普通地方公共団体の議員の兼職禁止等について

都道府県議会議員の場合

1. 立候補制限によるもの(昭和25年の公選法制定後)

公職選挙法89①は、国、地方公共団体の公務員等の在職中の立候補制限を定めている。また、同法90条により、現に公務員が立候補した場合には、何らの手続を要せず退職したものとみなされる。

→ 在職中は、全ての公職の候補者となることができない。(ただし、当該都道府県議会議員の任期満了選挙については、在職中でも立候補可能)

2. 被選挙権(住所要件)の制限によるもの(昭和22～25年は自治法、25年以降は公選法による)

公職選挙法10①により、都道府県議会議員及び市町村議会議員の被選挙権を有するためには、年齢要件のほか引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するという住所要件が必要。(知事及び市町村長の被選挙権には住所要件なし)

→ 住所地以外の都道府県と市町村の議会の議員については被選挙権を有しない。

3. 兼職禁止によるもの(昭和22年の自治法制定以降、23年、25年に禁止範囲を拡大)

地方自治法92条により、

(昭和22年自治法制定当時)

国会議員、同一の都道府県の知事及び有給の職員との兼職を禁止

(昭和23年改正後)

さらに、他の全ての都道府県の知事及び有給の職員、全ての市町村長及び市町村の有給の職員との兼職を禁止

(昭和25年改正後)

さらに、市町村議会議員との兼職を禁止

→ 現在、全ての地方公共団体の長及び議員との兼職を禁止。

昭和23年改正までは、都道府県議会議員は、①他の都道府県及び全ての市町村の職員(長を含む。)との兼職、並びに②住所地の市町村の議会議員との兼職が可能であった。

昭和25年改正までは、都道府県議会議員は、住所地の市町村の議会議員との兼職が可能であった。

3

(参照条文) 立候補制限関係

● 公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(公務員の立候補制限)

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員(特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百零三条第三項において同じ。)は、この限りでない。

一 内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官

二 技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、政令で指定するもの

三 専務として委員、顧問、参与、囑託員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常勤のものにつき、政令で指定するもの

四 消防団長その他の消防団員(常勤の者を除く。)及び水防団長その他の水防団員(常勤の者を除く。)

五 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員で、政令で指定するもの

2 衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われる場合においては、当該衆議院議員又は参議院議員は、前項本文の規定にかかわらず、在職中その選挙における公職の候補者となることができる。地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙が行われる場合において当該議員又は長がその選挙における公職の候補者となる場合も、また同様とする。

3 (略)

(立候補のための公務員の退職)

第九十条 前条の規定により公職の候補者となることができない公務員が、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項、第八十六条の二第一項若しくは第九項、第八十六条の三第一項若しくは同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出により公職の候補者となつたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その届出の日当該公務員たることを辞したものとみなす。

4

(参照条文) 被選挙権(住所要件) 関係

● 公職選挙法制定前の被選挙権に関する地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定

※ 制定時の条文

第十八条 日本国民たる年齢二十年以上の者で六箇月以来市町村の区域内に住所を有するものは、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

②～⑤ (略)

第十九条 普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢二十五年以上のもは、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する。

②～④ (略)

● 公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(選挙権)

第九条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3～5(略)

(被選挙権)

第十条 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する。

一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者

二 参議院議員については年齢満三十年以上の者

三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの

四 都道府県知事については年齢満三十年以上の者

五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの

六 市町村長については年齢満二十五年以上の者

2 (略)

5

(参照条文) 兼職禁止関係

● 地方自治法(昭和22年法律第67号)における普通地方公共団体の議員の兼職禁止規定の沿革

※ 制定時の条文

第九十二条

① 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体の有給の職員と兼ねることができない。

※ 昭和23年改正

第九十二条

① (略)

② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の有給の職員と兼ねることができない。

※ 昭和25年改正

第九十二条

① (略)

② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員及び有給の職員と兼ねることができない。

6

指定都市の区別の議員数①(札幌市～相模原市)

(単位:人)

北海道・札幌市				宮城県・仙台市				埼玉県・さいたま市				千葉県・千葉市				神奈川県・横浜市				神奈川県・川崎市				神奈川県・相模原市			
区	人口	道議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数
北海道	5,506,419	104		宮城県	2,348,165	59		埼玉県	7,194,556	94		千葉県	6,216,289	95		神奈川県	9,048,331	107		神奈川県	9,048,331	107		神奈川県	9,048,331	107	
札幌市	1,913,545	28	68	仙台市	1,045,986	24	55	さいたま市	1,222,434	15	60	千葉市	961,749	14	54	横浜市	3,688,773	42	86	川崎市	1,425,512	17	60	相模原市	717,544	8	49
中央区	220,189	3	7	青葉区	291,436	7	15	西区	84,029	1	4	中央区	199,364	3	11	鶴見区	272,178	3	6	川崎区	217,328	3	9	緑区	176,192	2	12
北区	278,781	4	10	宮城野区	190,473	4	10	北区	138,630	2	7	花見川区	180,949	3	11	神奈川区	233,429	3	5	幸区	154,212	2	7	中央区	266,988	3	18
東区	255,873	4	9	若林区	132,306	3	7	大宮区	108,488	1	5	稲毛区	157,768	2	9	西区	94,867	1	2	中原区	233,925	3	10	南区	274,364	3	19
白石区	204,259	3	7	太白区	220,588	5	12	見沼区	157,143	2	8	若葉区	151,585	2	9	中区	146,033	2	4	高津区	217,360	2	9				
厚別区	128,492	2	5	泉区	211,183	5	11	中央区	96,055	1	5	緑区	121,921	2	6	南区	196,153	2	5	宮前区	218,867	3	9				
豊平区	212,118	3	7					桜区	96,911	1	5	美浜区	150,162	2	8	港南区	221,411	3	5	多摩区	213,894	2	9				
清田区	116,619	2	5					浦和区	144,786	2	7					保土ヶ谷区	206,634	2	5	麻生区	169,926	2	7				
南区	146,341	2	6					南区	174,988	2	9					旭区	251,086	3	6								
西区	211,229	3	7					緑区	110,118	1	5					磯子区	163,237	2	4								
手稲区	139,644	2	5					岩槻区	111,286	2	5					金沢区	209,274	2	5								
																港北区	329,471	4	8								
																緑区	177,631	2	4								
																青葉区	304,297	4	7								
																都筑区	201,271	2	4								
																戸塚区	274,324	3	6								
																栄区	124,866	1	3								
																泉区	155,698	2	4								
																瀬谷区	126,913	1	3								

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。
 ※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

7

指定都市の区別の議員数②(新潟市～堺市)

(単位:人)

新潟県・新潟市				静岡県・静岡市				静岡県・浜松市				愛知県・名古屋市				京都府・京都市				大阪府・大阪市				大阪府・堺市			
区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	府議数	市議数	区	人口	府議数	市議数	区	人口	府議数	市議数
新潟県	2,374,450	53		静岡県	3,765,007	69		静岡県	3,765,007	69		愛知県	7,410,719	103		京都府	2,636,092	60		大阪府	8,865,245	88		大阪府	8,865,245	88	
新潟市	811,901	15	56	静岡市	716,197	13	53	浜松市	800,866	15	46	名古屋市	2,263,894	32	75	京都市	1,474,015	35	69	大阪市	2,665,314	28	86	堺市	841,966	6	52
北区	77,621	2	6	葵区	255,375	5	19	中区	238,477	4	14	千種区	160,015	2	5	北区	122,037	3	6	北区	110,392	1	3	堺区	148,748	1	9
東区	138,096	2	10	駿河区	213,059	4	15	東区	126,609	2	7	東区	73,272	1	2	上京区	83,264	2	5	都島区	102,632	1	3	中区	123,532	1	8
中央区	180,537	3	12	清水区	247,763	4	19	西区	113,654	2	6	北区	165,785	3	6	左京区	168,802	4	9	福島区	67,290	1	2	東区	85,444	※	1
江南区	69,365	1	5					南区	102,381	2	6	西区	144,995	2	5	中京区	105,306	3	5	此花区	65,569	1	2	西区	133,622	1	8
秋葉区	77,329	2	5					北区	94,680	2	5	中村区	136,164	2	5	東山区	40,528	1	2	中央区	78,687	1	2	南区	154,779	1	10
南区	46,949	1	3					浜北区	91,108	2	5	中区	78,353	1	2	山科区	136,045	3	6	西区	83,058	1	2	北区	156,561	1	9
西区	161,264	3	11					天竜区	33,957	1	3	昭和区	105,536	2	4	下京区	79,287	2	4	港区	84,947	1	3	美原区	39,280	※	1
西蒲区	60,740	1	4									南区	98,744	3	5	大正区	69,510	1	3	※東区及び美原区で定数1							
												瑞穂区	105,061	2	4	天王寺区	69,775	1	2								
												熱田区	64,719	1	2	右京区	202,943	5	9								
												中川区	221,521	3	7	西京区	152,974	3	6								
												港区	149,215	2	5	伏見区	284,085	6	12								
												南区	141,310	2	5	西淀川区	97,504	1	3								
												守山区	168,551	2	6	淀川区	172,078	2	5								
												緑区	229,592	3	7	東淀川区	176,585	2	6								
												名東区	161,012	2	5	東成区	80,231	1	3								
												太白区	158,793	2	5	生野区	134,009	1	5								
																旭区	92,455	1	3								
																城東区	165,832	2	5								
																鶴見区	111,182	1	3								
																阿倍野区	106,350	1	4								
																住之江区	127,210	1	4								
																住吉区	155,572	1	5								
																東住吉区	130,724	1	5								
																平野区	200,005	2	6								
																西成区	121,972	1	5								

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。
 ※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

8

指定都市の区別の議員数③(神戸市～熊本市)

(単位:人)

兵庫県・神戸市				岡山県・岡山市				広島県・広島市				福岡県・北九州市				福岡県・福岡市				熊本県・熊本市				(参考)東京都・特別区			
区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	県議数	市議数	区	人口	都議数	区議数
兵庫県	5,588,133	89		岡山県	1,945,276	56		広島県	2,860,750	66		福岡県	5,071,968	86		福岡県	5,071,968	86		熊本県	1,817,426	49		東京都	13,159,388		127
神戸市	1,544,200	23	69	岡山市	709,584	19	46	広島市	1,173,843	25	55	北九州市	976,846	16	61	福岡市	1,463,743	22	62	熊本市	737,001	16	48	23区計	8,945,695		89
東灘区	210,408	3	9	北区	302,685	※8	20	中区	130,482	3	6	門司区	104,469	2	7	東区	292,199	4	12	中央区	185,065	4	12	千代田区	47,115		1
灘区	133,451	2	6	中区	142,237	4	9	東区	120,751	3	6	小倉北区	181,936	3	12	博多区	212,527	3	9	東区	188,959	4	12	中央区	122,762		1
中央区	126,393	2	5	東区	96,948	3	6	南区	138,190	3	7	小倉南区	214,793	3	12	中央区	178,429	3	7	西区	93,405	2	6	港区	205,131		2
兵庫区	108,304	2	5	南区	167,714	4	11	西区	186,985	4	9	若松区	85,167	2	6	南区	247,096	4	11	南区	123,922	3	8	新宿区	326,309		4
北区	226,836	3	10	※北区及び加賀郡(13,033人)で定数8				安佐南区	233,733	4	10	八幡東区	71,801	1	5	城南区	128,659	2	6	北区	145,650	3	10	文京区	206,626		2
長田区	101,624	2	5					安佐北区	149,633	3	7	八幡西区	257,097	4	15	早良区	211,553	3	9					台東区	175,928		2
須磨区	167,475	3	8					安芸区	78,789	2	4	戸畑区	61,583	1	4	西区	193,280	3	8					墨田区	247,606		3
垂水区	220,411	3	10					佐伯区	135,280	3	6									江東区	460,819		4				
西区	249,298	3	11																	品川区	365,302		4				
																				目黒区	268,330		3				
																				大田区	693,373		8				
																				世田谷区	877,138		8				
																				渋谷区	204,492		2				
																				中野区	314,750		4				
																				杉並区	549,569		6				
																				豊島区	284,678		3				
																				北区	335,544		4				
																				荒川区	203,296		2				
																				板橋区	535,824		5				
																				練馬区	716,124		6				
																				足立区	683,426		6				
																				葛飾区	442,586		4				
																				江戸川区	678,967		5				

※人口は平成22年国勢調査の値である(熊本市は平成24年5月1日現在推計人口)。

※議員数は各都道府県及び各指定都市議員定数条例による。なお、既に定数条例を改正し未施行(次回選挙から適用)の場合は当該未施行の条例定数による。

指定都市の職員数の状況①(札幌市～浜松市)

(単位:人)

指定都市名		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	
人口		1,913,545	1,045,986	1,222,434	961,749	3,688,773	1,425,512	717,544	811,901	716,197	800,866	
区役所職員数	区役所職員数	3,122	1,561	1,619	923	7,319	3,378	291	2,301	438	1,156	
	人口1万人あたりの区役所職員数	16	15	13	10	20	24	4	28	6	14	
	全職員に占める区役所職員の割合	22%	16%	18%	13%	27%	25%	6%	31%	7%	20%	
	1区の平均職員数	312	312	162	154	407	483	97	288	146	165	
指定都市の職員数の状況	一般行政	部門別職員数	7,129	4,319	4,963	4,082	13,747	7,371	3,107	3,805	3,104	3,223
		全職員に占める割合	50%	45%	55%	56%	51%	55%	68%	51%	49%	57%
		人口1万人あたりの職員数	37	41	41	42	37	52	43	47	43	40
	教育・消防	部門別職員数	3,745	2,276	2,547	1,917	5,936	2,797	1,231	1,899	1,554	1,887
		全職員に占める割合	26%	24%	28%	26%	22%	21%	27%	26%	25%	33%
		人口1万人あたりの職員数	20	22	21	20	16	20	17	23	22	24
	公営企業等会計	部門別職員数	3,399	2,941	1,435	1,268	7,119	3,317	198	1,716	1,679	535
		全職員に占める割合	24%	31%	16%	17%	27%	25%	4%	23%	26%	9%
		人口1万人あたりの職員数	18	28	12	13	19	23	3	21	23	7
合計	全職員数	14,273	9,536	8,945	7,267	26,802	13,485	4,536	7,420	6,337	5,645	
	人口1万人あたりの職員数	75	91	73	76	73	95	63	91	88	70	

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年7月)の結果をもとに作成

※数値は平成24年4月1日時点(大阪市のみ平成24年5月1日時点)の一般職に属する常勤の職員数

(注)「一般行政」は、議事事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称である。

「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

指定都市の職員数の状況②(名古屋市～熊本市)

(単位:人)

指定都市名		名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	
人口		2,263,894	1,474,015	2,665,314	841,966	1,544,200	709,584	1,173,843	976,846	1,463,743	737,001	
区役所職員数	区役所職員数	3,214	2,720	4,907	898	1,803	886	2,074	1,652	2,472	1,052	
	人口1万人あたりの区役所職員数	14	18	18	11	12	12	18	17	17	14	
	全職員に占める区役所職員の割合	13%	20%	13%	16%	12%	15%	18%	19%	26%	16%	
	1区の平均職員数	201	247	204	128	200	222	259	236	353	210	
指定都市の職員数の状況 部門別職員数等	一般行政	部門別職員数	11,416	7,466	16,440	3,531	7,925	3,194	5,428	4,756	5,506	3,606
		全職員に占める割合	45%	54%	45%	63%	52%	55%	47%	56%	58%	56%
		人口1万人あたりの職員数	50	51	62	42	51	45	46	49	38	49
	教育・消防	部門別職員数	5,308	3,633	7,778	1,528	3,663	1,503	2,646	1,772	2,308	1,283
		全職員に占める割合	21%	26%	21%	27%	24%	26%	23%	21%	24%	20%
		人口1万人あたりの職員数	23	25	29	18	24	21	23	18	16	17
	公営企業等会計	部門別職員数	8,499	2,789	12,667	503	3,659	1,089	3,488	2,022	1,732	1,566
		全職員に占める割合	34%	20%	34%	9%	24%	19%	30%	24%	18%	24%
		人口1万人あたりの職員数	38	19	48	6	24	15	30	21	12	21
合計	全職員数	25,223	13,888	36,885	5,562	15,247	5,786	11,562	8,550	9,546	6,455	
	人口1万人あたりの職員数	111	94	138	66	99	82	98	88	65	88	

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年7月)の結果をもとに作成

※数値は平成24年4月1日時点(大阪市のみ平成24年5月1日時点)の一般職に属する常勤の職員数

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称である。

「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

11

都道府県と指定都市の事務・権限に関する検討の視点

- 都道府県から指定都市に更に移譲すべき事務はどのような事務か、逆に、都道府県から指定都市に移譲すべきでない事務はどのような事務か。
- 現在指定都市において処理されている事務のうち、都道府県が処理すべき事務はないか。
- 都道府県は、以下の事務を処理することとされている。
 - ・広域にわたる事務
 - ・市町村に関する連絡調整に関する事務
 - ・その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務
 都道府県と同様の規模・能力を有する指定都市の存する区域において都道府県が処理すべき事務は、このうち、広域事務と連絡調整事務が中心となるのではないか。
- 地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)によって、都道府県から指定都市等へ移譲対象とされた事務のうち、移譲されていない事務について、どのように考えるか。

12

地方公共団体の主な役割分担の現状

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬取扱者(一部)の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、介護支援専門員の登録 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の指定 市街地再開発事業の認可 指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の入院措置 動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 区域区分に関する都市計画決定 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 旅館業・公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定 身体障害者手帳交付 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の条例による設置制限 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
特別市				<ul style="list-style-type: none"> 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の設置・運営 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) 養護老人ホームの設置・運営 障害者自立支援給付 介護保険事業 国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集や処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の整備・管理運営 都市計画決定(上下水道等関係) 都市計画決定(上下水道等以外) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 消防・救急活動 災害の予防・警戒・防除等(その他) 戸籍・住基

近年都道府県から指定都市に移譲された主な事務

分野	事務	根拠法令
都市計画	◆区域区分に関する都市計画決定	都市計画法第15条第1項第2号等
	◆都市再開発方針等に関する都市計画決定	都市計画法第15条第1項第3号等
	◆都市施設のうち高速自動車国道及び一般国道等に関する都市計画決定	都市計画法第15条第1項第4号～第7号、第87条の2、令第45条等
市民活動	◆特定非営利活動法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等	特定非営利活動促進法第9条等

※ 第2次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号))により移譲されたもの(中核市等まで移譲された事務は除いている。)

都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務①

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
福祉	◆保育士の試験・登録	児童福祉法第18条の8、第18条の18等	
	◆介護支援専門員の登録	介護保険法第69条の2等	
	◆介護サービス事業者 [*] の業務管理体制の確保、介護サービス情報の公表 ※ 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある介護サービス事業者(全ての事業所が一の市町村の区域内にある地域密着型サービス事業者等を除く)	介護保険法第115条の32～第115条の35等	
	◆都道府県介護保険事業支援計画の策定	介護保険法第118条等	
	◆国民健康保険組合の設立認可	国民健康保険法第17条等	
	◆市域を超え、都道府県の区域内で事業を行う社会福祉法人の設立認可	社会福祉法第30条、第31条等	
	◆都道府県福祉人材センターの指定	社会福祉法第93条等	
	◆障害者福祉サービス事業者 [*] の業務管理体制の確保 ※ 全ての事業所等が一の都道府県の区域内にある障害者福祉サービス事業者(全ての事業所が一の市町村の区域内にある特定相談支援事業のみを行う事業者を除く)	障害者自立支援法第51条の2～第51条の4、第51条の31～第51条の33等	
	◆都道府県障害福祉計画の策定	障害者自立支援法第89条等	
	◆特別児童扶養手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条等	
	◆都道府県老人福祉計画の策定	老人福祉法第20条の9等	
	◆認定こども園の認定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	
◆婦人相談所の設置	売春防止法第34条等		

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

15

都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務②

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
保健衛生	◆医療計画の策定	医療法第30条の4等	
	◆病院の開設計可	医療法第7条、第23条の2、第24条等	
	◆地域医療支援病院の承認	医療法第4条等	
	◆精神科病院の設置	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の7等	
	◆臨時の予防接種の実施	予防接種法第6条等	
	◆結核に係る定期的健康診断の実施の指示	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2等	
	◆流域下水道の設置管理 (市町村は都道府県と協議の上、設置管理できる)	下水道法第25条の2等	
	◆浄化槽工事業者の登録	浄化槽法第21条等	
	◆飲食店営業等に関する公衆衛生上の基準策定(指定都市は基準の付加ができる)	食品衛生法第51条、地方自治法施行令第174条の34等	
	◆特定毒物の製造許可	毒物及び劇物取締法第3条の2等	
◆麻薬取扱者(一部)の免許	麻薬及び向精神薬取締法第3条、第50条等		
労働	◆職業能力開発大学校及び障害者職業能力開発校等の設置	職業能力開発促進法第15条の6、第16条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

16

都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務③

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
都市 計画 土木	◆都市計画区域の指定	都市計画法第5条等	指定都市
	◆都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定	都市計画法第15条第1項第1号、第87条の2等	指定都市
	◆都市計画事業の認可	都市計画法第59条等	決定権者 ^{注2}
	◆市街地再開発事業の認可 ◆防災街区整備事業の認可	都市再開発法第7条の9、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第122条等	指定都市
	◆空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計画決定	都市計画法第15条第1項第2号～第7号、第87条の2、令第45条等	
	◆土地利用基本計画の策定、土地利用規制区域の指定	国土利用計画法第9条、第12条等	
	◆一級河川(指定区間)、二級河川、砂防・海岸の直轄区域以外の管理	河川法第9条、第10条、令第2条、砂防法第5条、海岸法第5条等	
	◆公有水面の埋立免許	公有水面埋立法第2条等	
	◆地すべり防止工事の施行及び地すべり防止区域の管理	地すべり等防止法第7条等	
	◆急傾斜地崩壊危険区域の指定	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条等	
◆解体工事業者の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条等		

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

(注2) 決定権者: 都市計画施設等に関する都市計画の決定権者(例えば、産業廃棄物処理施設、流通業務団地等については指定都市、学校、病院、保育所、市場、電気ガス供給施設等については市町村)

17

都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務④

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
農林	◆農用地区域内における開発行為の許可	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2等	市
	◆農林物資製造業者等への立入検査等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の14、第20条、第23条、令第12条等	市
	◆農地(4ha以下)の転用許可	農地法第4条等	市(2ha以下)
	◆農業振興地域整備基本方針の作成 ◆農業振興地域の指定 ◆市町村が定める農用地利用計画の同意	農業振興地域の整備に関する法律第4条、第6条、第8条等	
	◆地域森林計画の策定、民有林の開発行為の許可、保安林の指定(一部)、保安林の管理等	森林法第5条、第10条の2、第25条の2、第34条等	
教育	◆市町村立小中学校等の学級編成基準の決定 ◆市町村立小中学校等の職員の給与等の負担 ◆県費負担教職員定数の決定	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、市町村立学校職員給与負担法第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条等	中核市
	◆市町村立高等学校の設置認可	学校教育法第4条第1項第2号等	
	◆私立幼稚園、私立学校の設置認可 ◆学校法人(一部)の設立認可	学校教育法第4条第1項第3号、私立学校法第4条、第30条等	
文化	◆博物館の登録	博物館法第10条等	
	◆史跡名勝天然記念物の仮指定 ◆重要文化財等の管理に係る技術的指導等 ◆政府が補助金を交付する重要文化財等の管理に係る指揮監督	文化財保護法第35条、第110条、第184条、第187条、令第5条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

18

都道府県の事務のうち、指定都市に移譲されていない主な事務⑤

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
商工	◆全国団体以外の商工会・商工会議所等の基盤施設計画、連携計画の認定	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条、第18条、第22条の2、令第2条等	
外交	◆一般旅券の発給申請受理・交付	旅券法第3条、第8条等	
治安 安全 防災	◆砂利採取計画の認可 ◆岩石採取計画の認可	砂利採取法第16条、採石法第33条等	市
	◆高圧ガスの製造・貯蔵許可 ◆火薬類の製造(一部)・販売・消費許可	高圧ガス保安法第5条、第16条、火薬類取締法第3条、第5条、第25条、第56条の2、令第16条等	市町村
	◆災害時の応急救助	災害救助法第2条等	
	◆防衛大臣への自衛隊の災害派遣の要請	自衛隊法第83条等	
	◆航空消防隊の設置(市町村消防の支援)	消防組織法第30条等	
	◆都道府県警察の設置 ◆交通規制・管制	警察法第36条、道路交通法第4条等	
環境	◆公害健康被害の補償給付 ◆第一種フロン類回収業者の登録	公害健康被害の補償等に関する法律第4条、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第9条等	
	◆工業用水の採取許可	工業用水法第3条等	
	◆ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定、対策計画の策定	ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第31条等	

(注1) 一次勧告：地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

19

都道府県と指定都市の税財源に関する検討の視点

- 現行の指定都市への税財源の配分をどのように評価するか。
- 仮に指定都市に対して更なる事務・権限の移譲を行う場合、それに対応した税財源についてはどのような方法で措置すべきか。
- 事務・権限の移譲とそれに対応した税財源のあり方とを一体的に検討する場合、どのような点について留意することが必要か。例えば、以下の点について、どのように考えるべきか。
 - ・移譲対象事務の種類や所要財源の規模との関係
 - ・地方税体系のあり方との関係
 - ・現在の指定都市と指定都市を包括する都道府県の財政のあり方との関係

20

指定都市を包括する道府県と指定都市の財政指標等の比較①

	北海道	宮城県	埼玉県	千葉県	神奈川県		
歳入(百万円、H22決算)	2,570,659	856,381	1,659,517	1,611,004	1,879,312		
地方税	544,485	237,822	700,317	637,723	999,548		
うち個人道府県民税 (参考・推計額)	155,938	68,577	282,867	259,489	439,275		
指定都市域内の個人道府県民税	62,098	38,391	57,850	43,014	(川崎市)	(横浜市)	(相模原市)
うち法人2税	83,193	47,844	110,506	99,577	180,925		
うち地方消費税(清算後)	115,961	48,262	119,730	113,085	167,244		
地方交付税	698,614	180,055	209,274	170,479	92,517		
その他	1,327,559	438,504	749,926	802,803	787,247		
人口一人当たりの税収額(円)	99,017	102,556	98,071	103,494	112,226		
財政力指数	0.39	0.52	0.76	0.77	0.94		
経常収支比率(%)	94.2	88.2	93.3	92.6	93.9		
実質公債費比率(%)	24.1	15.1	13.3	11.2	9.9		
将来負担比率(%)	330.2	254.5	229.5	206.3	193.1		
ラスパイレス指数(H23.4.1)	92.5	102.5	102.6	102.6	102.9		

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市
歳入(百万円、H22決算)	843,071	410,827	438,285	371,566	607,607	1,399,135	235,975
地方税	275,077	172,525	216,551	169,515	281,991	700,675	106,913
うち個人市民税	91,271	56,372	84,883	62,953	110,265	284,535	42,273
うち法人市民税	26,112	20,475	22,947	16,396	17,022	51,519	5,538
うち固定資産税	110,671	69,018	79,550	66,034	114,306	269,479	43,298
地方交付税	102,727	24,609	5,252	5,026	650	16,032	3,972
その他	465,268	213,693	216,482	197,025	324,967	682,428	125,091
人口一人当たりの税収額(円)	144,981	170,548	177,954	180,950	204,089	193,183	152,786
財政力指数	0.69	0.86	1.01	1.00	1.07	1.00	1.03
経常収支比率(%)	95.3	95.4	90.2	97.7	96.8	94.1	97.2
	10.6	11.9	6.1	21.4	11.9	18.0	4.3
	115.1	155.2	47.7	285.3	120.0	234.4	30.1
	100.6	101.5	101.7	100.8	103.7	103.8	100.4

(注)：財政指標については、いずれもH22決算数値。

「法人2税」とは法人道府県民税及び法人事業税をいう。「人口一人当たりの税収額」は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口により算出。

「指定都市域内の個人道府県民税」は、個人住民税均等割又は所得割については、各団体の市町村民税均等割又は所得割が所在都道府県において占める割合により、その他の個人住民税については、各団体の市町村民税均等割及び所得割の合計額が所在都道府県において占める割合により推計。

21

指定都市を包括する道府県と指定都市の財政指標等の比較②

	新潟県	静岡県	愛知県	京都府	大阪府		
歳入(百万円、H22決算)	1,103,793	1,141,769	2,166,393	893,582	3,681,931		
地方税	232,917	431,959	926,685	264,845	985,968		
うち個人道府県民税 (参考・推計額)	66,096	138,213	315,063	92,732	316,807		
指定都市域内の個人道府県民税	26,229	(静岡市)	(浜松市)	103,094	54,718	(大阪市)	(堺市)
うち法人2税	43,520	89,266	207,368	57,427	262,883		
うち地方消費税(清算後)	47,928	79,479	163,040	54,046	195,401		
地方交付税	297,776	168,277	57,782	158,433	299,453		
その他	573,100	541,533	1,181,927	470,303	2,396,510		
人口一人当たりの税収額(円)	97,911	114,858	127,825	103,974	113,570		
財政力指数	0.40	0.71	1.00	0.61	0.76		
経常収支比率(%)	92.4	89.7	94.5	93.6	91.3		
実質公債費比率(%)	17.1	14.3	13.4	12.8	17.6		
将来負担比率(%)	274.6	251.8	264.3	249.0	266.8		
ラスパイレス指数(H23.4.1)	99.6	103.4	102.9	99.2	93.4		

	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市
歳入(百万円、H22決算)	354,109	277,309	286,068	1,034,736	781,733	1,642,643	326,925
地方税	117,664	125,008	123,762	476,220	245,235	626,018	131,589
うち個人市民税	38,274	40,705	44,003	143,543	77,711	130,657	41,654
うち法人市民税	11,038	10,901	10,116	59,429	26,354	108,060	9,853
うち固定資産税	50,101	53,985	53,290	198,645	101,639	279,157	59,347
地方交付税	47,665	14,976	23,232	4,648	65,397	47,970	24,432
その他	188,780	137,325	139,075	553,867	471,102	968,656	170,904
人口一人当たりの税収額(円)	146,518	174,681	156,231	218,370	177,361	246,666	157,032
財政力指数	0.69	0.91	0.88	1.04	0.76	0.94	0.83
経常収支比率(%)	88.1	88.0	87.9	99.4	98.2	99.4	95.1
	10.8	12.7	12.2	12.1	13.1	10.2	5.4
	119.0	109.9	64.5	216.3	235.0	220.6	59.8
	99.0	103.0	98.0	103.5	99.9	100.2	98.2

(注)：財政指標については、いずれもH22決算数値。

「法人2税」とは法人道府県民税及び法人事業税をいう。「人口一人当たりの税収額」は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口により算出。

「指定都市域内の個人道府県民税」は、個人住民税均等割又は所得割については、各団体の市町村民税均等割又は所得割が所在都道府県において占める割合により、その他の個人住民税については、各団体の市町村民税均等割及び所得割の合計額が所在都道府県において占める割合により推計。

22

指定都市を包括する道府県と指定都市の財政指標等の比較③

	兵庫県	岡山県	広島県	福岡県		熊本県
歳入(百万円、H22決算)	2,235,045	728,511	961,534	1,610,614		835,842
地方税	573,906	192,772	300,081	492,230		151,719
うち個人道府県民税	212,647	59,604	99,720	157,123		44,616
(参考・推計額)				(北九州市)	(福岡市)	
指定都市域内の個人道府県民税	62,395	24,834	46,452	30,475	55,405	22,550
うち法人2税	108,006	37,421	64,696	93,871		23,784
うち地方消費税(清算後)	105,733	37,416	57,415	102,776		35,194
地方交付税	321,893	165,430	193,158	283,685		224,174
その他	1,339,246	370,310	468,295	834,699		459,949
人口一人当たりの税収額(円)	102,848	99,672	105,191	97,597		82,976
財政力指数	0.61	0.51	0.58	0.60		0.37
経常収支比率(%)	94.5	89.4	89.4	92.9		90.8
実質公債費比率(%)	21.0	14.8	14.2	15.4		15.2
将来負担比率(%)	350.2	237.7	262.8	257.9		217.3
ラスパイルズ指数(H23.4.1)	98.2	92.5	99.6	101.8		97.7

	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
歳入(百万円、H22決算)	794,584	261,039	589,240	537,939	769,396	269,911
地方税	267,135	108,777	201,142	157,588	265,394	92,749
うち個人市民税	88,748	35,601	66,770	44,312	80,474	32,869
うち法人市民税	24,761	11,442	22,777	12,130	35,062	8,573
うち固定資産税	112,599	45,153	80,981	72,600	108,874	38,728
地方交付税	78,647	34,990	42,345	59,057	43,353	40,523
その他	448,802	117,272	345,754	321,294	460,648	136,639
人口一人当たりの税収額(円)	176,693	157,754	173,152	161,346	188,317	127,970
財政力指数	0.73	0.76	0.80	0.70	0.84	0.68
経常収支比率(%)	96.4	86.1	96.3	97.7	93.1	91.1
	12.9	15.9	15.6	11.7	16.4	12.2
	172.4	108.9	251.3	166.0	219.8	135.7
ラスパイルズ指数(H23.4.1)	101.9	101.1	100.5	103.1	102.3	101.4

(注)：財政指標については、いずれもH22決算数値。

「法人2税」とは法人道府県民税及び法人事業税をいう。「人口一人当たりの税収額」は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口により算出。「指定都市域内の個人道府県民税」は、個人住民税均等割又は所得割については、各団体の市町村民税均等割又は所得割が所在都道府県において占める割合により、その他の個人住民税については、各団体の市町村民税均等割及び所得割の合計額が所在都道府県において占める割合により推計。

23

都道府県と指定都市との間の調整に関する検討の視点

- 任意事務に多い「重複型」の「二重行政」を解消するとともに、広域的な観点から協力して行政運営を行うため、例えば以下のような場合に、指定都市を包括する都道府県と指定都市の間で調整する仕組みを設けることについて、どう考えるか。
 - ・ 指定都市を包括する都道府県が、指定都市の区域内で、会館等の公の施設を設置する場合
 - ・ 指定都市を包括する都道府県と指定都市が、同種の補助金を設ける場合
 - ・ 指定都市とそれ以外の市町村の境界付近で都道府県道等の整備を行う場合
 - ・ 指定都市が、受益者が広域にわたる地下鉄等の事業を行う場合
- 法定事務に多い「分担型」の「二重行政」について、指定都市に関連事務を一元化したり、指定都市を包括する都道府県と指定都市の間で調整しながら事務処理を行うため、両者で調整する仕組みを設けることについて、どう考えるか。
- 指定都市を包括する都道府県と指定都市との「二重行政」を解消するために、地方自治法上の協議会や機関等の共同設置の仕組みを活用することについて、どう考えるか。

24

(参考) 広域自治体と基礎自治体の「二重行政」について

- ・大都市制度の課題として指摘される「二重行政」として、以下のような類型の事務をどう考えるか。
 - ①重複型：任意事務で広域自治体と基礎自治体双方が実施しているものや、法定事務で双方に義務や努力義務が課されているもの
 - ②分担型：同一・類似事務について広域自治体・基礎自治体が事業規模等により役割分担をしているもの
 - ③関与型：基礎自治体が行う事務について広域自治体の関与が存在するもの
- ・①②③は、必ずしも大都市固有、指定都市・道府県間固有の課題とは言えないが、道府県から指定都市への権限移譲が進んでいることに加え、指定都市の規模能力が高く、道府県庁所在地であることが多いこと等から、特に指定都市と道府県の間で課題が顕在化している場合があるのではないかと。

分類	概要	具体例 (指定都市と道府県に係るもの等)
①重複型 ※任意事務に多い		
ハード重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一の公共施設を整備している状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備 ・図書館・博物館の整備 ・体育館・プールの整備
ソフト重複型	広域自治体と基礎自治体が、ともに同一施策を実施している状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援 ・商店街振興 ・地球温暖化対策 ・環境教育 ・男女共同参画
※以下、法定事務に多い		
②分担型	同一又は類似した行政分野において、事業規模等により広域自治体と基礎自治体との間で事務・権限が分かれており、一体的な行政運営ができない状況	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、空港・上下水道等の都市施設等に係るものは道府県、それ以外は指定都市) ・一級河川 (指定区間) ・二級河川の管理 (一部の指定区間のみ指定都市、それ以外は道府県) ・県費負担教職員 (給与負担・定数決定等 (道府県) と任免・給与決定等 (指定都市)) ・病院の開設許可 (道府県) と診療所・薬局の開設許可 (保健所設置市)
③関与型	基礎自治体の事務処理に当たり広域自治体の関与等がある状況	<ul style="list-style-type: none"> ・知事による農地転用許可 (4ha以下) に係る市農業委員会 (申請を受理し、意見付して送付) と道府県農業会議 (知事が意見を聴取) の事務 ・指定都市立高等学校の設置・廃止等に係る道府県教育委員会の認可

指定都市を包括する道府県と指定都市の間における政策調整の場の設置例①

構成団体	北海道・札幌市		埼玉県・さいたま市	千葉県・千葉市
協議の場の名称 (設置時期)	北海道・札幌市行政懇談会 (昭和47年度)		埼玉県・さいたま市企画調整協議会 (平成24年1月30日)	千葉県と千葉市の新しい関係づくり連絡会 (平成21年12月1日)
設置根拠	(なし)		埼玉県・さいたま市企画調整協議会設置要綱	千葉県と千葉市の新しい関係づくり連絡会議取り決め事項
構成員 (下線は設置根拠に定める構成員)	道府県側	知事、副知事、総合政策部長	知事 (必要に応じて)、企画財政部長・副部長、企画財政部地域政策局長、関係課長等	副知事、市町村課長 (必要に応じて関係課長又は室長)
	指定都市側	市長、副市長、市長政策室長	市長 (必要に応じて)、政策局長、政策局総合政策監、財政局財政部長、関係課長等	副市長、総合政策局長、政策調整課長 (必要に応じて関係課長又は室長)
設置趣旨・背景	札幌市が指定都市に指定された昭和47年に、道・市双方に関連する懸案事項等について、知事と市長が意見交換を行う「北海道・札幌市行政連絡会議」として設置。 (H4年度より「懇談会」に改称)	左記懇談会をより効果的に実施するため、事務レベルでの定期的な情報交換の場として、道と市の政策部門で年4回程度の会議を行うこととした。	県市がより一層緊密な連携と協調を図るため、県市にわたる政策課題や県市相互の重要施策に関して、意見交換や企画調整を行う協議会を市長の提案により設置。	県市のそれぞれの役割の明確化や適正化を図り、真に対等・協力関係を築くために必要な事柄を話し合うため、市より「県・市間懸案事項」等に関する定期的な協議の場の設置を提案。
開催状況 テーマ	【平成23年度】開催せず 【平成22年12月26日】 ・2017年アジア冬季競技大会開催について ・北海道エアシステム(HAC)について 【平成21年7月27日】 ・2010年APEC貿易担当大臣会合の開催について ・丘珠空港路線の存続・維持に向けた連携について ・新エネルギー(再生可能エネルギー)の導入促進にかかる連携について ・北海道新幹線について ・大型イベントの開催に向けた連携促進について	【平成24年4月20日】 ・今後の北海道と札幌市の連携のあり方について ・本年度のスケジュールについて ・個別連携課題について 【平成23年1月13日】 ・道と市の役割分担について ・道と市の連携した取組みについて ※年4回程度開催予定	【平成24年6月20日】 ・大規模災害対策における連携(対応方針) ・ゲリラ豪雨対策における連携(対応方針) 【平成24年5月31日】 ・雇用対策における連携(方向性) ・さいたま市内における県市公共施設の連携(方向性) 【平成24年4月23日】 ・企業誘致・企業支援施策における連携(方向性) ※当面、月1回程度開催	【平成23年度】開催せず 【平成22年12月17日】 ・医療費助成制度 ・幕張新都心のあり方 ・上下水道料金一括徴収 【平成22年8月2日】 ・医療費助成制度 ・幕張新都心のあり方 ・港湾 ・上下水道料金一括徴収 【平成22年2月3日】 ・医療費助成制度(こども・重度心身障害者(児)) ・幕張新都心のあり方 【平成21年12月1日】 ・幕張新都心のあり方(千葉県企業庁からの公共施設の移管)

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年7月)の結果をもとに作成

指定都市を包括する道府県と指定都市の間における政策調整の場の設置例②

構成団体		神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市	新潟県・新潟市	静岡県・静岡市・浜松市	愛知県・名古屋市
協議の場の名称 (設置時期)		神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市四首長懇談会(昭和50年度)	新潟州構想検討連絡調整会議 (平成24年2月17日)	県・政令指定都市サミット(G3) (平成18年11月23日)	中京独立戦略本部 (平成24年2月9日)
設置根拠		・県・横浜・川崎三首長懇談会の設置について(昭和50年度決裁) ・県・横浜・川崎三首長懇談会の基本的な運営方法について(平成15年5月13日協議会合意)	新潟州構想検討連絡調整会議開催要綱	県と政令指定都市等トップ会談確認事項	中京独立戦略本部規約
構成員 (下線は設置根拠に定める構成員)	道府県側	知事	知事政策局長、福祉保健部長、土木部長、県民生活・環境部長、防災局長、産業労働観光部長	知事、経営管理部長、企画広報部長	愛知県知事
	指定都市側	横浜市長・川崎市長・相模原市長	地域・魅力創造部長、保健衛生部長、建築部長、文化観光・スポーツ部長、消防局長、経済・国際部長	静岡市:市長、企画局長、財政局長 浜松市:市長、企画調整部長、財務部長	名古屋市長
設置趣旨・背景		当面する共通の諸課題への共同のアプローチによってより効果的な問題解決を図り、慎重に選択された共同行動によって、広域的行政課題に対する行政効率(投資効率)を具体的に向上させていくことを目的に設置。	新潟州構想の具体化に向け、新潟県と新潟市間の課題解決に関する協議を行う場を設けたもの	県と静岡、浜松の両指定都市が、協働・協調して県勢の発展を牽引していくことが重要であることから、静岡県知事、静岡市長、浜松市長が一堂に会し、これからの地域づくり等について意見交換を実施。	県及び市は、世界と関わる愛知・名古屋の実現に向けて、「中京都」構想をはじめ、県・市が共同して取り組むべき施策の立案及び推進の司令塔として協議し、合意形成を図ることを目的として設置。
開催状況 テーマ		【平成23年10月12日】(第37回) ＜協議事項＞ 地方分権改革の推進について/国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実について ＜意見交換＞ 新時代の成長戦略の取組について(川崎市提案)/若年無業者に対する就労支援策の拡充について(相模原市提案)/児童虐待防止対策について(横浜市提案)/指定NPO法人制度について(神奈川県提案) 【平成22年10月13日】(第36回) 【平成22年1月28日】(第35回)	【平成24年6月14日】(第3回) ・進捗状況や今後の方向性について担当部局間での意見交換 ※ハローワークについて、3月30日付けで「アクションプランを実現するための提案」を県市共同で申請し、5月30日付で国受諾 【平成24年3月21日】(第2回) ・進捗状況や今後の方向性について担当部局間での意見交換 【平成24年2月17日】(第1回) ・新潟州構想検討委員会で挙げられた、ハローワークなど6課題の具体的対応、今後の予定 など	【平成24年1月30日】(第6回) ・“しずおか型特別自治市”実現に向けて ・「ふじのくに内陸のフロンティア」の推進 ・県と両政令指定都市との協働の推進について 【平成22年11月1日】(第5回) ・陸、海、空の交通基盤を活かした地域づくり ・地域主権改革における広域自治体と基礎自治体のあるべき姿について ・大学を活かした地域づくり ・自然豊かな環境と共生する地域づくり ※毎年度開催	【平成24年3月30日】 ・世界と関わる愛知・名古屋に向けた課題・論点について 【平成24年2月9日】 ・世界と関わるアイチ・ナゴヤに向けた主要課題について

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年7月)の結果をもとに作成

指定都市を包括する道府県と指定都市の間における政策調整の場の設置例③

構成団体		京都府・京都市	大阪府・大阪市	
協議の場の名称 (設置時期)		京都市長と京都府知事との懇談会 (昭和53年)	大阪府市統合本部会議 (平成23年12月27日)	
設置根拠		(なし)	大阪府市統合本部設置要綱	
構成員 (下線は設置根拠に定める構成員)	道府県側	知事、副知事、総務部長(京都市域担当)、政策企画部長	知事、副知事、統合本部プロジェクトチーム長、特別顧問、特別参与、職員(※特別顧問以下は議題内容に応じた担当者が参加)	
	指定都市側	市長、副市長、総合企画局長	市長、副市長、統合本部プロジェクトチーム長、特別顧問、特別参与、職員(※特別顧問以下は議題内容に応じた担当者が参加)	
設置趣旨・背景		府市がそれぞれの行政分担を明確にしなが、密接に連携を取り、相互に協力することにより、よりよい府政・市政の発展を目指すために設置。	府市で、大都市制度のあり方など府市共通の課題に関し、行政として協議し、重要事項の方針を決めるため設置。	
開催状況 テーマ		【平成23年9月16日】 ・東日本大震災を教訓とした今後の防災対策 ・省エネ・節電、再生可能エネルギーの促進 ・経済活性化・観光振興対策 ・らくなん進都のまちづくり ・府市の衛生研究所のあり方 ・今後の京都のまちづくり ・生活保護からの脱却に向けた就労支援機能の充実・強化 ・世界遺産条約締結40周年行事の京都誘致 ・森林環境整備 ・パークキング・パーミット制度 ・地域力再生 ・第26回国民文化祭・京都2011 ※設置以降、43回開催	【平成23年度】計20回 ・総合調整パネル(全4回)、 ・健康福祉パネル(全2回)、 ・地域力再生パネル(全2回)、 ・地球温暖化対策パネル(全4回)、 ・鴨川の放置自転車対策パネル(全1回)、 ・防災パネル(全2回)、 ・障害者就労支援パネル(全1回)、 ・府市協調で進める特別支援教育パネル(全1回)、 ・府保環研・市衛環研の連携のあり方パネル(全2回)、 ・府・市動物関係事業の連携のあり方パネル(全1回)	【平成24年6月19日】(第14回) ＜協議事項＞ (1) 都市魅力戦略について (2) グランドデザイン・大阪について (3) 経営形態の見直し検討項目(A項目)の基本的方向性について (4) 類似・重複している行政サービス(B項目)の基本的方向性について ※設置以降、計14回開催

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年7月)の結果をもとに作成

指定都市を包括する道府県と指定都市の間における政策調整の場の設置例④

構成団体	兵庫県・神戸市	岡山県・岡山市	広島県・広島市		熊本県・熊本市
協議の場の名称 (設置時期)	県市政策調整会議(平成24年4月1日) ※～平成21年度は県市幹部連絡会議	知事と市長の懇談会(平成21年)	広島県知事・広島市長会議(平成7年度)	広島県・広島市連携のための合同研究会(平成24年2月13日)	熊本県・熊本市政策連携会議(平成24年5月21日)
設置根拠	(なし)	(なし)	(なし)	広島県・広島市連携のための合同研究会設置要綱	(なし)
構成員 (下線は設置根拠に定める構成員)	道府県側	知事、副知事、理事、会計管理者、政策部長ほか各部長	知事	知事	知事、副知事2名
	指定都市側	市長、副市長、危機管理監、理事、会計管理者、市長室長ほか各局長	市長	市長	市長、副市長2名
設置趣旨・背景	県市の主要施策や調整を要する事項等について意見・情報交換を実施するため設置。平成24年度より、県と市が協調した取り組みをより推進するため「県市政策調整会議」に名称変更。	平成21年以降、長期的展望のもとに、岡山地域の更なる発展と暮らしやすい郷土の形成を図るため、県と市が協働して県市間の重要事項に積極的に取り組むことを目的として、年1回意見交換等を実施。	県と市における更なる連携・協力関係を構築するため、平成7年度から開催している。	県及び市の類似の事務事業等について調査・分析を行い、その事務事業等に係る県・市の連携や役割分担を整理し、県民・市民にとって、より有益な行政サービスの提供の方策を取りまとめる。	熊本市の指定都市移行を機に、これまで以上に県市が情報を共有し、効率・効果の観点から、施策レベルで県市の協調・連携を検討、推進する場として設置。
開催状況 テーマ	【平成24年5月9日】(市主宰) ・地域防災計画の見直し ・神戸医療産業都市等の推進 ・六甲山の緑の保全・育成の推進 ・ひょうごツーリズム戦略の推進 ・関西イノベーション国際戦略総合特区活用 ※毎年度1回開催	【平成23年10月5日】 ・防災対策について ・環境文化での連携 ・文化・スポーツによる賑わいづくり など 【平成22年8月23日】 ・観光戦略・国民文化祭について ・相互連携について(ものづくり・ベンチャー企業への支援、空路利用の促進等) 【平成21年11月30日】 ・観光戦略・国民文化祭2010について ・相互連携について(消防・防災ヘリの活用、産業振興及び企業立地等) ※年1回開催	【平成24年5月31日】 ・都市の魅力創造に向けた取組について ・都市の魅力創造に向けた取組について ・ハローワークに関する取組について ・県内産業の競争力強化について ・広島県・広島市の連携強化について ・その他 ※23年度…3回開催 22年度…3回開催 21年度…2回開催	【平成24年5月31日】(第2回) ・研究会の構成員について ・研究会での検討状況等について ・その他 【平成24年2月13日】(第1回) ・広島県・広島市連携のための合同研究会設置要綱について ・研究会の構成員について ・研究会の進め方について ・その他	【平成24年5月21日】 ・道州制に向けた県市の連携について ・観光コンベンションについて ・海外エアラインの誘致について 他

出典：各指定都市に対する状況調査(平成24年7月)の結果をもとに作成

29

協議会の制度概要

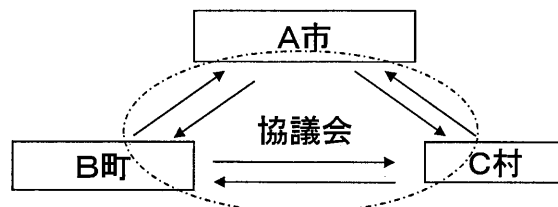
① 根拠法令

地方自治法第252条の2～第252条の6

② 制度の概要

協議会は、普通地方公共団体の協議により定められる規約で設置される組織であるが、法人格を有せず、協議会固有の財産又は職員を有さない。

協議会には、①事務を共同して管理執行するための「管理執行協議会」、②関係普通地方公共団体間の連絡調整のための「連絡調整協議会」、③広域にわたる総合的な計画を共同で作成するための「計画作成協議会」の3種類がある。



③ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

④ 制度活用実績

(平成22年7月1日現在)

	教育	地域開発計画	環境衛生	その他	合計
協議会数	79	72	19	82	252

30

機関等の共同設置の制度概要

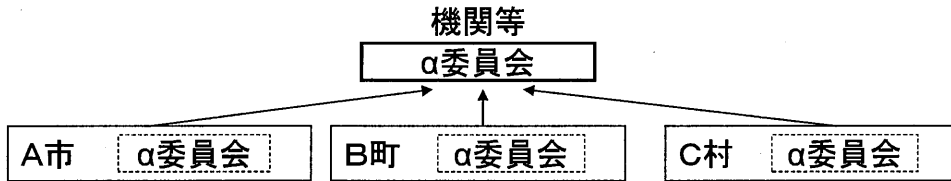
① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。

共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。



③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出する。

④ 制度活用実績

(平成22年7月1日現在)

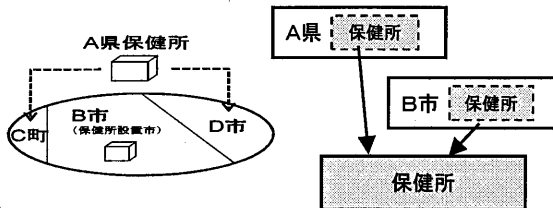
	厚生福祉	教育	その他	合計
設置件数	250	18	127	395

行政機関等の共同設置のイメージ

地方公共団体が事務をより適切かつ効率的に処理することができるようにするため、平成23年の自治法改正により、共同設置できる対象を「機関(委員会又は委員)及び職員」に加え、「行政機関、議会事務局(その内部組織)、長の内部組織、委員会又は委員の事務局(その内部組織)、議会の事務を補助する職員」にも拡大。

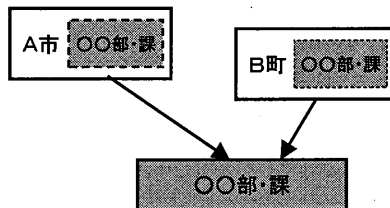
行政機関の設置例

都道府県の保健所の管轄区域が、飛び地等となっている場合に、A県とB市で保健所を共同設置。



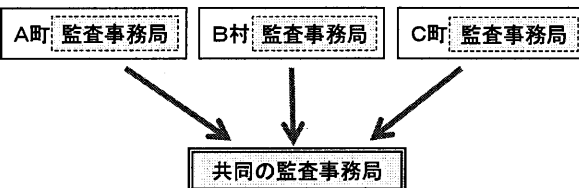
内部組織の設置例

税務課や会計課などの内部組織をA市とB町で共同設置。



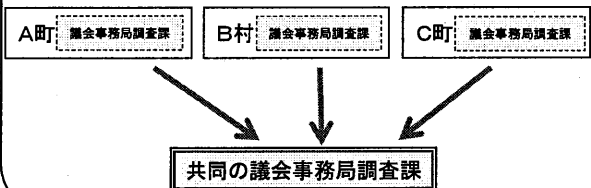
委員会又は委員の事務局の設置例

監査委員事務局をA町、B村及びC町で共同設置。



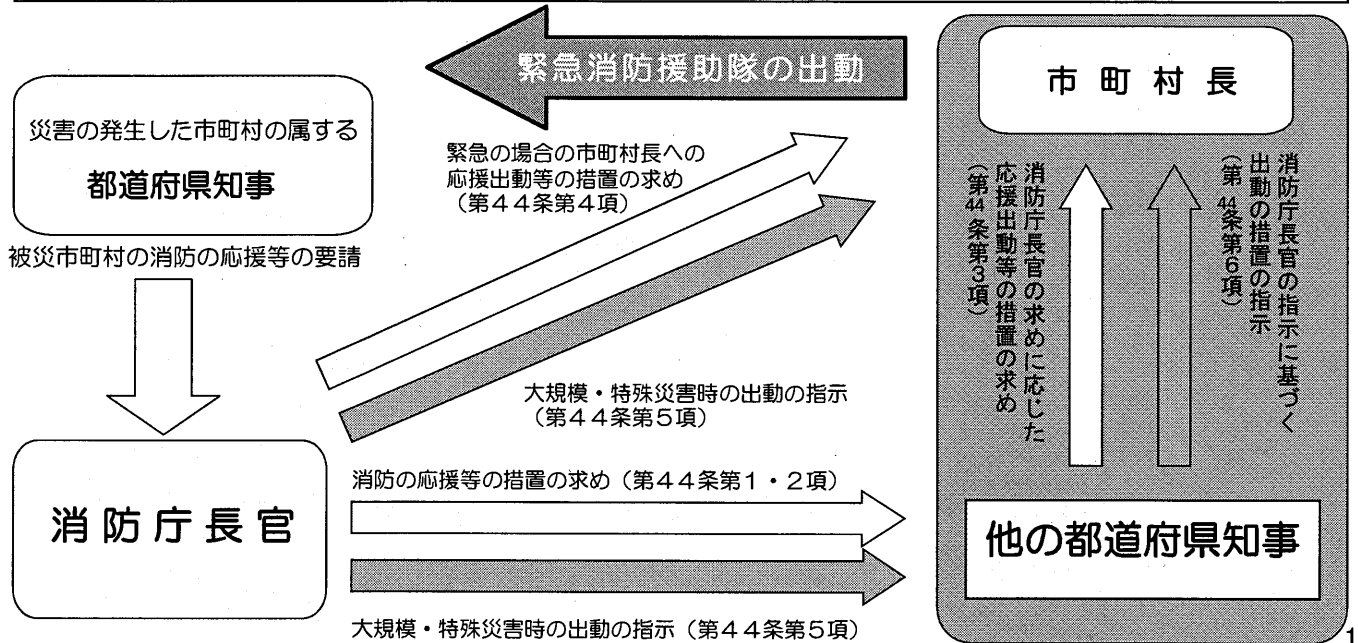
議会事務局の設置例

議会事務局(法制担当)をA町、B村及びC町で共同設置。

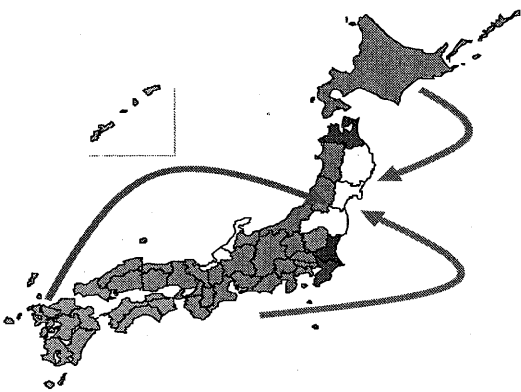


【消防組織法の改正経過】

- ・昭和40年 ・消防庁長官の都道府県知事への応援等の措置の求め(消防組織法第44条第1項)
- ・平成7年 ・緊急消防援助隊の事実上の発足
 - ・要請を待たない消防庁長官の都道府県知事への応援等の措置の求め(消防組織法第44条第2項)
 - ・消防庁長官の市町村長への応援出動等の措置の求め(消防組織法第44条第4項)
- ・平成15年 ・緊急消防援助隊の法制化
 - ・大規模・特殊災害時の消防庁長官の出動指示権(消防組織法第44条第5項)

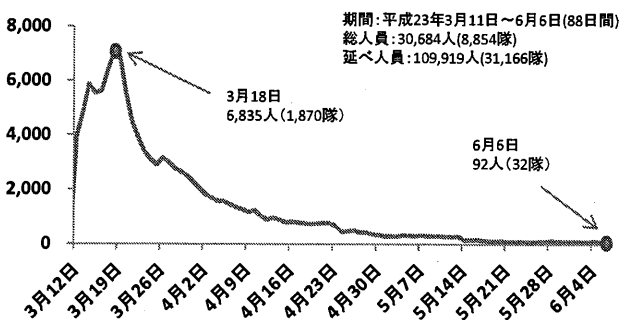


東日本大震災における緊急消防援助隊の出動実績



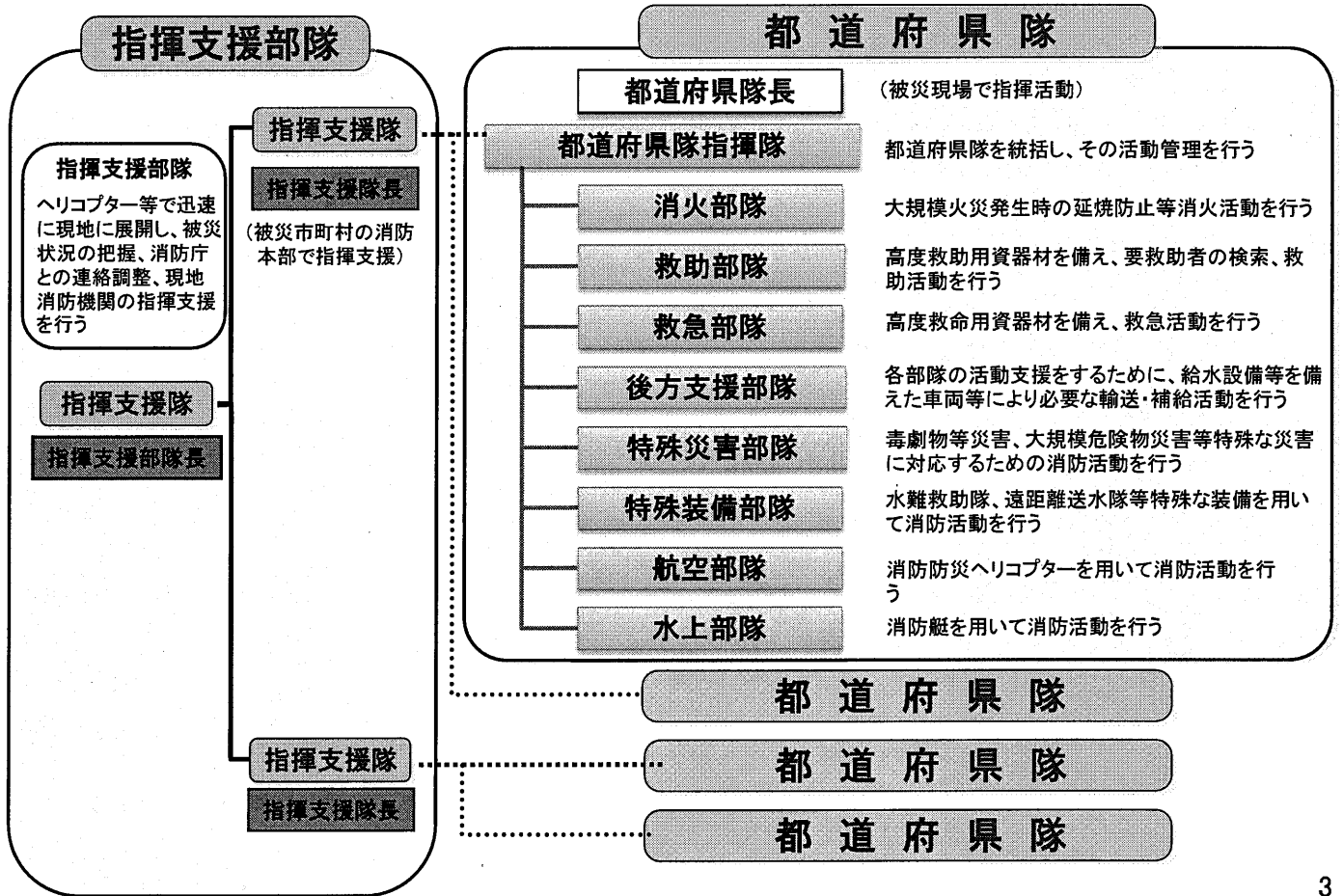
① 発災後直ちに、緊急消防援助隊の指揮支援部隊(ヘリコプター等で速やかに被災地へ赴き、災害に関する情報を収集するとともに、被災地において消防応援活動が円滑に行われるよう指揮者を支援する。19消防本部が部隊登録)について、消防組織法第44条第5項に基づき直接所屬市町村長に対して出動の指示を行った。

② 消防組織法第44条第5項に基づき都道府県知事に対して出動の指示を行った。



対応	月日	出動指示	派遣
1次出動指示	3月11日	15時40分	東京、新潟、群馬、埼玉、神奈川、富山、山梨、長野、静岡、岐阜、愛知、滋賀、三重、兵庫、京都、山形、奈良、大阪、秋田、北海道【計 20都道府県】
2次出動指示	3月11日	23時15分	石川、福井【計 2県】
3次出動指示	3月12日	6時8分	和歌山、鳥取、島根、広島、岡山、栃木【計 6県】
4次出動指示	3月13日	22時00分	青森、千葉【計 2県】
5次出動指示	3月14日	11時25分	福岡、香川、佐賀、大分、愛媛、山口、高知、宮崎、徳島、長崎、熊本、鹿児島、沖縄【計 13県】
6次出動指示	3月25日	8時30分	茨城【計 1県】

緊急消防援助隊の部隊編成



道府県税の概要①

参考資料1

税目	課税標準	税率	収入見込額(H24)
道府県民税(直)	均等割(個人・法人)…定額課税	個人…1,000円 (ただし、平成28年度から平成35年度まで1,500円) 法人…2万円～80万円	個人均等割 594億円 所得割 45,106億円 法人均等割 1,360億円 法人税割 5,415億円 利子割 1,246億円 配当割 602億円 株式等譲渡 所得割 197億円 計 54,520億円 (39.4%) ※()は構成比
	所得割(個人)…前年の所得	4/100 (分離課税が適用される所得に係る特例あり)	
	法人税割(法人)… 法人税額又は個別帰属法人税額	5/100	
	利子割(個人・法人)… 支払を受けるべき利子等の額	5/100	
	配当割(個人)… 支払を受ける一定の上場株式等 に係る配当等の額	5/100 (ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日 まで3/100)	
	株式等譲渡所得割(個人)… 源泉徴収口座内の株式等の譲渡 による所得	5/100 (ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日 まで3/100)	
事業税(直)	個人…前年の所得	3/100～5/100	個人 1,629億円 法人 22,898億円 計 24,527億円 (17.7%)
	法人…付加価値額、資本金等の額、 所得又は収入金額	外形標準課税対象法人 付加価値割 0.48/100 資本割 0.2/100 所得割 3.8/100～7.2/100 ※(1.5/100～2.9/100) 所得課税法人 所得割 5/100～9.6/100 ※(2.7/100～5.3/100) 収入金額課税法人 収入割 1.3/100 ※(0.7/100) ※()内の税率は、平成20年10月1日以降に 開始する事業年度に適用	
地方消費税(間)	譲渡割…課税資産の譲渡等に係る消費 税額から仕入等に係る消費税 額等を控除した消費税額 貨物割…課税貨物に係る消費税額	25/100	譲渡割 19,356億円 貨物割 7,110億円 計 26,466億円 (19.1%)

道府県税の概要②

税目	課税標準	税率	収入見込額(H24)
不動産取得税(間)	取得した不動産の価格	4/100 (ただし、住宅及び土地は平成18年4月1日から平 成27年3月31日まで3/100)	3,265億円 (2.4%)
道府県たばこ税(間)	製造たばこの本数	1,000本につき1,504円(旧3級品は、1,000本 につき716円) (ただし、平成25年4月1日から1,000本につき860円 (旧3級品は、1,000本につき411円))	2,692億円 (1.9%)
ゴルフ場利用税(間)	—	1人1日につき800円(標準税率)	477億円 (0.3%)
自動車取得税(間)	自動車の取得価額	3/100 (ただし、当分の間、自家用自動車(軽自動車を除 く)…5/100)	2,068億円 (1.5%)
軽油引取税(間)	軽油の数量	1klにつき15,000円 (ただし、当分の間、1klにつき32,100円)	8,902億円 (6.4%)
自動車税(直)	—	例 自家用乗用車(1,000cc超1,500cc以下) …年額34,500円	15,677億円 (11.3%)
鉱区税(直)	鉱区の面積	例 砂鉱以外の採掘鉱区 100アールごとに年額400円	4億円 (0.0%)
固定資産税 (特例分等)(直)	市町村が課することができる固定資産税 の課税標準となるべき額を超える部分の 金額	1.4/100	20億円 (0.0%)
狩猟税(直)	—	例 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を 受ける者につき16,500円	17億円 (0.0%)
水利地益税(直)	価格又は面積	任意税率	— (—)

- (注) 1. 税目の欄中、(直)は直接税、(間)は間接税等である。
2. 収入見込額(H24)は、平成24年度地方財政計画における収入見込額である。
3. 表中の税率等は、平成24年度税制改正によるものを含む。

市町村税の概要

税目	課税標準	税率	収入見込額(H24)
市町村民税(直)	均等割(個人・法人)…定額課税	個人…3,000円 (ただし、平成26年度から平成35年度まで3,500円) 法人…5万円～300万円	個人均等割 1,781億円 所得割 67,661億円 法人均等割 4,002億円 法人税割 13,858億円 計 87,302億円 (44.1%) ※()は構成比
	所得割(個人)…前年の所得	6/100 (分離課税が適用される所得に係る特例あり)	
	法人税割(法人)… 法人税額又は個別帰属法人税額	12.3/100	
固定資産税(直)	価格	1.4/100	85,554億円 (43.2%)
軽自動車税(直)	—	例 4輪以上の自家用軽乗用車 …年額7,200円	1,810億円 (0.9%)
市町村たばこ税(間)	製造たばこの本数	1,000本につき4,618円 (旧3級品は、1,000本につき 2,190円) (ただし、平成25年4月1日から1,000本につき5,262円(旧3級品は、1,000本につき2,495円))	8,267億円 (4.2%)
鉱産税(直)	鉱物の価格	1/100(標準税率)	18億円 (0.0%)
特別土地保有税(直)	土地の取得価額	土地に対する課税 1.4/100 土地の取得に対する課税 3/100	20億円 (0.0%)
入湯税(間)	入湯客数	1人1日につき150円	208億円 (0.1%)
事業所税(直)	資産割…事業所床面積	1㎡につき600円	3,479億円 (1.8%)
	従業者割…従業者給与総額	0.25/100	
都市計画税(直)	価格	0.3/100(制限税率)	11,851億円 (6.0%)
水利地益税(直)	価格又は面積	任意税率	0億円 (0.0%)
共同施設税(直)	共同施設の利益状況を考慮して市町村が条例で定める	任意税率	— (—)
宅地開発税(直)	宅地の面積	任意税率	— (—)

- (注) 1. 税目の欄中、(直)は直接税、(間)は間接税等である。
 2. 収入見込額(H24)は、平成24年度地方財政計画における収入見込額である。
 3. 固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。
 4. 表中の税率等は、平成24年度税制改正によるものを含む。

○事業所税

指定都市等は、目的税として、事業所税を課するものとされている。

○旧道路特定財源

- ・自動車取得税交付金 市町村道分に加え、区域内の一般国道等分を加算して交付。
- ・軽油引取税交付金 指定都市のみに、区域内の一般国道等を対象に交付。
- ・地方揮発油譲与税 市町村道分に加え、都道府県と同じく、区域内の一般国道等分を交付。
- ・石油ガス譲与税 都道府県と同じく、区域内の一般国道等分を交付。

名称	自動車取得税交付金	軽油引取税交付金	地方揮発油譲与税	石油ガス譲与税
総額	自動車取得税収入額×0.95×7/10 上記の他、指定都市に対し加算	軽油引取税収入額×0.9 ×指定都市の区域内にある一般国道等の面積に占める割合	地方揮発油税収入額の 全額	石油ガス税収入額の 1/2
交付団体・譲与団体	市町村 (特別区含む)	指定都市	都道府県 市町村(特別区含む)	都道府県 指定都市
交付基準・譲与基準	1/2市町村道の延長 1/2市町村道の面積 <指定都市への加算> 自動車取得税収入額×0.95×3/10 指定都市の区域内の 一般国道等の延長・面積 × 都道府県の区域内の 一般国道等の延長・面積合計	指定都市の区域内の 一般国道等の面積 都道府県区の域内の 一般国道等の面積合計	○都道府県・指定都市 (58/100)※ 1/2一般国道等の延長 1/2一般国道等の面積 ○市町村(42/100) 1/2市町村道の延長 1/2市町村道の面積	1/2一般国道等の延長 1/2一般国道等の面積

※ 地方揮発油譲与税は、前年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額が基準財政需要額を超える都道府県・指定都市については、本来の譲与額から、当該超過額の10分の2に相当する額又は本来の譲与額の3分の2に相当する額のいずれか少ない額を控除して譲与する。

1

<参考> 事業所税の概要

ア 意義

事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税である。

イ 課税団体 77団体(平成24年4月1日現在)

- ① 東京都(特別区の存する区域に限る。)
- ② 地方自治法第252条の19第1項の市(20市)
- ③ ②以外の市で、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市(8市)
- ④ ②及び③以外の市で、人口30万人以上の市で政令で指定するもの(48市)
(事業所税創設時(昭和50年)は人口50万人以上の市。昭和51年改正で人口30万人に引下げ。)

ウ 納税義務者等

	納税義務者	課税標準	税率	免税点
・資産割	事業者	事業所床面積	600円/㎡	1,000㎡以下
・従業者割	事業者	従業者給与総額	100分の0.25	100人以下

エ 税収(平成22年度決算額)

資産割 2,384億円(72.4%)、従業者割 911億円(27.6%)、合計 3,295億円

※平成22年度に収入済額があった76団体を集計したもので、高崎市(平成23年7月1日から課税)は含まれない。

オ 用途

次に掲げる事業に要する費用

- 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 河川その他の水路の整備事業
- 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 公害防止に関する事業
- 防災に関する事業
- その他、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

指定都市の税収等の状況（平成22年度決算）

都道府県	団体名	歳入	(単位:百万円)					(単位:人) (単位:km2)		(単位:円) 人口1人 当たり 税収額
			うち一般財源	うち市町村税	うち個人住民税 (特別区民税)	うち法人住民税 (都民税)	うち固定資産税	人口	面積	
北海道	札幌市	843,071	467,144	275,077	91,271	26,112	110,671	1,897,333	1,121	144,981
宮城県	仙台市	410,827	247,114	172,525	56,372	20,475	69,018	1,011,592	784	170,548
埼玉県	さいたま市	438,285	271,413	216,551	84,883	22,947	79,550	1,216,892	217	177,954
千葉県	千葉市	371,586	217,156	169,515	62,953	16,396	66,034	936,809	272	180,950
神奈川県	横浜市	1,399,135	854,973	700,675	284,535	51,519	269,479	3,627,000	437	193,183
	川崎市	607,607	327,337	281,991	110,265	17,022	114,306	1,381,706	143	204,089
	相模原市	235,975	136,583	106,913	42,273	5,538	43,298	699,756	329	152,786
	3市計	2,242,718	1,318,893	1,089,578	437,073	74,079	427,083	5,708,462	909	190,871
新潟県	新潟市	354,109	204,513	117,664	38,274	11,038	50,101	803,072	726	146,518
静岡県	静岡市	277,309	179,017	125,008	40,705	10,901	53,985	715,637	1,412	174,681
	浜松市	286,088	182,389	123,762	44,003	10,116	53,290	792,173	1,511	156,231
	2市計	563,378	361,406	248,770	84,708	21,017	107,275	1,507,810	2,923	164,988
愛知県	名古屋市	1,034,736	583,203	476,220	143,543	59,429	198,645	2,180,800	326	218,370
京都府	京都市	781,733	379,500	245,235	77,711	26,354	101,639	1,382,685	828	177,361
大阪府	大阪市	1,642,643	832,217	626,018	130,657	108,060	279,157	2,537,920	222	246,666
	堺市	326,925	192,801	131,589	41,654	9,853	59,347	837,977	150	157,032
	2市計	1,969,568	1,025,018	757,607	172,311	117,914	338,504	3,375,897	372	224,416
兵庫県	神戸市	794,584	421,819	267,135	88,748	24,761	112,599	1,511,855	552	176,693
岡山県	岡山市	261,039	177,502	108,777	35,601	11,442	45,153	689,538	790	157,754
広島県	広島市	589,240	298,419	201,142	66,770	22,777	80,981	1,161,647	905	173,152
福岡県	北九州市	537,939	268,688	157,588	44,312	12,130	72,600	976,711	488	161,346
	福岡市	769,396	375,563	265,394	80,474	35,062	108,874	1,409,297	341	188,317
	2市計	1,307,334	644,251	422,982	124,786	47,193	181,473	2,386,008	829	177,276
熊本県	熊本市	269,911	156,735	92,749	32,869	8,573	38,728	724,773	390	127,970
東京都	都(特別区の存する区域)+特別区	-	-	2,810,999	830,356	485,484	1,112,587	8,558,242	617	328,455

※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額である。
 ※2 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額であり、固定資産税には国有資産等所在市町村交付金を含む。
 ※3 熊本市は平成24年4月1日より指定都市となっている。
 ※4 「都(特別区の存する区域)+特別区」の計数は、特別区の存する区域において東京都と特別区が徴収した市町村税相当額である。
 ※5 人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
 ※6 面積は「全国市町村要覧平成22年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」によった。

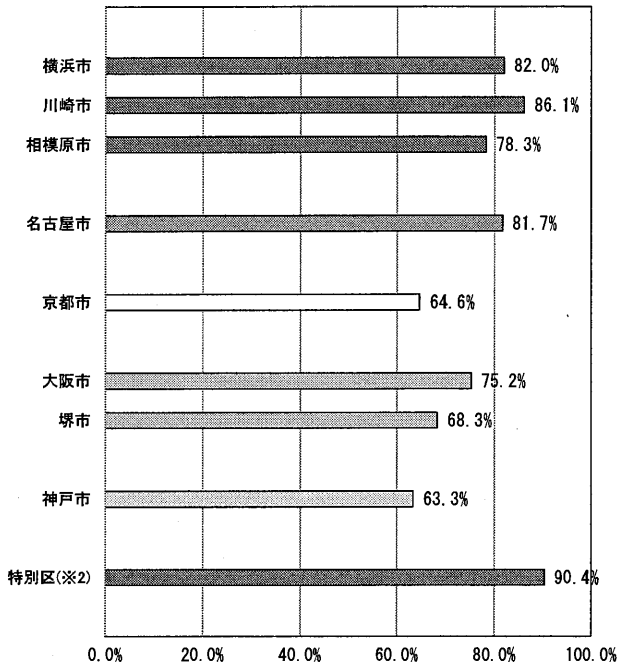
指定都市所在都道府県の税収等の状況（平成22年度決算）

都道府県	歳入	うち一般財源	(単位:百万円)				(単位:人) (単位:km2)		(単位:円) 人口1人 当たり 税収額
			うち都道府県税	うち個人住民税	うち法人2税	うち地方消費税 (清算後)	人口	面積	
北海道	2,570,659	1,547,357	544,485	155,938	83,193	115,961	5,498,916	83,457	99,017
宮城県	856,381	533,514	237,822	68,577	47,844	48,262	2,318,956	7,286	102,556
埼玉県	1,659,517	1,214,001	700,317	282,867	110,506	119,730	7,140,929	3,797	98,071
千葉県	1,611,004	1,078,847	637,723	259,489	99,577	113,085	6,161,921	5,157	103,494
神奈川県	1,879,312	1,474,488	999,548	439,275	180,925	167,244	8,906,590	2,416	112,226
新潟県	1,103,793	655,232	232,917	66,096	43,520	47,928	2,378,853	12,584	97,911
静岡県	1,141,769	802,646	431,959	138,213	89,266	79,479	3,760,801	7,780	114,858
愛知県	2,166,393	1,467,805	926,685	315,063	207,368	163,040	7,249,626	5,165	127,825
京都府	893,582	556,800	264,845	92,732	57,427	54,046	2,547,225	4,613	103,974
大阪府	3,681,931	1,726,714	985,968	316,807	262,883	195,401	8,681,623	1,898	113,570
兵庫県	2,235,045	1,157,106	573,906	212,647	108,006	105,733	5,580,139	8,396	102,848
岡山県	728,511	462,141	192,772	59,604	37,421	37,416	1,934,057	7,113	99,672
広島県	961,534	641,440	300,081	99,720	64,696	57,415	2,852,728	8,479	105,191
福岡県	1,610,614	1,007,239	492,230	157,123	93,871	102,776	5,043,494	4,977	97,597
熊本県	835,842	468,031	151,719	44,616	23,784	35,194	1,828,471	7,406	82,976
東京都	-	-	2,284,051	795,856	760,549	392,684	12,662,461	2,188	180,380

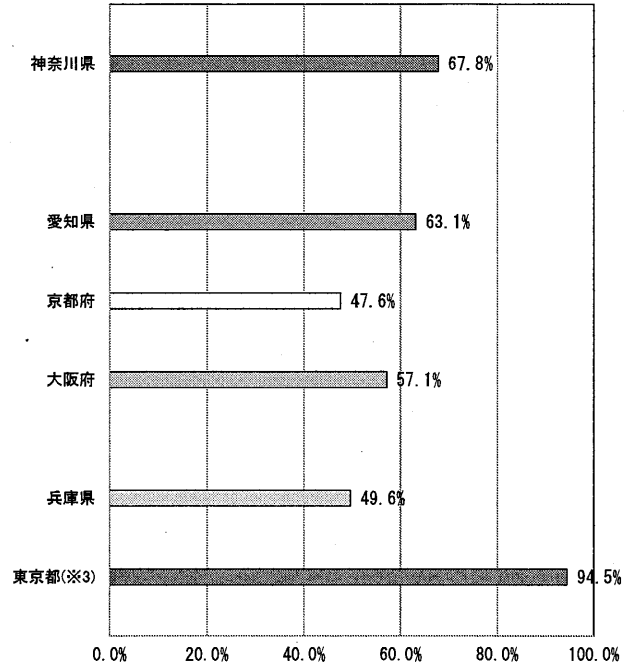
※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額である。
 ※2 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額(地方消費税清算後)である。
 ※3 「東京都」の計数には、特別区の存する区域において東京都が徴収した市町村税相当額を含まない。
 ※4 人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
 ※5 面積は「全国市町村要覧平成22年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」によった。

指定都市等及び指定都市等所在都府県における一般財源に占める税収の割合（平成22年度決算）

< 指定都市等 >



< 指定都市等所在都府県 >



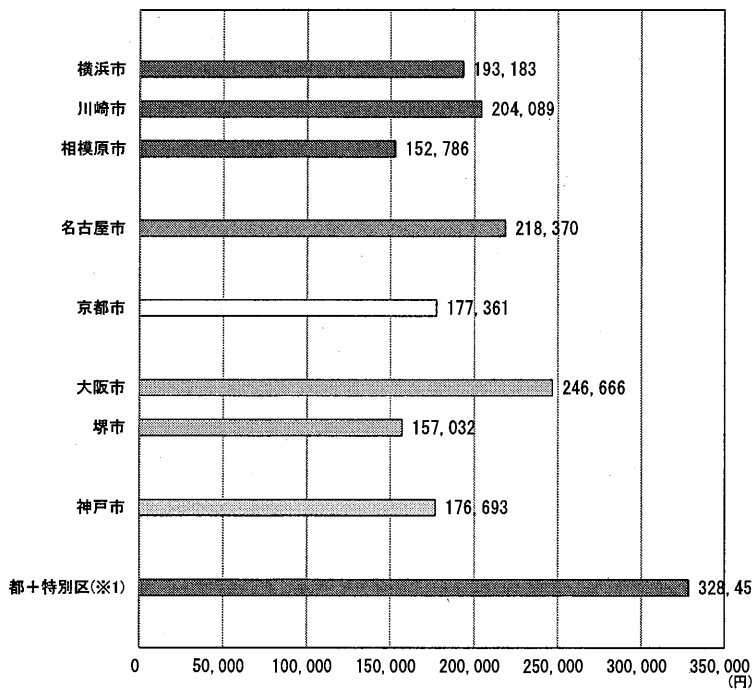
※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金、臨時財政対策債及び特別区財政調整交付金の合計額である。

※2 「特別区」は、一般財源に占める地方税及び特別区財政調整交付金の合計額の割合である。

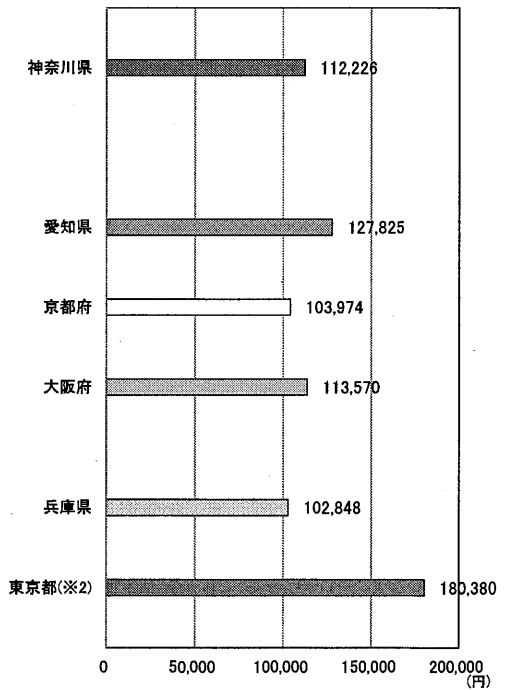
※3 「東京都」は、一般財源（特別区調整交付金相当額を除く）に占める都税（都税として徴収した市町村税相当額を含み、特別区調整交付金相当額を除く）の割合である。

指定都市等及び指定都市等所在都府県の人口1人当たりの税収額の状況（平成22年度決算）

< 指定都市等 >



< 指定都市等所在都府県 >



※1 「都+特別区」は、特別区の存する区域において東京都と特別区が徴収した市町村税相当額の人口1人当たりの税収額である。

※2 「東京都」は、特別区の存する区域において東京都が徴収した市町村税相当額を除いた人口1人当たりの税収額である。

所在都道府県内の市町村税收等に占める指定都市の割合（平成22年度決算）

都道府県	団体名	歳入	うち一般財源				人口	面積	人口1人当たり 税收額の指数
			うち一般財源	うち市町村税	うち個人住民税 (特別区民税)	うち法人住民税 (都民税)			
北海道	札幌市	26.5%	25.9%	40.2%	39.8%	45.4%	34.5%	1.3%	116.4
宮城県	仙台市	40.9%	40.1%	55.0%	55.7%	71.1%	43.6%	10.8%	126.0
埼玉県	さいたま市	18.6%	18.7%	20.4%	20.4%	29.6%	17.0%	5.7%	119.8
千葉県	千葉市	17.8%	16.7%	17.9%	16.5%	26.4%	15.2%	5.3%	117.5
神奈川県	横浜市	42.6%	43.4%	43.4%	44.5%	47.5%	40.7%	18.1%	106.5
	川崎市	18.5%	16.6%	17.4%	17.3%	15.7%	15.5%	5.9%	112.5
	相模原市	7.2%	6.9%	6.6%	6.6%	5.1%	7.9%	13.6%	84.2
	3市計	68.2%	67.0%	67.4%	68.4%	68.3%	64.1%	37.6%	105.2
新潟県	新潟市	27.9%	28.7%	37.1%	39.6%	41.3%	33.8%	5.8%	109.9
静岡県	静岡市	19.4%	20.1%	20.1%	20.2%	22.0%	19.0%	18.1%	105.5
	浜松市	20.0%	20.5%	19.9%	21.9%	20.4%	21.1%	19.4%	94.3
	2市計	39.3%	40.5%	39.9%	42.1%	42.5%	40.1%	37.6%	99.6
愛知県	名古屋市	36.4%	34.6%	35.6%	32.7%	50.3%	30.1%	6.3%	118.4
京都府	京都市	60.9%	55.8%	61.9%	58.9%	70.1%	54.3%	17.9%	114.1
大阪府	大阪市	43.1%	38.6%	41.2%	28.9%	64.2%	29.2%	11.7%	141.0
	堺市	8.6%	8.9%	8.7%	9.2%	5.8%	9.7%	7.9%	89.8
	2市計	51.7%	47.5%	49.9%	38.2%	70.0%	38.9%	19.6%	128.3
兵庫県	神戸市	32.2%	29.0%	30.2%	29.3%	35.6%	27.1%	6.6%	111.5
岡山県	岡山市	30.1%	31.6%	39.4%	41.6%	46.0%	35.7%	11.1%	110.5
広島県	広島市	42.1%	37.9%	45.5%	46.6%	52.8%	40.7%	10.7%	111.7
福岡県	北九州市	21.9%	20.8%	22.3%	19.4%	18.2%	19.4%	9.8%	115.2
	福岡市	31.4%	29.0%	37.6%	35.2%	52.7%	27.9%	6.9%	134.5
	2市計	53.3%	49.8%	59.9%	54.6%	70.9%	47.3%	16.7%	126.6
熊本県	熊本市	30.3%	30.6%	47.1%	50.4%	50.6%	39.6%	5.3%	118.8
東京都	都(特別区の存する区域)+特別区	-	-	80.1%	74.0%	92.1%	67.6%	28.2%	118.5

※1 「一般財源」は、地方税、地方譲与税、税交付金、地方交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債の合計額による割合である。
 ※2 計数は超過課税及び法定外税を含む決算額であり、固定資産税は国有資産等所在市町村交付金を含む。
 ※3 熊本市は平成24年4月1日より指定都市となっている。
 ※4 「都(特別区の存する区域)+特別区」の計数は、特別区の存する区域において東京都と特別区が徴収した市町村税相当額による割合である。
 ※5 人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
 ※6 面積は「全国市町村要覧平成22年版(自治行政局市町村体制整備課作成)」による。
 ※7 「人口1人当たり税收額の指数」は指定都市所在都道府県の人口1人当たり市町村税收額を100とした場合の当該指定都市の人口1人当たり税收額の指数である。

指定都市・中核市・特例市が実施する主な事務と交付税への反映①

指定都市	中核市	特例市	普通交付税 関係費目
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定 ・市街地開発事業に関する都市計画決定 ○ 土木行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の指定区間外の国道の管理 ・市内の県道の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の条例による設置制限 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画等に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域等における開発行為・建築等の許可 ・土地区画整理組合の設立の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 道路橋りょう費 都市計画費 その他の土木費
<ul style="list-style-type: none"> ○ 文教行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文教行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修 	—	<ul style="list-style-type: none"> その他の教育費
<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生行政に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付 ・母子相談員の設置 ・母子・寡婦福祉資金の貸付け ・養護老人ホームの設置認可・監督等 ・生活保護審査支払業務等 ○ 保健所の設置（保健所設置市） <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施 ・飲食店営業等の許可 ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可 ・浄化槽設置等の届出 ・温泉の供用許可 	—	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉費 高齢者保健福祉費 生活保護費 保健衛生費
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 計量法に基づく勧告、定期検査 	<ul style="list-style-type: none"> 商工行政費

指定都市・中核市・特例市が実施する主な事務と交付税への反映②

(基準財政需要額の増加額)

- 川崎市(指定都市)・奈良市(中核市)・鳥取市(特例市)において、県から指定都市等へ事務が移譲されたことによる事務の増加に伴う基準財政需要額の増加額を試算 (億円)

	神奈川県川崎市 (指定都市)	奈良県奈良市 (中核市)	鳥取県鳥取市 (特例市)
基準財政需要額 の増加額	142.8	23.0	0.3
(参考) 平成23年度 基準財政需要額	2,146.4	553.9	423.0

(参考) 基準財政収入額の増加額

(億円)

	神奈川県川崎市 (指定都市)	奈良県奈良市 (中核市)	鳥取県鳥取市 (特例市)
基準財政収入額 の増加額	37.9	—	—
(参考) 平成23年度 基準財政収入額	2,139.6	407.6	194.6

※ 自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金の増に伴う基準財政収入額の増加額を試算。

※ 中核市及び特例市には、基準財政収入額に係る特例がない

9

指定都市等の基準財政需要額の算定方法

基準財政需要額の算定において、都道府県が担う事務の一部を行っていること等による指定都市・中核市・特例市の財政需要は、測定単位や補正係数に反映している。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位(人口、道路の面積等)} \times \text{補正係数}$$

I 測定単位による場合

II 補正係数による場合

I 測定単位による場合

(例) 道路橋りょう費(測定単位: 道路の面積)の場合

- 指定都市については、当該団体の区域内にある国道(都道府県が管理することとされるものに限る。)及び都道府県道を管理することとされていることから、国道及び都道府県道分が加算された測定単位を用いる。
(指定都市以外の道路法第17条第2項が適用される市も同様)

$$\text{道路橋りょう費に係る需要額} = \text{単位費用} \times \text{当該団体内の市道・都道府県道・国道面積} \times \text{補正係数}$$

II 補正係数による場合

(例) 社会福祉費(測定単位: 人口)の場合

- 指定都市は児童相談所の設置、母子相談員の設置等の事務を行うことから、これらの事務等に係る経費分を反映するために割り増した補正係数を用いる。

$$\text{社会福祉費に係る需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位(人口)} \times \text{事務等の増加に伴い割り増した補正係数}$$

10

第30次地方制度調査会第17回専門小委員会 次第

平成24年7月18日(水)

10:30～12:00

総務省第一特別会議室(8階)

1 開 会

2 議 題

- ① 大都市のあり方について
 - ・中核市、特例市制度について
- ② その他

3 閉 会

○配付資料

資料 1 前回の主な議論について

資料 2 中核市・特例市関係資料

第16回専門小委員会(7月9日開催)における主な議論について

「指定都市の区・住民自治に関する検討の視点」関係

- 法人格を持たない区に議会を置くことはハードルが高いが、市議会議員が区担当の常任委員会の委員となることは現実的な案といえるのではないか。
- 区に議会を置くことは、法的には可能ではないか。
- 諮問機関の構成メンバーを公選によって選ぶという方法もありうるのではないか。
- 議員が区単位の委員会においてカウンターパートは市長というパターンと、行政区を代表する議員が議会の外で、区長と相対するパターンのどちらが良いのか議論が必要ではないか。
- 区長を特別職にし、議会の議決を経ることとするのは良いのではないか。また、市議会内に区単位の委員会や分科会を設置することと、区の地域協議会のようなものを設置することは、本質的に異なるものであり、両立してもいいのではないか。
- 都道府県議会議員と指定都市の市議会議員との兼職は、選挙期日や、一方の解職請求が成立した場合の取扱いなどの課題もあるのではないか。
- 都道府県と指定都市の議員の兼職が、住民自治の充実との関係でどうリンクするのか疑問。
- 都道府県と指定都市の議員の兼職については、利益相反の問題も考えなければならないが、事務権限がより明確に区分できれば、利益相反の問題についても建設的に検討できるのではないか。

- 都道府県議会の中に指定都市の問題を扱う委員会的なものを設ける可能性についても検討してはどうか。その場合には指定都市全域を選挙区とすることも検討してはどうか。
- 現行制度においても地域自治区等がありながら、大都市の住民自治の議論をしなければいけないということは、一定以上の人口の大都市については、選択肢を提示し、いずれかを選択させることが必要ではないか。
- 区議会のような仕組みを導入する場合、県議会、市議会、区議会の構成を最も合理的にするという視点が必要ではないか。
- 区の役割強化により組織が肥大化することも想定されることから、国民に支持してもらうには、効率的、効果的な行政を行っている証明が必要であり、強い技術的助言が必要となるのではないか。

「都道府県と指定都市の事務・権限に関する検討の視点」関係

- 都市計画と農地、福祉、医療分野、教育分野についての事務は、指定都市に移譲されるべきではないか。特に教育分野については、給与負担者と人事権者は一つであるべきではないか。
- 医療など広域の計画に関する事務をあえて移譲する意義についてどう考えるか。
- 人口が減少していく中で、広域の都市計画区域を維持する意義はあまりなく、指定都市のみの都市計画区域に再指定し、権限移譲すればいいのではないか。
- 国民健康保険や介護保険の保険者の事務について、指定都市の分においても国あるいは都道府県が行う方がいいのではないか。

「都道府県と指定都市の税財源に関する検討の視点」関係

- 県費負担教職員のようなロットの大きい事務を移譲するような場合には、併せて税財源の配分についても検討が必要になるのではないか。
- 権限移譲を進めていくときには、必要な税源移譲をあわせて進めていくことが必要ではないか。
- 税財源の議論をする際に、個別の県と市の財政力を勘案すべきではなく、一律にやっ後は財政調整の問題として捉えるべきではないか。

「都道府県と指定都市との間の調整に関する検討の視点」関係

- 任意事務について、調整を行う仕組みを設けることは意味があるのではないか。その際、法定化あるいは強制する必要があるのかは議論が必要ではないか。
- 任意の調整メカニズムは奨励すべきだが、制度化すると、合意がなければ物事が前に進まなくなるのではないか。
- 災害時に県と指定都市の間の調整に課題が生じたが、きちんと議論してもらう場が必要ではないか。

- 都道府県から中核市、特例市に更に移譲すべき事務はあるか。
- 中核市、特例市に対する現行の税財源の配分をどう評価するか。
- 都道府県から市への権限移譲が進み、特例市として固有に処理する都道府県の権限が減少していることから、特例市のあり方について見直す必要はないか。
- 中核市を人口30万以上、特例市を人口20万以上としている現在の区分は必要か。
- 現在中核市ではない人口20万以上の都市について、保健所を設置すれば中核市並みの位置付けを与えることについてどう考えるか。
- 大都市圏にある中核市・特例市と、地方の拠点都市である中核市・特例市とでは、都市としての性格や圏域における役割が異なっているのではないか。
- 地方の拠点都市である中核市・特例市が、圏域内の市町村との協力関係を強化し、圏域行政を進めていくことについて、どう考えるか。進めていく場合には、それをどのように担保すればよいか。また、その税財源についてはどのように措置すべきか。

地方公共団体の主な役割分担の現状

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・麻薬取扱者(一部)の免許 ・精神科病院の設置 ・臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士、介護支援専門員の登録 ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 ・私立学校、市町村立高等学校の設置認可 ・高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種フロン類回収業者の登録 ・公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の指定 ・市街地再開発事業の認可 ・指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の入院措置 ・動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域区分に関する都市計画決定 ・指定区間の国道、県道の管理 ・指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の設置 ・飲食店営業の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業、公衆浴場の営業許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 ・介護サービス事業者の指定 ・身体障害者手帳交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の条例による設置制限 ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
特例市				<ul style="list-style-type: none"> ・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ・土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村保健センターの設置 ・健康増進事業の実施 ・定期の予防接種の実施 ・結核に係る健康診断の実施 ・児童虐待の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の設置・運営 ・生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) ・養護老人ホームの設置・運営 ・障害者自立支援給付 ・介護保険事業 ・国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の設置管理 ・幼稚園の設置・運営 ・県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の収集や処理 ・騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市の) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の整備・管理運営 ・都市計画決定(上下水道等関係) ・都市計画決定(上下水道等以外) ・市町村道、橋梁の建設・管理 ・準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防・救急活動 ・災害の予防・警戒・防除等 ・(その他) ・戸籍・住民

特別区

近年中核市に移譲された主な事務

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
福祉	◆指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設等の指定	障害者自立支援法第29条、第51条の14、第106条、地方自治法施行令第174条の49の12等	中核市
	◆有料老人ホーム設置の届出受理	老人福祉法第29条、第34条、地方自治法施行令第174条の49の10等	市
	◆指定居宅サービス事業者等の指定、介護老人保健施設の開設許可	介護保険法第41条、第46条、第48条、第53条、第94条、地方自治法施行令第174条の49の11の2等	市
保健衛生	◆薬局の開設許可、医薬品等の製造業・製造販売業(一部)の許可 ^{注2}	薬事法第4条、第12条、第13条、令第80条等	保健所設置市
	◆結核指定医療機関の指定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条、第64条等	保健所設置市
	◆毒物劇物の業務上取扱者の届出受理	毒物及び劇物取締法第22条等	保健所設置市
	◆興行場の構造設備基準及び衛生措置基準の設定	興行場法第2条、第3条等	保健所設置市
	◆旅館の構造設備基準及び衛生措置基準等の設定	旅館業法第3条第3項、第4条、第5条、令第1条等	保健所設置市
	◆公衆浴場の衛生風紀措置基準の設定	公衆浴場法第2条、第3条	保健所設置市
	◆クリーニング業者が講ずべき措置の基準設定	クリーニング業法第3条	保健所設置市
	◆理容所の衛生措置基準等の設定	理容師法第6条の2、第9条、第12条、令第4条等	保健所設置市
	◆美容所の衛生措置基準等の設定	美容師法第7条、第8条、第13条、令第4条等	保健所設置市

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

(注2) 平成25年4月1日から保健所設置市に移譲予定

※ 保健衛生分野の事務は全て保健所設置市が処理することとされた事務

※ 第2次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号))により移譲されたもの(特別市等まで移譲された事務は除いている。)

3

指定都市が処理する事務のうち中核市に移譲されていない主な事務①

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
福祉	◆地区社会福祉協議会である社会福祉法人の設立認可	社会福祉法第30条、第31条等	市
	◆児童相談所・児童福祉司の設置、里親の認定、指定障害児通所支援事業者等の指定、障害児入所給付費等の支給、児童福祉施設への入所等措置、助産施設・母子生活支援施設・保育所以外の児童福祉施設の設置認可等	児童福祉法第6条の4、第12条、第13条、第21条の5の3、第24条の2、第27条、第35条、第59条の4、地方自治法施行令第174条の26等	
	◆家庭裁判所への少年の送致	少年法第6条の7、地方自治法施行令第174条の26等	
	◆児童の保護者の出頭要求、児童の住所等の臨検、児童の捜索、つきまとい等の禁止命令等	児童虐待の防止等に関する法律第8条の2、第9条の3、第12条の4、第16条、地方自治法施行令第174条の26等	
	◆盲導犬等の貸与、身体障害者更生相談所の設置	身体障害者福祉法第11条、第20条、第43条の2、地方自治法施行令第174条の28等	
	◆知的障害者更生相談所の設置	知的障害者福祉法第12条、地方自治法施行令第174条の30の3等	
	◆精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定	障害者自立支援法第8条、第52条、第106条、令第3条、地方自治法施行令第174条の32等	
保健衛生	◆精神保健福祉センターの設置、精神科病院に代わる指定病院の指定、指定医による診察、精神障害者の入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条、第19条の8、第27条、第29条、第45条、第51条の12、地方自治法施行令第174条の36等	
	◆発達障害者支援センターの指定、発達障害に関する専門的な医療機関の確保	発達障害者支援法第14条、第19条、第25条、地方自治法施行令第174条の36等	
	◆動物取扱業の登録、周辺の生活環境の保全措置の勧告、特定動物の飼養・保管の許可	動物の愛護及び管理に関する法律第10条、第25条、第26条等	
	◆都道府県が定めた飲食店営業等に関する公衆衛生上の基準の付加基準の策定	食品衛生法第51条、第67条、地方自治法施行令第174条の34等	

⁴ (注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

指定都市が処理する事務のうち中核市に移譲されていない主な事務②

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
都市計画 土木	◆都道府県が定めることとされている都市計画決定 ※都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画及び空港・上下水道等の広域的に決定すべき都市施設に係る都市計画を除く	都市計画法第15条第1項第2号～第7号、第87条の2、令第45条等	指定都市 ^{注2}
	◆土地に関する権利の移転等の届出受理、土地の利用目的に関する勧告、注視区域・監視区域の指定、遊休土地に関する措置	国土利用計画法第23条、第24条、第27条の3、第27条の6、第28条、第31条、第44条等	
	◆指定区間外の国道、県道の管理	道路法第12条、第13条、第17条、令第1条、第1条の2等	
	◆一級河川(指定区間)のうち国土交通大臣が指定する区間、二級河川のうち都道府県が指定する区間の管理	河川法第9条、第10条、令第2条等	
	◆交通結節機能の高度化に関する構想の作成	都市鉄道等利便増進法第12条、第26条等	
	◆近郊緑地保全区域における建築行為等の届出受理	首都圏近郊緑地保全法第7条、第19条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第8条、第20条等	
	◆歴史的風土保存区域内における建築行為等の届出受理、特別保存地区内における建築行為等の許可、土地の買い入れ	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第7条、第8条、第11条、第19条等	
◆大阪湾臨海地域等の整備等に関する計画の作成	大阪湾臨海地域開発整備法第7条、第18条等		
教育	◆県費負担教職員の任免、給与の決定、退職及び懲戒	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第58条等	中核市
	◆市立高等学校の定時制課程の教諭等の給与等の負担	市町村立学校職員給与負担法第2条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

(注2) 区域区分に関する都市計画(都市計画法第15条第1項第2号)及び都市再開発方針等に関する都市計画(同項第3号)について

5

指定都市が処理する事務のうち中核市に移譲されていない主な事務③

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
商工	◆大規模小売店舗の新設の届出受理	大規模小売店舗立地法第5条、第15条等	
	◆大規模小売店舗の立地促進により中心市街地の活性化を図る大規模小売店舗立地法特例区域の策定	中心市街地の活性化に関する法律第36条、第55条等	
	◆地域産業資源を活用して行う事業環境整備構想の作成、新事業支援機関のうち中核的支援機関の認定	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条、第26条等	
治安 安全 防災	◆避難住民等の救援の実施	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第75条、第184条等	
	◆消防学校の設置	消防組織法第51条等	
環境	◆産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関連して公共施設の整備を図る特定周辺整備地区の指定、施設整備方針の策定	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第11条、第26条等	
	◆建築物用地下水の採取許可	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条等	
市民 活動	◆その事務所が市域内のみで所在する特定非営利活動法人の設立認証	特定非営利活動促進法第9条、第10条等	指定都市

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

近年特例市に移譲された主な事務

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
環境	◆一般粉じん発生施設の設置の届出受理	大気汚染防止法第18条、令第13条等	特例市
	◆一般粉じん発生施設に係る公害防止統括者等の選任の届出受理	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条、令第14条	特例市

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

※ 第2次一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号))により移譲されたもの(一般市、町村まで移譲された事務は除いている。)

7

中核市が処理する事務のうち特例市に移譲されていない主な事務①

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
福祉	◆指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設等の指定	障害者自立支援法第29条、第51条の14、第106条、地方自治法施行令第174条の49の12等	中核市
	◆助産施設・母子生活支援施設・保育所の設置認可、無認可の助産施設・母子生活支援施設・保育所への改善勧告、無認可の保育所の届出受理等	児童福祉法第35条、第59条、第59条の2、第59条の4、地方自治法施行令第174条の49の2等	特例市 ^{注2}
	◆第一種社会福祉事業の許可、第二種社会福祉事業の届出受理	社会福祉法第62条、第67条、第69条、第126条、地方自治法施行令第174条の49の7等	市 ^{注3}
	◆老人居宅生活支援事業の届出受理、老人福祉施設の設置、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置認可、有料老人ホーム設置の届出受理	老人福祉法第14条、第15条、第29条、第34条、地方自治法施行令第174条の49の10等	市
	◆指定居宅サービス事業者等の指定、介護老人保健施設の開設許可	介護保険法第41条、第46条、第48条、第53条、第94条、地方自治法施行令第174条の49の11の2等	市
	◆身体障害者手帳の交付	身体障害者福祉法第15条、第43条の2、地方自治法施行令第174条の49の4等	市
	◆母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付	母子及び寡婦福祉法第13条、第32条、第46条、地方自治法施行令第174条の49の9等	市
	◆児童委員の指揮監督、指定療育機関の指定	児童福祉法第17条、第20条、第59条の4、地方自治法施行令第174条の49の2等	
◆民生委員の推薦、指揮監督	民生委員法第5条、第17条、第29条、地方自治法施行令第174条の49の3等		

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

(注2) 助産施設、母子生活支援施設については特例市。保育所、児童館及び認可外保育施設については市

(注3) 軽費老人ホーム、老人福祉センター、隣保施設及び放課後児童健全育成事業について

中核市が処理する事務のうち特例市に移譲されていない主な事務②

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
福祉	◆広域的な対応が必要な地域生活支援事業	障害者自立支援法第78条、第106条、地方自治法施行令第174条の49の12等	
	◆障害者生活訓練等事業等の届出受理、身体障害者社会参加支援施設の設置	身体障害者福祉法第26条、第28条、第43条の2、地方自治法施行令第174条の49の4等	
	◆施設等における身体障害者補助犬の同伴等に関する苦情の受理、施設等管理者への指導	身体障害者補助犬法第25条、第26条等	
	◆保護施設の設置認可、医療扶助を行う指定医療機関・介護扶助を行う指定介護機関の指定	生活保護法第41条、第49条、第54条の2、第84条の2、地方自治法施行令第174条の49の5等	
	◆行旅病人及び行旅死亡人の引取及び救護費用の弁償	行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件第1条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第5条、第13条、地方自治法施行令第174条の49の6等	
	◆母子家庭等日常生活支援事業・寡婦日常生活支援事業の届出受理	母子及び寡婦福祉法第20条、第33条、第46条、地方自治法施行令第174条の49の9等	
保健衛生	◆結核指定医療機関の指定	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条、第64条等	保健所設置市
	◆低体重児の届出受理、未熟児の訪問指導、養育医療の給付	母子保健法第18条～第20条、第26条、地方自治法施行令第174条の49の11等	市
	◆水道事業に供する水道以外の専用水道の施設基準適合の確認	水道法第32条、第48条の2等	市

(注1) 一次勧告:地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

9

中核市が処理する事務のうち特例市に移譲されていない主な事務③

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
保健衛生	◆飲食店営業等の許可、食品衛生監視指導計画の策定、規格が定められた食品等の検査、食品衛生管理者の設置の届出受理、食中毒発生の報告受理等	食品衛生法第24条、第25条、第48条、第52条、第58条、第67条、地方自治法施行令第174条の49の13等	
	◆結核指定医療機関の診療報酬の審査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条、第64条の2、地方自治法施行令第174条の49の16等	
	◆保健所の設置 ^{注2}	地域保健法第5条、令第1条等	
	◆国民健康・栄養調査の実施、専門的な栄養指導等の保健指導、特定給食施設の届出受理	健康増進法第10条、第18条、第20条	
	◆精神障害者等に関する相談指導	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条等	
	◆診療所・助産所の開設許可	医療法第7条等	
	◆一般用医薬品の店舗販売業の許可	薬事法第26条等	
	◆毒物劇物の販売業の登録、販売業者の毒物劇物取扱責任者の設置の届出受理	毒物及び劇物取締法第4条、第7条等	
	◆興行場・旅館業・公衆浴場の経営の許可	興行場法第1条、第2条、旅館業法第3条、公衆浴場法第1条、第2条等	
	◆犬・ねこの引取り、動物愛護推進員の委嘱	動物の愛護及び管理に関する法律第35条、第38条等	
◆理容所開設の届出受理、理容師の業務停止	理容師法第10条、第11条		

(注1) 一次勧告:地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

(注2) 以下保健所設置市としての事務。これらの事務のほか、保健所を設置する市の事務について、浄化槽法、検疫法、歯科口腔保健の推進に関する法律、死体解剖保存法、狂犬病予防法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、牛海綿状脳症対策特別措置法、温泉法、クリーニング業法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、美容師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、化粧品に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律、独立行政法人環境再生保全機構法等に基づく事務がある。

中核市が処理する事務のうち特例市に移譲されていない主な事務④

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
都市 計画 土木	◆広告物の表示等の禁止、屋外広告業の登録	屋外広告物法第3条、第9条、第27条、地方自治法施行令第174条の49の19等	
	◆景観計画の策定、景観重要建造物・景観重要樹木の指定	景観法第7条、第8条、第19条、第28条等	
	◆農住組合の設立認可、土地に関する権利の交換分合計画の認可	農住組合法第9条、第67条、第90条等	
	◆振興拠点地域基本構想の作成	多極分散型国土形成促進法第7条、第34条等	
	◆サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条、第77条等	
	◆特定優良賃貸住宅の入居者資格に係る認定基準の特例の承認	建築物の耐震改修の促進に関する法律第13条等	
教育	◆県費負担教職員の研修	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条等	
文化	◆文化財である埋蔵物の提出受理、重要文化財(一部)の現状変更等の許可、保存のための調査、重要文化財の公開許可	文化財保護法第43条、第53条～第55条、第101条、第185条、令第5条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

11

中核市が処理する事務のうち特例市に移譲されていない主な事務⑤

分野	事務	根拠法令	一次勧告 ^{注1}
環境	◆工場に係るばい煙発生施設・特定粉じん発生施設の設置の届出受理、揮発性有機化合物排出施設の設置の届出受理	大気汚染防止法第6条、第17条の5、第18条の6、第31条、令第13条等	特例市
	◆ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設等が設置されている工場における公害防止統括者等の選任の届出受理、解任命令	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条、第10条、第14条、令第14条等	特例市
	◆ダイオキシン類を排出する特定施設の設置の届出受理、汚染状況の調査測定	ダイオキシン類対策特別措置法第12条、第27条、第41条、令第8条等	特例市
	◆ダイオキシン類を排出する特定施設(一部)の設置許可	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条、第23条、令第8条、ダイオキシン類対策特別措置法第12条等	
	◆一般廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処分業者・市域内で事業を行う産業廃棄物の収集運搬業者の許可、産業廃棄物の保管収集運搬処理に係る改善命令、廃棄物が地下にある指定区域の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条、第14条、第15条の17、第19条の3、第24条の2、令第27条	
	◆ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分事業者等による保管・処分状況の届出受理	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条、第19条、令第4条等	
	◆特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するための対象建設工事受注者への助言、勧告、命令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第19条、第20条、第46条、令第8条等	

(注1) 一次勧告: 地方分権改革推進委員会の一次勧告において示された権限移譲先

指定都市・中核市・特例市の指定の状況

(平成24年4月1日現在)

	指定都市 (人口50万以上で 政令で指定する市)	中核市 (人口30万以上で政令で指定する市)		特例市 (人口20万以上で政令で指定する市)	
全国	20市	41市	(参考)人口30万以上で、政令市、 中核市の指定を受けていない市 (14市)	40市	(参考)人口20万 以上30万未満の 市で、特例市の指 定を受けていない 市(8市) (参考)人口20 万未満の市で、 保健所を設置し ている市(2市)
北海道	札幌(191)	旭川(34)、函館(27)			小樽(13)
東北	仙台(104)	いわき(34)、郡山(33)、 秋田(32)、青森(29)、盛岡(29)		山形(25)、八戸(23)	福島(29)
首都圏	横浜(368)、川崎(142)、 さいたま(122)、千葉(96) 相模原(71)	船橋(60)、宇都宮(51)、 横須賀(41)、柏(40)、高崎(37)、 前橋(34)、川越(34)	八王子(58)、川口(50)特、 松戸(48)、市川(47)、 町田(42)、藤沢(40)、 所沢(34)特、越谷(32)特	川口(50)、所沢(34)、越谷(32)、水戸(26)、 平塚(26)、草加(24)、春日部(23)、 茅ヶ崎(23)、厚木(22)、大和(22)、 つくば(21)、太田(21)、伊勢崎(20)、 熊谷(20)、小田原(19)甲府(19)	市原(28)、 府中(25)、 上尾(22)、 調布(22)
北陸	新潟(81)	金沢(46)、富山(42)		長岡(28)、福井(26)、上越(20)	
中部圏	名古屋(226)、浜松(80)、 静岡(71)	豊田(42)、岐阜(41)、長野(38)、 豊橋(37)、岡崎(37)	一宮(37)特、春日井(30)特 四日市(30)特	一宮(37)、春日井(30)、四日市(30)、 富士(25)、松本(24)、沼津(20)	津(28)
近畿圏	大阪(266)、神戸(154)、 京都(147)、堺(84)	姫路(53)、東大阪(50)、 西宮(48)、尼崎(45)、 豊中(38)、和歌山(37) 奈良(36)、高槻(35)、大津(33)	枚方(40)特、吹田(35)特	枚方(40)、吹田(35)、明石(29)、茨木(27)、 八尾(27)、加古川(26)、寝屋川(23)、 宝塚(22)、岸和田(19)	
中国	広島(117)、岡山(70)	倉敷(47)、福山(46)、下関(28)		呉(23)、松江(20)、鳥取(19)	
四国		松山(51)、高松(41)、高知(34)			徳島(26)
九州	福岡(146)、北九州(97)、 熊本(73)	鹿児島(60)、大分(47)、 長崎(44)、宮崎(40)、 久留米(30)		佐世保(26)	佐賀(23) 大牟田(12)
沖縄			那覇(31)		

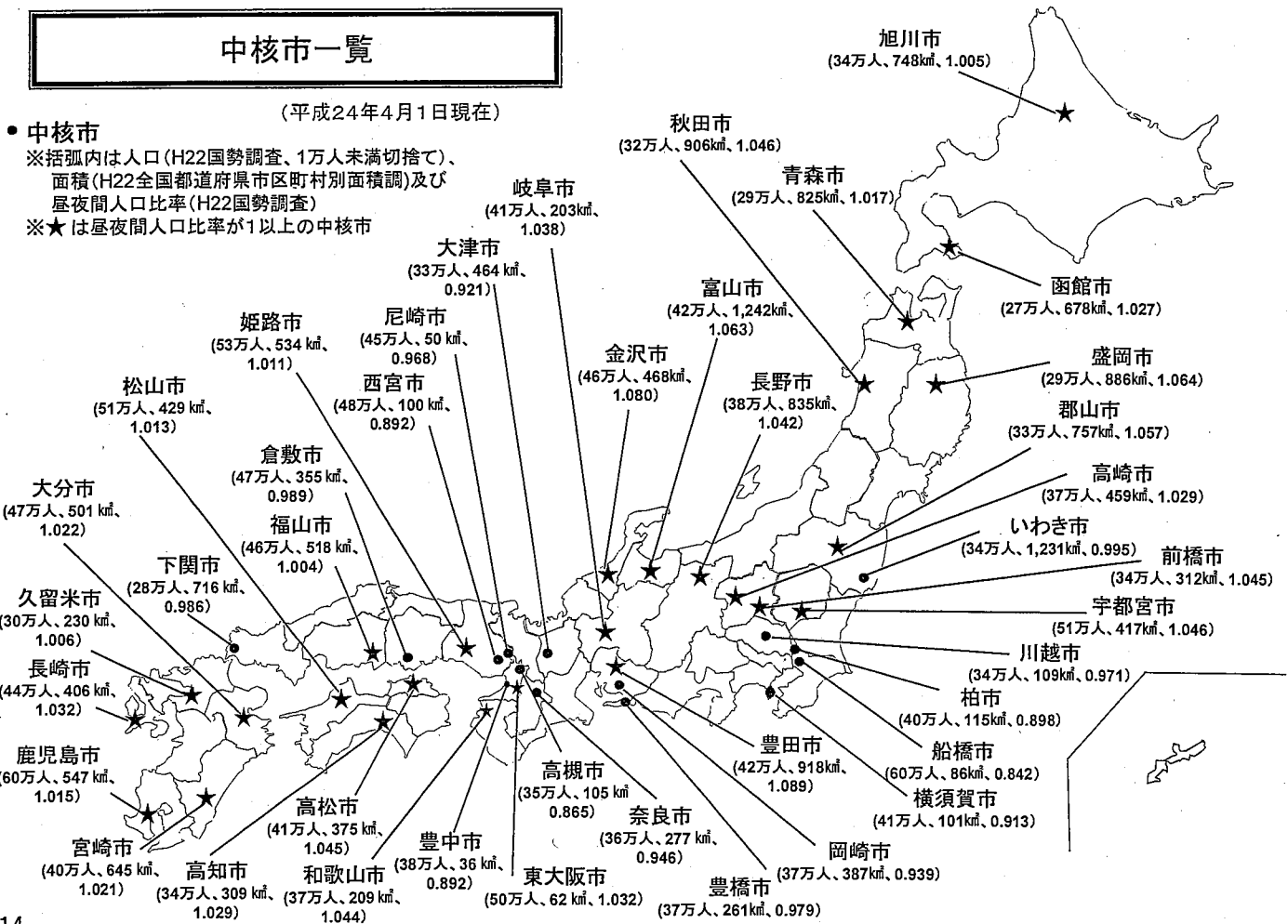
(備考)
 ・人口は、平成22年国勢調査人口の確定値を用いた人口(1万人未満切捨て)を表記。
 ・「特」としているのは、現在、特例市の指定を受けている市。
 ・下線を付した市は、指定都市及び中核市以外の保健所を設置する市。

中核市一覧

(平成24年4月1日現在)

●中核市

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)、
面積(H22全国都道府県市区町村別面積調)及び
昼夜間人口比率(H22国勢調査)
※★は昼夜間人口比率が1以上の中核市



中核市①(旭川市～川越市)

		旭川市	函館市	青森市	盛岡市	秋田市	郡山市	いわき市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	
人口(人、H22国勢調査時点)		347,095	279,127	299,520	298,348	323,800	338,712	342,249	511,739	340,291	371,302	342,670	
昼夜間人口比率(同)		1.005	1.027	1.017	1.064	1.046	1.057	0.995	1.046	1.045	1.029	0.971	
面積(km ² 、H22.10.1)		748	678	825	866	906	757	1,231	417	312	459	109	
部門別職員数(人)	職員数・割合	一般行政	1,437	1,346	1,171	1,396	1,514	1,486	1,708	2,302	1,617	1,689	1,561
		教育・消防	49.3%	39.5%	44.9%	60.8%	47.3%	71.6%	46.0%	66.7%	57.3%	67.7%	69.1%
		公営企業等会計	708	794	305	417	887	295	626	790	937	555	469
		合計	24.3%	23.3%	11.7%	18.2%	27.7%	14.2%	16.9%	22.9%	33.2%	22.3%	20.8%
	人口あたり1万人	一般行政	771	1,271	1,133	482	803	294	1,381	358	268	249	229
		教育・消防	26.4%	37.3%	43.4%	21.0%	25.1%	14.2%	37.2%	10.4%	9.5%	10.0%	10.1%
		公営企業等会計	2,916	3,411	2,609	2,295	3,204	2,075	3,715	3,450	2,822	2,493	2,259
		合計	41	48	39	47	47	44	50	45	48	45	46
		教育・消防	20	28	10	14	27	9	18	15	28	15	14
公営企業等会計	22	46	38	16	25	9	40	7	8	7	7		
合計	84	122	87	77	99	61	109	67	83	67	66		
歳入(百万円、H22決算)		155,068	127,859	123,423	107,118	127,962	109,883	127,087	197,512	137,755	160,031	98,440	
地方税		39,460	32,343	34,618	40,577	43,629	47,355	45,561	88,274	51,184	56,225	52,671	
地方交付税		35,211	36,461	28,837	19,027	24,630	14,109	22,051	5,794	16,809	13,711	2,072	
国庫支出金		31,229	25,405	24,727	17,776	20,054	14,698	16,403	28,963	17,824	17,119	15,637	
地方債		15,322	11,065	12,788	10,902	12,899	7,432	9,537	16,884	15,359	17,695	7,322	
その他		33,846	22,585	22,454	18,835	26,750	26,290	33,535	57,598	36,579	55,282	20,739	
歳出(百万円、H22決算)		151,817	126,668	119,680	104,337	126,022	105,583	122,327	193,279	133,874	155,948	95,294	
義務的経費		82,012	73,803	64,386	56,044	65,214	46,436	61,259	90,194	62,581	62,629	50,016	
人件費		19,933	21,452	13,846	16,257	24,174	14,534	18,709	33,692	22,595	23,279	19,152	
扶助費		43,257	36,296	34,639	24,079	25,363	20,265	25,882	39,014	24,494	26,574	22,030	
公債費		18,823	16,055	15,901	15,708	15,677	11,638	16,668	17,488	15,491	12,776	8,833	
投資的経費		17,589	11,439	15,159	12,121	17,755	8,966	8,829	33,488	23,772	24,878	8,969	
その他		52,215	41,427	40,135	36,171	43,053	50,181	52,239	69,597	47,521	68,441	36,309	
財政力指数		0.50	0.47	0.54	0.68	0.65	0.77	0.68	1.01	0.79	0.86	1.02	
経常収支比率		90.3%	85.7%	88.4%	90.4%	92.0%	84.0%	85.6%	93.4%	87.9%	89.4%	92.2%	
実質公債費比率		10.2%	8.2%	13.5%	13.3%	13.4%	8.7%	12.4%	9.0%	12.7%	9.4%	8.3%	
将来負担比率		118.8%	109.6%	154.7%	117.0%	113.4%	28.6%	92.7%	29.3%	111.7%	86.5%	89.2%	
ラスパイレ指数(H23.4.1)		98.2	98.3	99.8	99.9	101.0	102.8	100.8	102.2	99.3	99.7	101.1	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。
 ※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数
 (注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。
 ※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km²以上、網掛けは150km²未満の市、 昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、
 財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.60未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

中核市②(船橋市～大津市)

		船橋市	柏市	横須賀市	富山市	金沢市	長野市	岐阜市	豊田市	豊橋市	岡崎市	大津市	
人口(人、H22国勢調査時点)		609,040	404,012	418,325	421,953	462,361	381,511	413,136	421,487	376,665	372,357	337,634	
昼夜間人口比率(同)		0.842	0.898	0.913	1.063	1.080	1.042	1.038	1.089	0.979	0.939	0.921	
面積(km ² 、H22.10.1)		86	115	101	1,242	468	835	203	918	261	387	464	
部門別職員数(人)	職員数・割合	一般行政	2,376	1,645	1,885	2,240	1,659	1,810	1,911	2,145	1,422	1,672	1,353
		教育・消防	53.8%	62.3%	58.8%	53.8%	50.0%	62.9%	49.3%	67.4%	41.0%	49.4%	45.0%
		公営企業等会計	1,167	778	910	952	863	754	878	743	611	560	653
		合計	26.4%	29.5%	28.4%	22.9%	26.0%	26.2%	22.7%	23.4%	17.6%	16.5%	21.7%
	人口あたり1万人	一般行政	876	218	411	974	795	314	1,085	293	1,439	1,156	1,000
		教育・消防	19.8%	8.3%	12.8%	23.4%	24.0%	10.9%	28.0%	9.2%	41.4%	34.1%	33.3%
		公営企業等会計	4,419	2,641	3,206	4,166	3,317	2,878	3,874	3,181	3,472	3,388	3,006
		合計	39	41	45	53	36	47	46	51	38	45	40
		教育・消防	19	19	22	23	19	20	21	18	16	15	19
公営企業等会計	14	5	10	23	17	8	26	7	38	31	30		
合計	73	65	77	99	72	75	94	75	92	91	89		
歳入(百万円、H22決算)		164,435	115,103	139,052	166,077	176,015	150,890	160,871	168,429	118,082	123,759	108,220	
地方税		92,938	62,265	63,560	68,224	77,190	57,910	64,133	86,715	61,063	62,898	49,757	
地方交付税		4,386	4,940	12,210	21,885	18,169	26,203	13,704	3,419	4,132	1,362	11,875	
国庫支出金		27,904	16,987	19,235	17,733	25,648	19,270	24,024	16,735	15,111	16,351	17,883	
地方債		10,209	7,867	13,511	29,224	24,929	12,526	15,732	12,216	9,125	10,292	9,732	
その他		28,998	23,044	30,536	29,010	30,079	34,980	43,279	49,343	28,651	32,856	18,974	
歳出(百万円、H22決算)		158,133	109,821	134,970	162,730	173,154	145,466	152,091	161,675	113,157	119,481	107,404	
義務的経費		88,068	58,393	74,724	75,072	86,187	68,204	72,920	63,897	61,134	50,273	57,285	
人件費		35,916	22,614	29,038	26,663	22,897	22,559	28,084	28,911	19,493	19,923	20,354	
扶助費		40,024	22,309	28,798	26,205	35,972	24,393	30,360	23,225	29,285	23,647	24,957	
公債費		12,128	13,471	16,888	22,203	27,318	21,253	14,475	11,562	12,355	6,702	11,974	
投資的経費		13,493	13,377	10,166	26,896	33,284	24,255	19,042	33,965	15,160	26,447	9,954	
その他		56,572	37,850	50,081	60,762	53,683	53,007	60,129	64,013	36,863	42,761	40,165	
財政力指数		1.01	0.97	0.85	0.79	0.80	0.70	0.84	1.58	1.00	1.09	0.84	
経常収支比率		91.8%	95.3%	95.4%	87.1%	88.3%	83.9%	85.3%	80.7%	85.5%	87.6%	87.3%	
実質公債費比率		1.6%	10.6%	5.4%	13.4%	9.2%	11.9%	6.3%	2.6%	9.0%	0.0%	11.1%	
将来負担比率		-	88.6%	65.1%	191.4%	111.0%	35.6%	21.8%	-	73.5%	-	79.2%	
ラスパイレ指数(H23.4.1)		102.8	101.4	101.5	100.6	100.0	98.8	101.1	102.6	100.9	101.4	102.1	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。
 ※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数
 (注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。
 ※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km²以上、網掛けは150km²未満の市、 昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、
 財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.60未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

中核市③(豊中市～下関市)

		豊中市	高槻市	東大阪市	姫路市	西宮市	尼崎市	奈良市	和歌山市	倉敷市	福山市	下関市	
人口(人、H22国勢調査時点)		389,341	357,359	509,533	536,270	482,640	453,748	366,591	370,364	475,513	461,357	280,947	
昼夜間人口比率(同)		0.892	0.865	1.032	1.011	0.892	0.968	0.946	1.044	0.989	1.004	0.986	
面積(km ² 、H22.10.1)		36	105	62	534	100	50	277	209	355	518	716	
部門別職員数(人)	職員数・割合	一般行政	1,742	1,392	1,685	2,222	1,889	1,799	1,840	1,839	1,928	2,372	1,647
		教育・消防	48.1%	57.2%	47.0%	58.4%	53.6%	55.4%	61.1%	60.0%	56.5%	56.8%	51.9%
		公営企業等会計	765	632	999	1,225	1,047	912	837	820	995	648	692
		合計	1,112	409	901	359	586	536	335	405	487	1,156	835
		合計	3,619	2,433	3,585	3,806	3,522	3,247	3,012	3,064	3,410	4,176	3,174
	人口あたり1万人	一般行政	45	39	33	41	39	40	50	50	41	51	59
		教育・消防	20	18	20	23	22	20	23	22	21	14	25
		公営企業等会計	29	11	18	7	12	12	9	11	10	25	30
		合計	93	68	70	71	73	72	82	83	72	91	113
		合計	124,706	106,006	183,393	224,999	160,027	202,970	130,064	138,731	172,376	177,807	121,403
歳入(百万円、H22決算)		63,461	48,899	74,635	90,635	81,832	78,566	51,545	59,369	78,838	71,972	34,184	
地方税		5,170	11,206	21,172	19,187	10,460	13,708	15,359	12,757	13,544	16,272	28,889	
地方交付税		23,276	18,766	39,900	34,049	24,949	39,826	21,719	25,144	28,798	27,422	17,470	
国庫支出金		7,706	5,522	15,323	23,243	12,711	33,598	24,253	17,031	16,878	20,494	12,280	
地方債		25,093	21,614	32,364	57,884	30,075	37,272	17,189	24,431	34,317	41,648	28,580	
その他		123,419	103,198	180,911	216,628	156,047	202,841	129,807	136,565	166,245	174,211	116,778	
歳出(百万円、H22決算)		77,933	56,839	113,102	95,689	95,816	117,896	74,028	77,622	85,572	90,502	61,700	
義務的経費		28,074	22,799	32,015	32,598	35,027	31,168	27,274	25,681	30,376	31,690	22,353	
人件費		34,852	27,354	63,758	42,082	37,066	61,130	29,236	36,563	39,279	38,928	24,172	
扶助費		15,007	6,686	17,329	21,029	23,724	25,598	17,518	15,378	15,918	19,884	15,175	
公債費		4,854	10,462	7,850	39,667	11,943	33,718	17,982	16,583	22,140	20,676	14,545	
投資的経費		40,631	35,897	59,959	81,272	48,288	51,227	37,797	42,360	58,533	63,033	40,532	
その他		0.86	0.80	0.77	0.85	0.88	0.86	0.78	0.81	0.89	0.86	0.57	
財政力指数		96.6%	88.1%	96.1%	81.8%	96.3%	95.5%	95.8%	93.3%	88.5%	87.6%	93.3%	
経常収支比率		11.4%	0.4%	8.6%	10.7%	10.7%	11.9%	14.1%	11.7%	11.5%	7.6%	10.9%	
実質公債費比率		77.5%	-	64.6%	84.1%	78.3%	183.0%	209.4%	158.4%	90.6%	56.1%	124.6%	
将来負担比率		99.2	99.5	100.5	100.9	103.8	99.7	96.7	100.2	101.2	100.3	100.8	
ラスパイルズ指数(H23.4.1)													

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。
 ※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数
 (注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。
 ※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km²以上、網掛けは150km²未満の市、昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.80未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

中核市④(高松市～鹿児島市)

		高松市	松山市	高知市	久留米市	長崎市	大分市	宮崎市	鹿児島市	
人口(人、H22国勢調査時点)		419,429	517,231	343,393	302,402	443,766	474,094	400,583	605,846	
昼夜間人口比率(同)		1.045	1.013	1.029	1.006	1.032	1.022	1.021	1.015	
面積(km ² 、H22.10.1)		375	429	309	230	406	501	645	547	
部門別職員数(人)	職員数・割合	一般行政	1,826	2,092	1,615	1,387	2,037	2,050	1,604	2,571
		教育・消防	49.4%	62.0%	59.7%	72.0%	54.1%	60.4%	61.1%	48.3%
		公営企業等会計	988	828	724	298	840	930	612	1,103
		合計	879	452	367	241	887	415	408	1,648
		合計	3,693	3,372	2,706	1,926	3,764	3,395	2,624	5,322
	人口あたり1万人	一般行政	44	40	47	46	46	43	40	42
		教育・消防	24	16	21	10	19	20	15	18
		公営企業等会計	21	9	11	8	20	9	10	27
		合計	88	65	79	64	85	72	66	88
		合計	153,040	176,370	143,326	125,349	208,118	164,641	155,636	236,493
歳入(百万円、H22決算)		62,408	65,580	45,261	37,716	53,198	77,420	49,496	82,691	
地方税		17,937	26,767	31,614	22,533	40,792	9,797	30,845	35,748	
地方交付税		25,042	35,945	27,141	24,197	53,978	28,729	26,546	45,037	
国庫支出金		15,995	15,616	15,855	13,272	22,868	17,803	17,343	28,311	
地方債		31,657	32,463	23,456	27,631	37,281	30,892	31,406	44,706	
その他		147,687	170,387	141,767	123,343	206,117	159,744	152,826	228,485	
歳出(百万円、H22決算)		82,928	90,326	93,976	57,221	124,397	94,295	85,467	121,513	
義務的経費		29,736	26,167	21,124	16,739	30,319	31,884	22,421	33,465	
人件費		35,117	47,052	43,435	29,049	67,200	39,665	40,203	61,975	
扶助費		18,076	17,107	29,417	11,433	26,878	22,745	22,843	26,072	
公債費		17,096	25,634	8,162	22,327	22,097	21,200	18,306	44,889	
投資的経費		47,663	54,427	39,629	43,795	59,622	44,249	49,054	62,084	
その他		0.82	0.72	0.58	0.64	0.56	0.91	0.83	0.70	
財政力指数		85.4%	84.7%	90.0%	91.7%	94.9%	91.9%	90.1%	87.6%	
経常収支比率(%)		11.9%	8.5%	19.2%	4.6%	12.3%	11.3%	12.0%	6.4%	
実質公債費比率(%)		99.3%	79.8%	223.7%	26.8%	90.3%	96.9%	121.4%	34.2%	
将来負担比率		101.4	100.1	98.9	100.1	99.7	101.7	101.8	101.8	
ラスパイルズ指数(H23.4.1)										

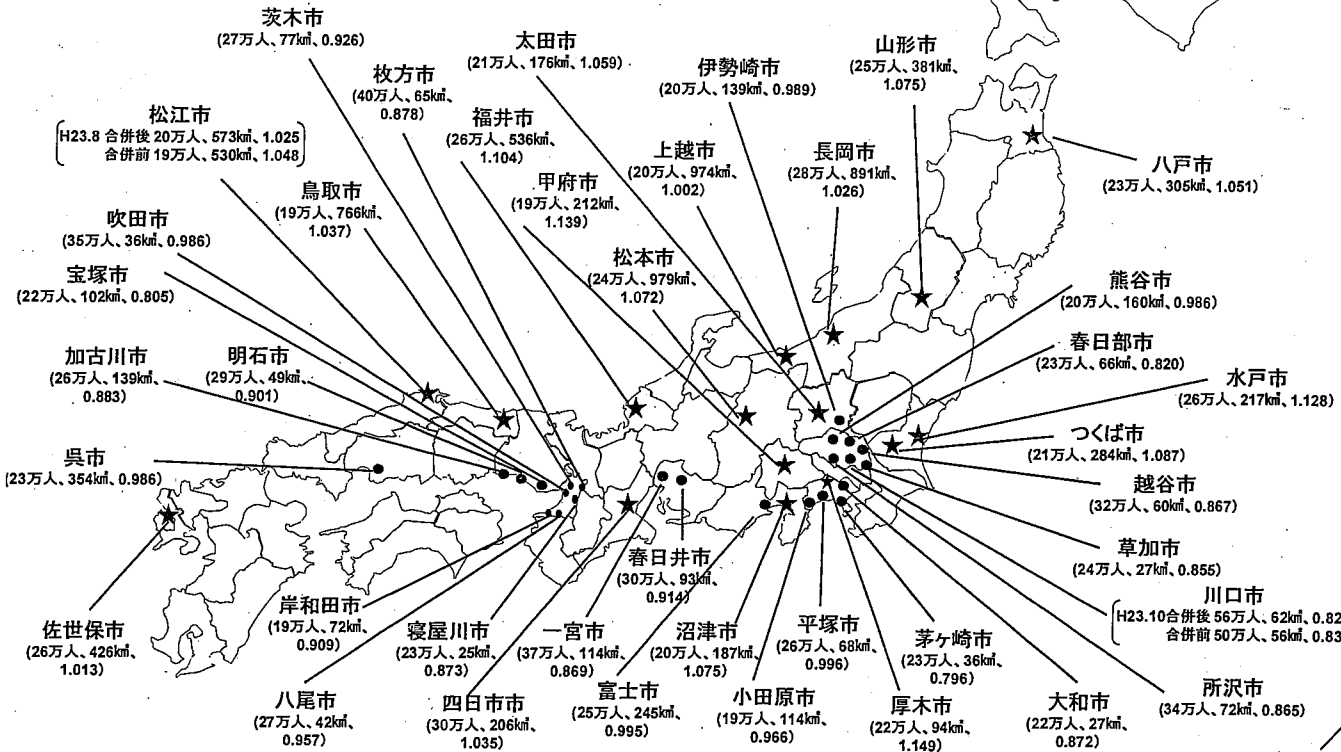
※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。
 ※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数
 (注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。
 ※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは30万人未満の市、面積の太枠は900km²以上、網掛けは150km²未満の市、昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.80未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

特例市一覧

(平成24年4月1日現在)

●特例市

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)、面積(H22全国都道府県市区町村別面積調)及び昼夜間人口比率(H22国勢調査)
 ※★は昼夜間人口比率が1以上の特例市



特例市①(八戸市～草加市)

	八戸市	山形市	水戸市	つくば市	伊勢崎市	太田市	川口市	所沢市	越谷市	草加市
人口(人、H22国勢調査時点)	237,615	254,244	268,750	214,590	207,221	216,465	500,598	341,924	326,313	243,855
昼夜間人口比率(同)	1.051	1.075	1.128	1.087	0.988	1.059	0.837	0.865	0.867	0.855
面積(km ² 、H22.10.1)	305	381	217	284	139	176	58	72	60	27
部門別職員数(人)	一般行政									
	教育・消防									
	公営企業等会計									
	合計									
人口あたり1万人	一般行政									
	教育・消防									
	公営企業等会計									
	合計									
歳入(百万円、H22決算)										
地方税										
地方交付税										
国庫支出金										
地方債										
その他										
歳出(百万円、H22決算)										
義務的経費										
人件費										
扶助費										
公債費										
投資的経費										
その他										
財政力指数										
経常収支比率										
実質公債費比率										
将来負担比率										
ラス・パイレス指数(H23.4.1)										

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。
 ※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数
 (注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。
 ※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km²以上、網掛けは50km²未満の市、 昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、 財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

特例市②(春日部市～福井市)

		春日部市	熊谷市	小田原市	大和市	平塚市	厚木市	茅ヶ崎市	長岡市	上越市	福井市	
人口(人、H22国勢調査時点)		237,171	203,180	198,327	228,186	260,780	224,420	235,081	282,674	203,899	266,796	
昼夜間人口比率(同)		0.820	0.986	0.966	0.872	0.996	1.149	0.796	1.026	1.002	1.104	
面積(km ² 、H22.10.1)		68	160	114	27	68	94	36	891	974	536	
部門別職員数(人)	職員数・割合	一般行政	828	904	862	883	1,092	1,082	897	1,753	1,512	1,377
		教育・消防	466	412	361	385	538	462	451	640	288	666
		公営企業等会計	512	131	734	554	633	482	547	259	221	370
		合計	1,806	1,447	1,957	1,822	2,263	2,026	1,895	2,652	2,021	2,413
	あたり1万人	一般行政	35	44	43	39	42	48	38	62	74	52
教育・消防	20	20	18	17	21	21	19	23	14	25		
公営企業等会計	22	6	37	24	24	21	23	9	11	14		
合計	76	71	99	80	87	90	81	94	99	90		
歳入(百万円、H22決算)		64,036	63,699	61,167	67,976	79,288	79,684	65,925	156,858	113,657	104,774	
地方税		27,350	29,560	32,099	34,323	43,231	42,556	34,193	36,885	26,777	44,060	
地方交付税		7,905	6,181	1,149	1,103	1,140	52	1,863	28,798	27,898	10,613	
国庫支出金		9,558	8,117	9,426	13,917	11,367	8,985	8,687	17,176	11,547	13,216	
地方債		7,058	3,223	3,788	4,434	4,009	5,002	5,498	18,847	10,617	15,053	
その他		12,165	16,619	14,706	14,200	19,540	23,089	15,684	55,152	36,818	21,833	
歳出(百万円、H22決算)		61,944	58,570	58,209	65,507	76,456	77,975	62,160	147,842	110,226	103,064	
義務的経費		33,384	32,143	32,558	34,128	39,292	38,442	32,356	54,390	40,817	49,781	
人件費		11,711	12,824	11,622	13,363	15,315	14,878	12,885	20,835	18,152	18,757	
扶助費		14,118	12,931	14,292	16,236	18,782	16,514	14,157	17,365	12,344	19,368	
公債費		7,555	6,388	6,645	4,529	5,195	7,051	5,313	16,190	12,322	11,656	
投資的経費		3,781	5,210	4,691	9,139	7,075	9,617	7,021	26,202	15,043	17,814	
その他		24,779	21,217	20,959	22,240	30,089	29,916	22,783	67,250	54,366	35,470	
財政力指数		0.81	0.93	1.04	1.04	1.07	1.31	1.02	0.65	0.59	0.87	
経常収支比率		88.9%	86.8%	90.6%	93.3%	92.3%	96.1%	92.4%	89.3%	87.8%	87.8%	
実質公債費比率		11.5%	8.6%	10.7%	5.3%	3.9%	4.6%	3.4%	15.7%	14.8%	10.8%	
将来負担比率		81.8%	31.4%	69.5%	45.5%	-	58.6%	19.0%	97.0%	154.6%	108.8%	
ラスパイルズ指数(H23.4.1)		98.8	103.5	101.2	100.5	102.4	100.8	102.0	95.1	97.5	100.9	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km²以上、網掛けは500km²未満の市、昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

21

特例市③(甲府市～茨木市)

		甲府市	松本市	沼津市	富士市	春日井市	一宮市	四日市市	吹田市	枚方市	茨木市	
人口(人、H22国勢調査時点)		198,992	243,037	202,304	254,027	305,569	378,566	307,766	355,798	407,978	274,822	
昼夜間人口比率(同)		1.139	1.072	1.075	0.995	0.914	0.869	1.035	0.986	0.878	0.926	
面積(km ² 、H22.10.1)		212	979	187	245	93	114	206	36	65	77	
部門別職員数(人)	職員数・割合	一般行政	882	1,259	899	1,184	1,242	1,656	1,117	1,553	1,715	961
		教育・消防	50.7%	63.0%	45.0%	47.5%	50.1%	46.8%	43.0%	49.7%	64.5%	60.1%
		公営企業等会計	192	253	479	592	394	555	575	760	316	502
		合計	666	487	621	716	841	1,328	903	811	628	136
	あたり1万人	一般行政	1,740	1,999	1,999	2,492	2,477	3,539	2,595	3,124	2,659	1,599
教育・消防	44	52	44	47	41	44	36	44	42	35		
教育・消防	10	10	24	23	13	15	19	21	8	18		
公営企業等会計	33	20	31	28	28	35	29	23	15	5		
合計	87	82	99	98	81	93	84	88	65	58		
歳入(百万円、H22決算)		72,641	93,962	74,835	87,274	85,241	111,334	103,330	109,298	119,902	81,480	
地方税		28,651	35,122	35,880	46,999	47,836	46,010	59,388	62,662	55,934	43,854	
地方交付税		8,397	17,659	2,226	757	1,014	10,440	2,493	868	10,476	2,137	
国庫支出金		11,657	10,070	12,555	9,220	11,401	15,792	13,231	18,276	21,224	14,426	
地方債		8,203	9,050	7,471	6,879	6,174	12,966	5,786	7,643	9,215	5,197	
その他		15,734	22,063	16,703	23,420	18,816	26,127	22,432	19,850	23,053	15,867	
歳出(百万円、H22決算)		71,747	91,841	73,923	84,285	82,142	106,822	100,742	108,194	118,363	79,145	
義務的経費		34,055	41,505	34,502	36,086	42,963	50,698	51,245	62,297	66,725	42,415	
人件費		12,015	15,678	13,011	15,589	13,497	16,934	17,138	25,078	22,940	15,066	
扶助費		15,638	14,339	13,298	12,612	20,136	24,131	20,918	29,321	33,181	21,643	
公債費		6,401	11,489	8,194	7,885	9,330	9,632	13,188	7,898	10,605	5,706	
投資的経費		12,733	10,100	15,321	14,522	7,918	16,525	7,746	11,344	7,431	9,202	
その他		24,959	40,236	24,100	33,677	31,261	39,599	41,751	34,553	44,207	27,528	
財政力指数		0.79	0.71	1.05	1.09	1.04	0.84	1.06	1.06	0.86	0.99	
経常収支比率		88.3%	82.7%	82.0%	78.6%	92.7%	80.9%	86.0%	96.8%	88.7%	87.2%	
実質公債費比率		13.4%	9.3%	8.3%	7.4%	8.0%	6.2%	16.4%	0.9%	0.3%	0.3%	
将来負担比率		75.2%	32.6%	90.9%	51.9%	112.4%	67.1%	118.9%	-	13.5%	-	
ラスパイルズ指数(H23.4.1)		100.0	98.0	102.4	101.7	100.6	100.8	102.4	101.9	99.5	98.9	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km²以上、網掛けは500km²未満の市、昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

特例市④(八尾市～佐世保市)

	八尾市	岐屋川市	岸和田市	明石市	加古川市	宝塚市	鳥取市	松江市	呉市	佐世保市	
人口(人、H22国勢調査時点)	271,460	238,204	199,234	290,959	266,937	225,700	197,449	194,258	239,973	261,101	
昼夜間人口比率(同)	0.957	0.873	0.909	0.901	0.883	0.805	1.037	1.048	0.986	1.013	
面積(km ² 、H22.10.1)	42	25	72	49	139	102	766	530	354	426	
部門別職員数(人)	職員数・割合										
	一般行政	1,158	985	813	1,140	977	837	1,312	1,060	1,370	1,448
	教育・消防	437	201	497	593	562	485	108	500	598	637
	公営企業等会計	624	143	640	653	153	667	621	756	588	1,104
	合計	2,219	1,329	1,950	2,386	1,692	1,989	2,041	2,316	2,556	3,189
あたり1万人	一般行政	43	41	41	39	37	37	66	55	57	55
	教育・消防	16	8	25	20	21	21	5	26	25	24
	公営企業等会計	23	6	32	22	6	30	31	39	25	42
	合計	82	56	98	82	63	88	103	119	107	122
歳入(百万円、H22決算)	90,727	79,822	73,507	98,738	81,811	71,809	92,614	103,893	110,475	119,770	
地方税	38,555	27,857	23,517	39,148	37,589	34,867	23,832	25,967	31,837	29,113	
地方交付税	10,520	11,251	13,985	10,834	5,911	4,834	25,176	22,984	22,993	28,846	
国庫支出金	17,986	17,599	14,877	17,241	10,787	11,958	12,292	19,553	14,295	18,418	
地方債	7,903	9,643	8,794	11,588	9,582	6,661	7,626	13,988	12,716	10,054	
その他	15,763	13,473	12,334	19,927	17,942	13,488	23,888	21,401	28,634	33,339	
歳出(百万円、H22決算)	89,572	79,454	72,909	96,526	81,127	70,359	91,141	102,847	108,868	114,348	
義務的経費	55,076	45,290	42,046	54,026	41,639	38,921	38,834	47,141	56,511	57,187	
人件費	17,551	14,170	12,487	17,335	16,315	14,523	12,198	15,061	21,269	18,032	
扶助費	29,076	24,031	19,918	23,746	16,668	15,290	13,735	17,873	20,083	25,151	
公債費	8,450	7,089	9,640	12,945	8,656	9,108	12,901	14,206	15,159	14,004	
投資的経費	6,016	11,178	8,756	12,564	10,044	9,412	10,562	22,850	17,342	15,026	
その他	28,480	22,986	22,107	29,936	29,443	22,026	41,746	32,856	35,015	42,135	
財政力指数	0.79	0.71	0.60	0.78	0.89	0.90	0.53	0.57	0.64	0.52	
経常収支比率	94.7%	93.8%	97.5%	93.1%	88.7%	95.8%	80.9%	88.9%	95.9%	83.7%	
実質公債費比率	6.4%	4.6%	13.9%	8.5%	8.8%	9.2%	16.7%	17.7%	13.4%	13.1%	
将来負担比率	63.3%	29.6%	142.2%	83.0%	67.5%	78.5%	125.9%	198.7%	139.6%	83.6%	
ラスパイレズ指数(H23.4.1)	100.8	97.1	98.8	101.7	101.2	100.6	98.3	98.6	98.5	100.8	

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。
 ※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数
 (注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。
 ※ 人口の太枠は30万人以上、網掛けは20万人未満の市、面積の太枠は700km²以上、網掛けは50km²未満の市、 昼夜間人口比率の網掛けは1以上の市、 財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.70未満の市、経常収支比率の太枠は95.0%以上、網掛けは85.0%未満の市。

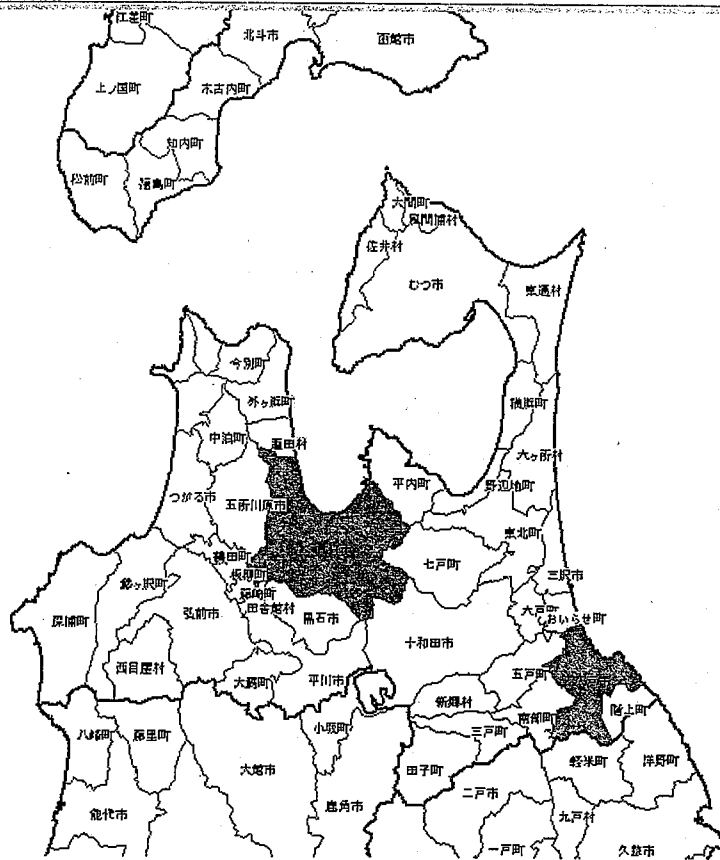
中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市) ①函館市・旭川市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。以下の地図画像は「白地図KenMap」の地図画像を編集している。
 昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

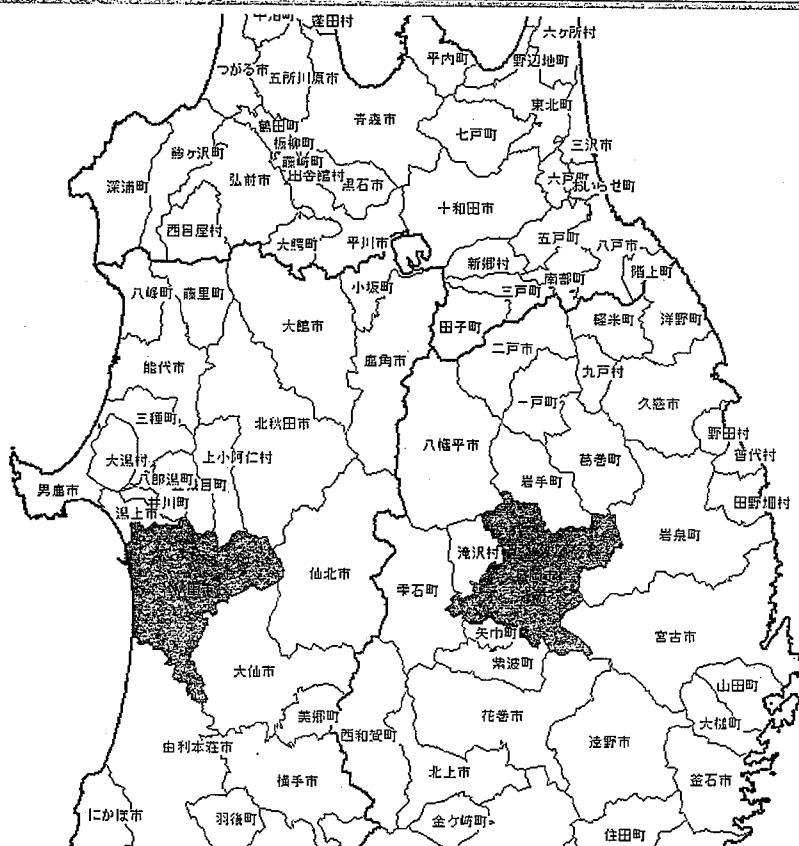
②青森市・八戸市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

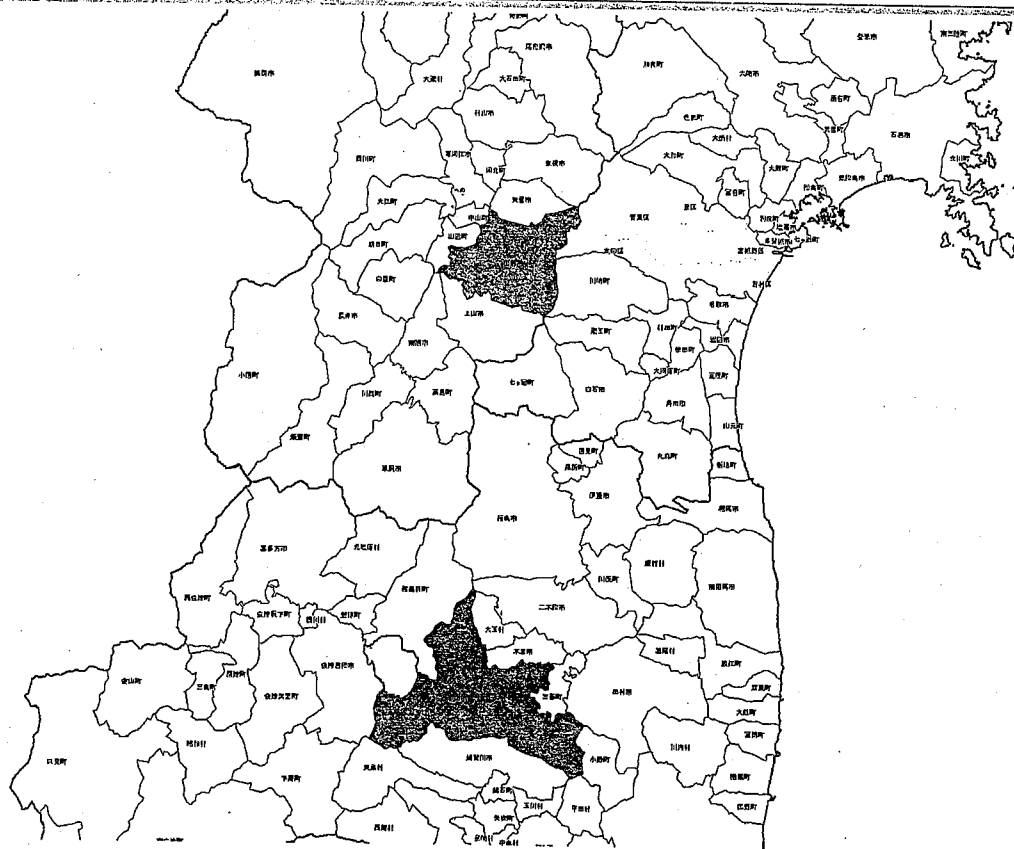
③盛岡市・秋田市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

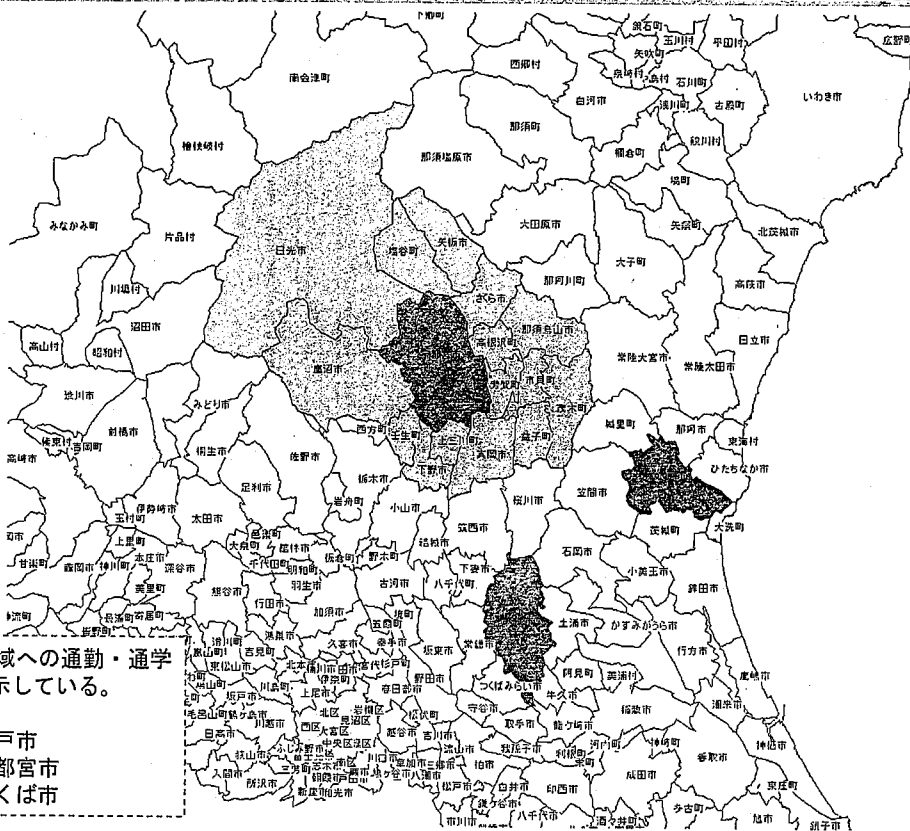
④山形市・郡山市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

⑤水戸市・つくば市・宇都宮市



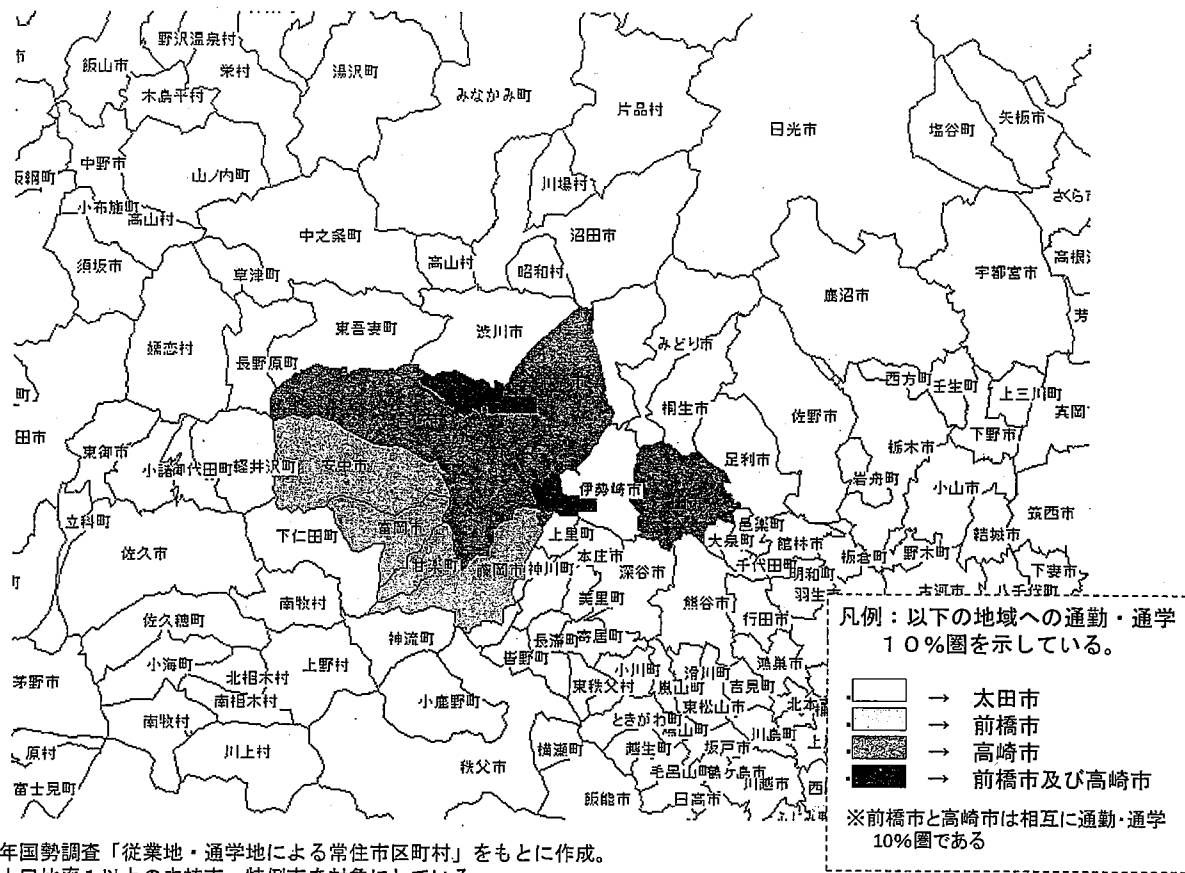
凡例：以下の地域への通勤・通学
10%圏を示している。

- ◻ → 水戸市
- ◼ → 宇都宮市
- ◻ → つくば市

(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

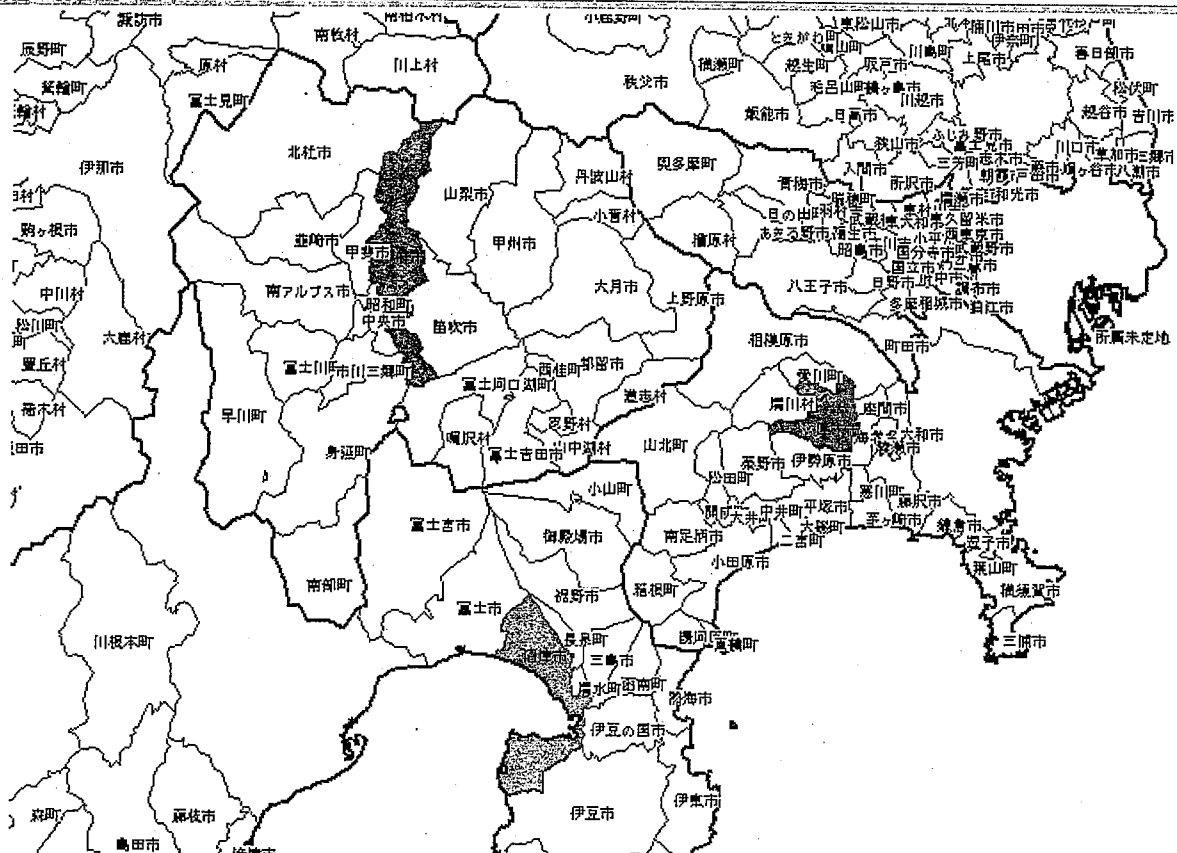
中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

⑥前橋市・高崎市・太田市



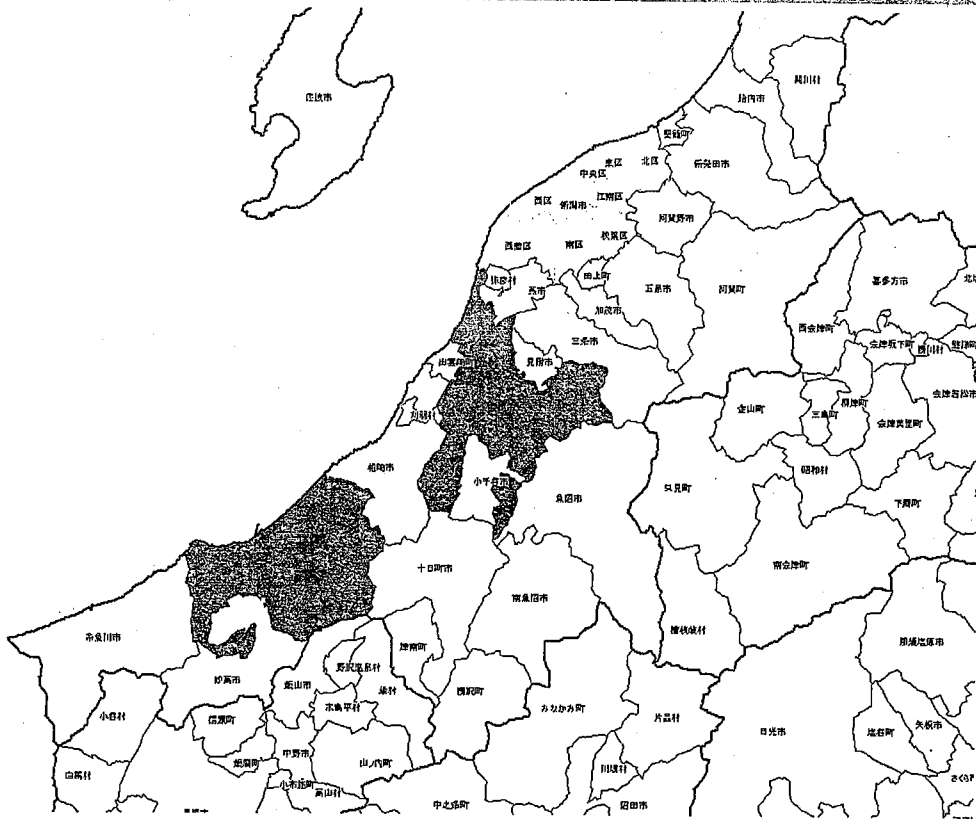
中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

⑦厚木市・甲府市・沼津市



中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

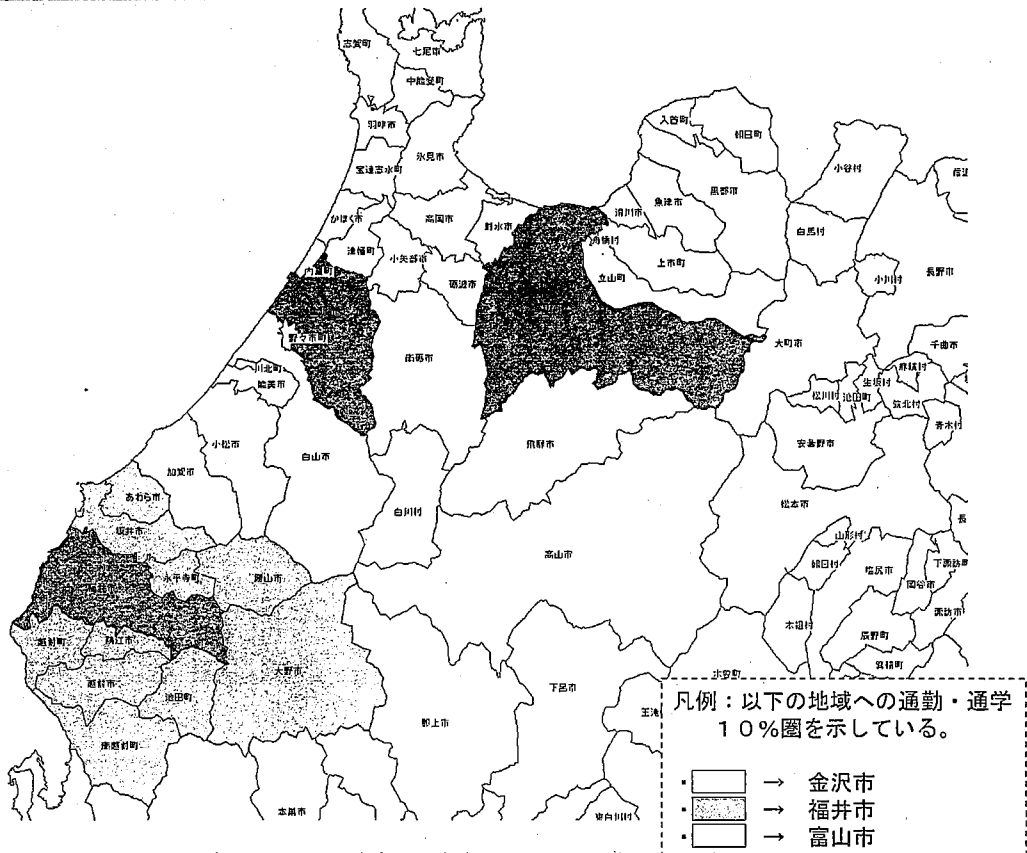
⑧長岡市・上越市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

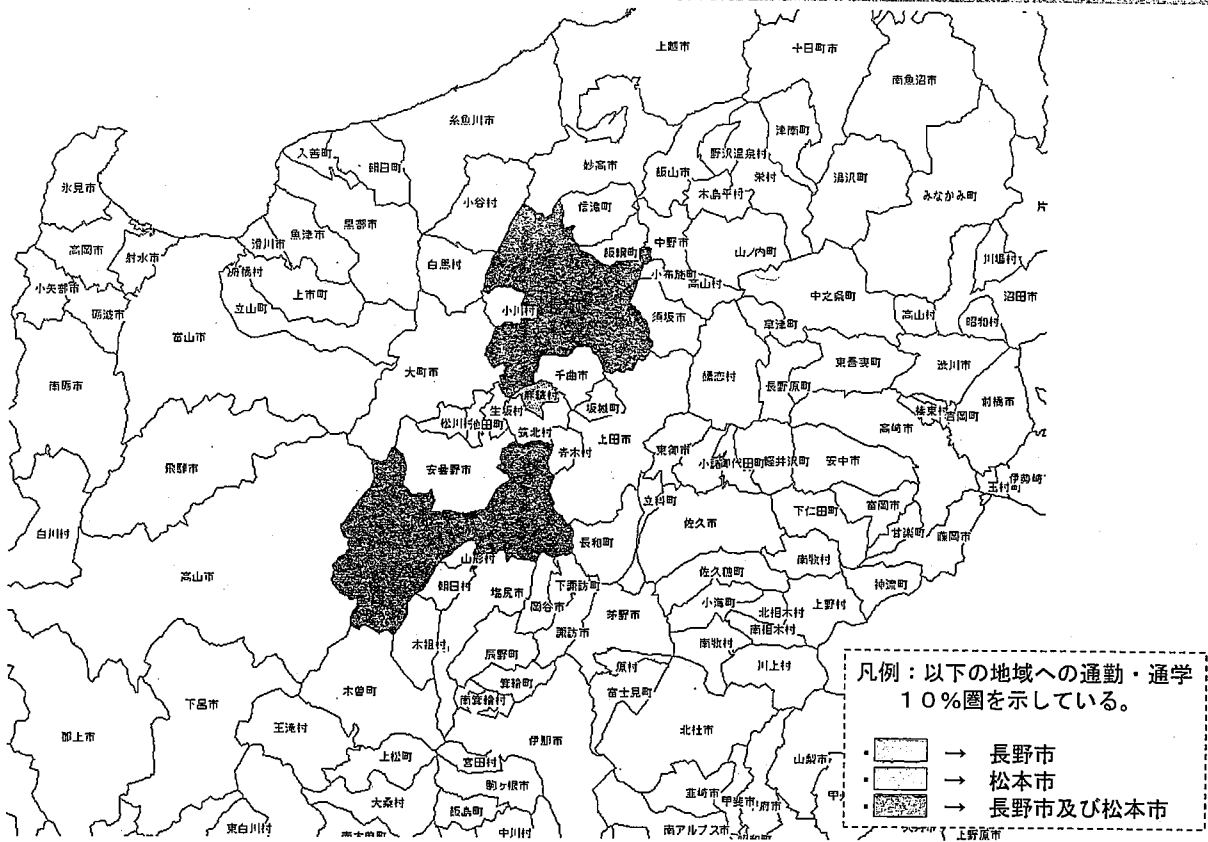
⑨富山市・金沢市・福井市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

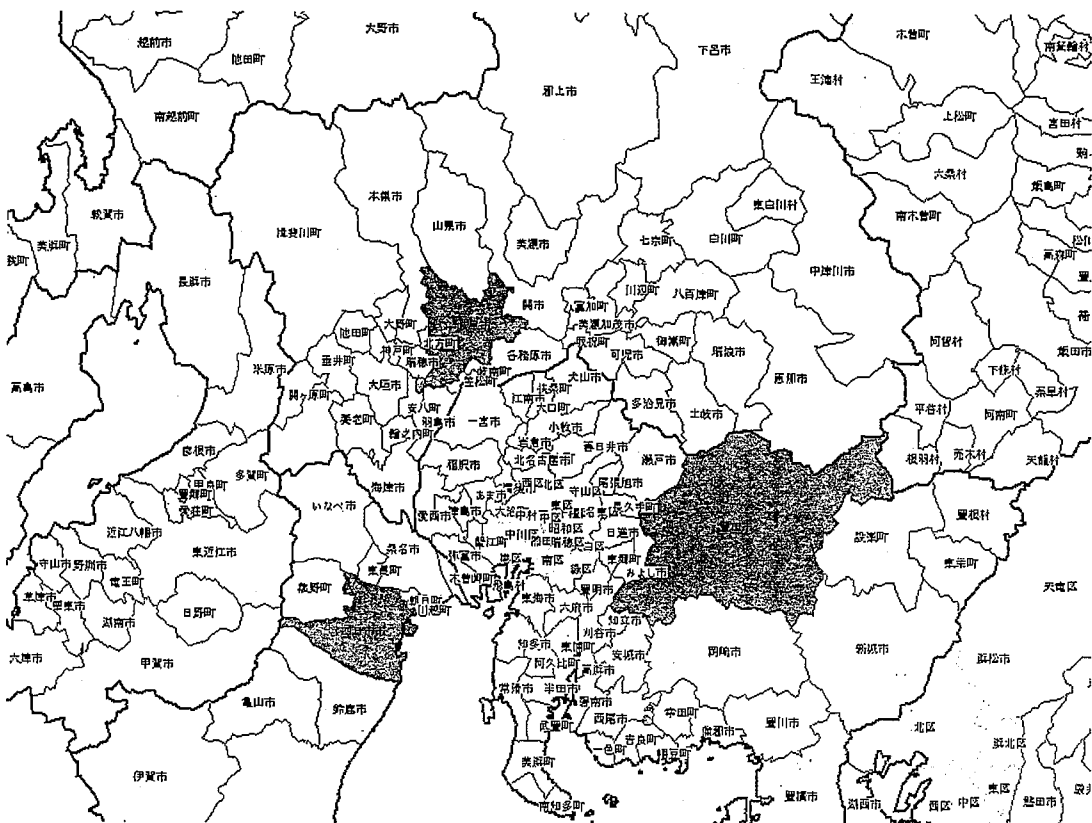
⑩長野市・松本市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

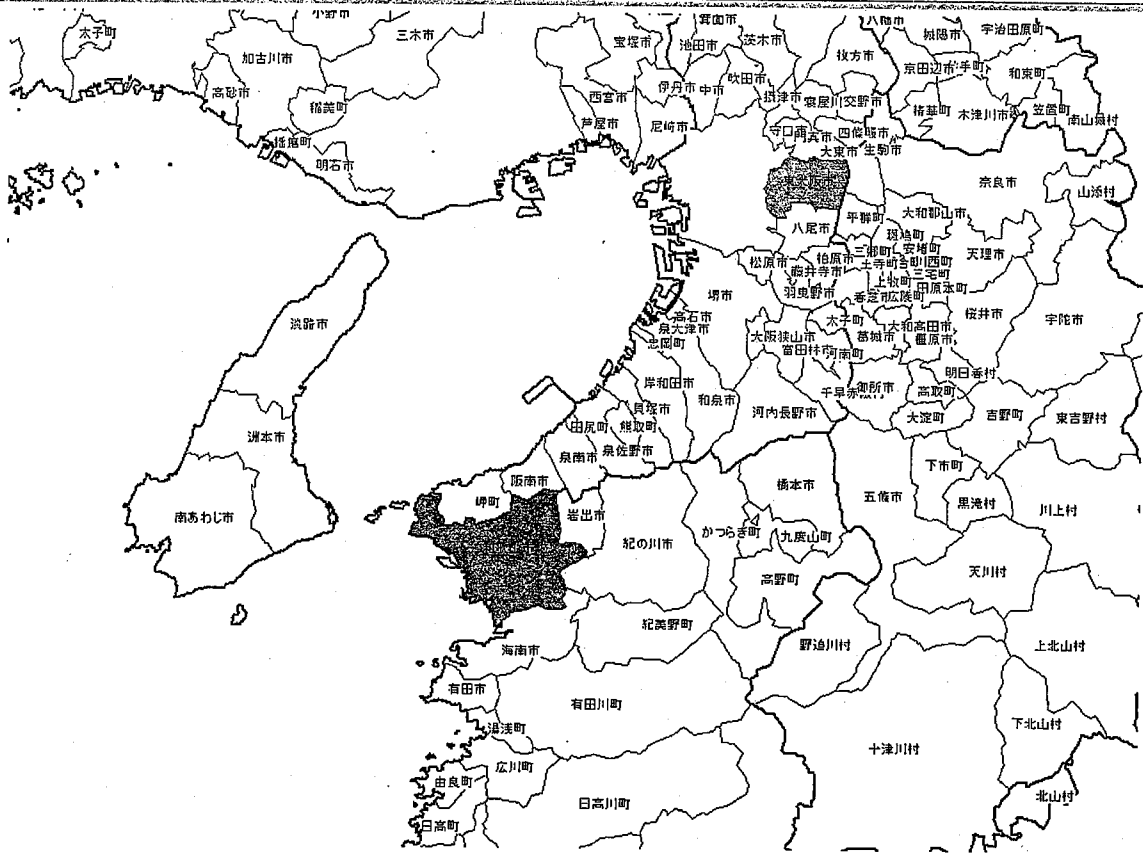
⑪豊田市・岐阜市・四日市市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

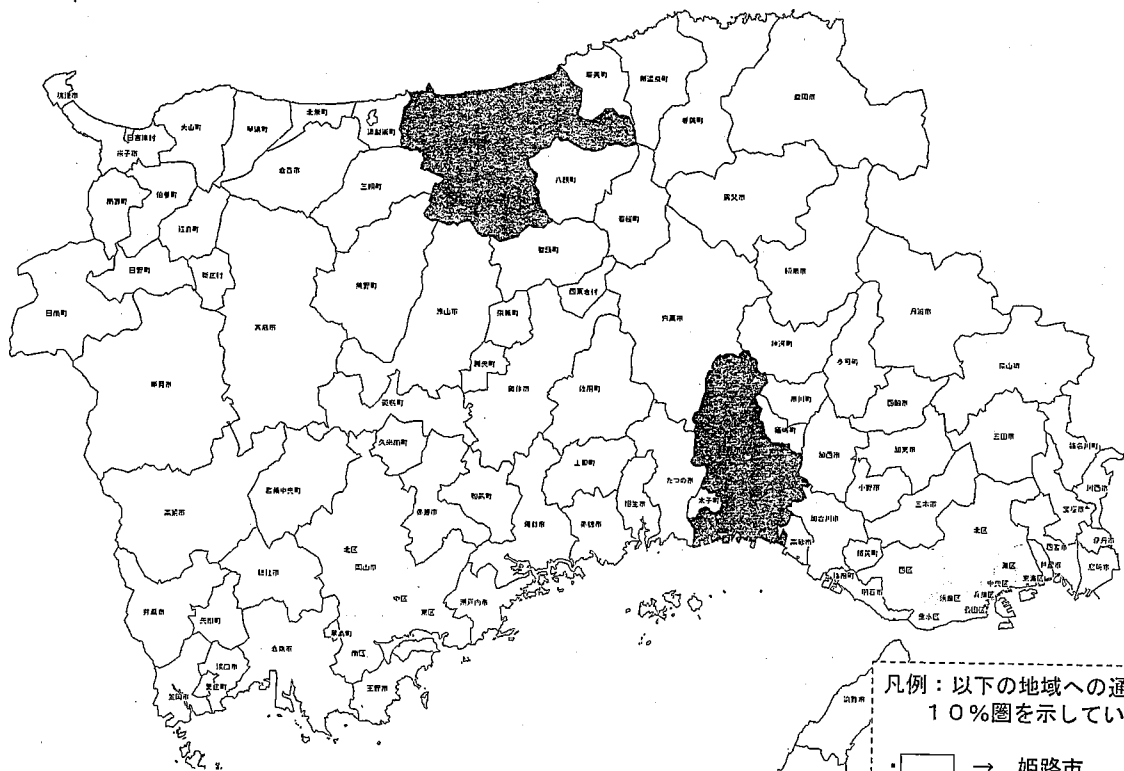
⑫東大阪市・和歌山市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
 昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

⑬姫路市・鳥取市

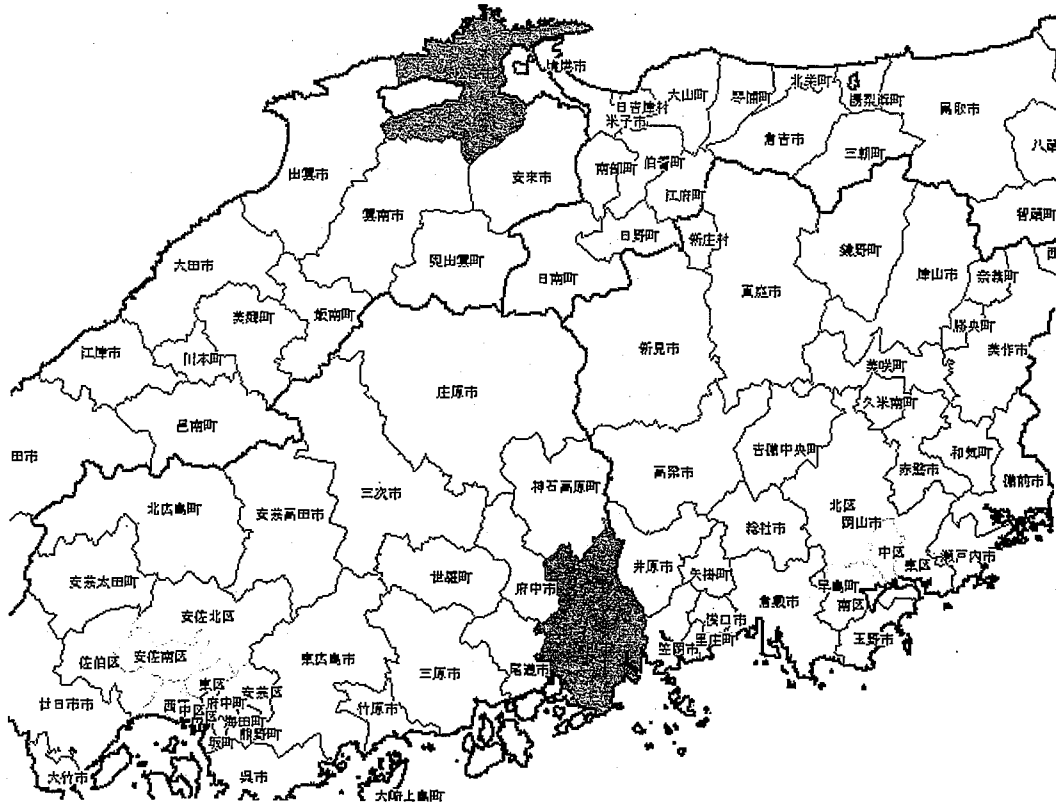


凡例：以下の地域への通勤・通学
 10%圏を示している。
 ■ → 姫路市
 ■ → 鳥取市

(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
 昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

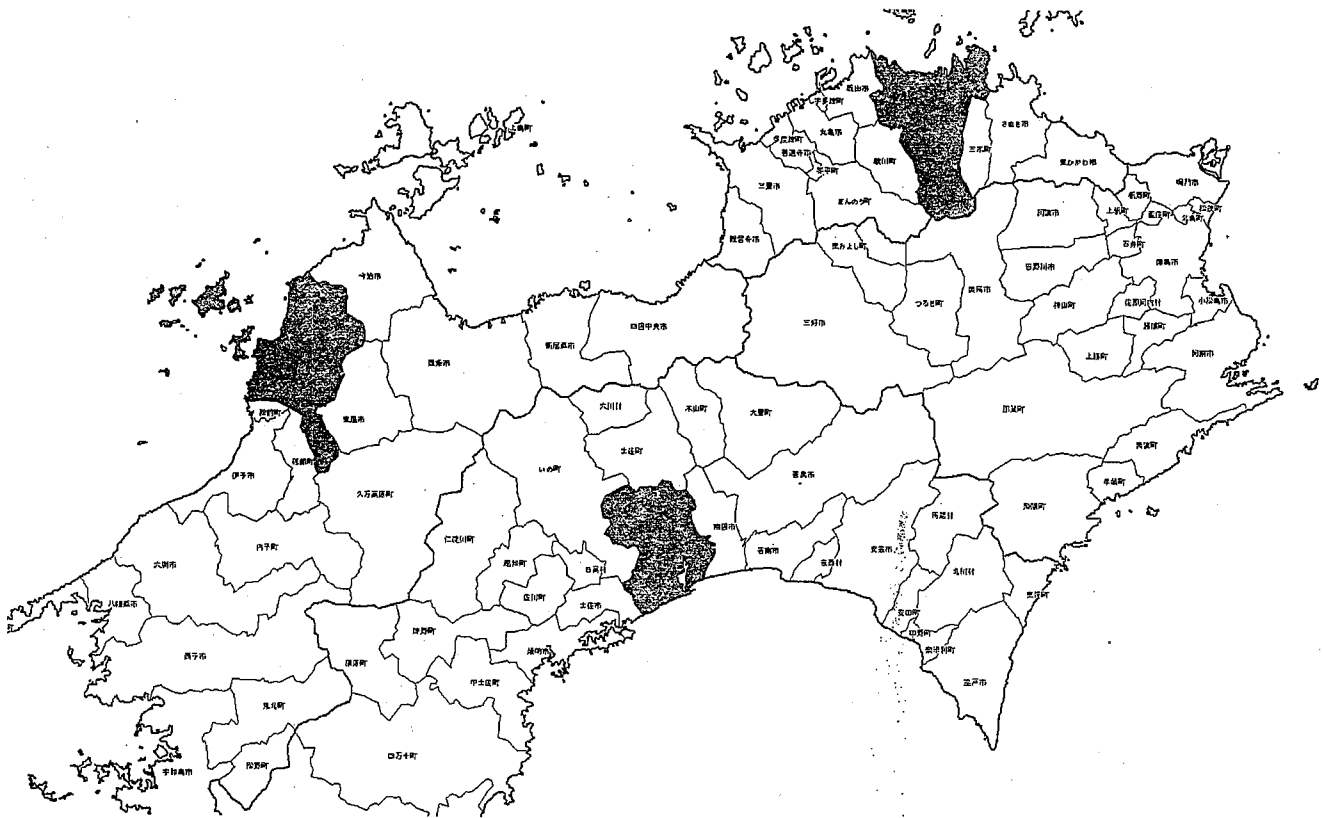
⑭福山市・松江市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

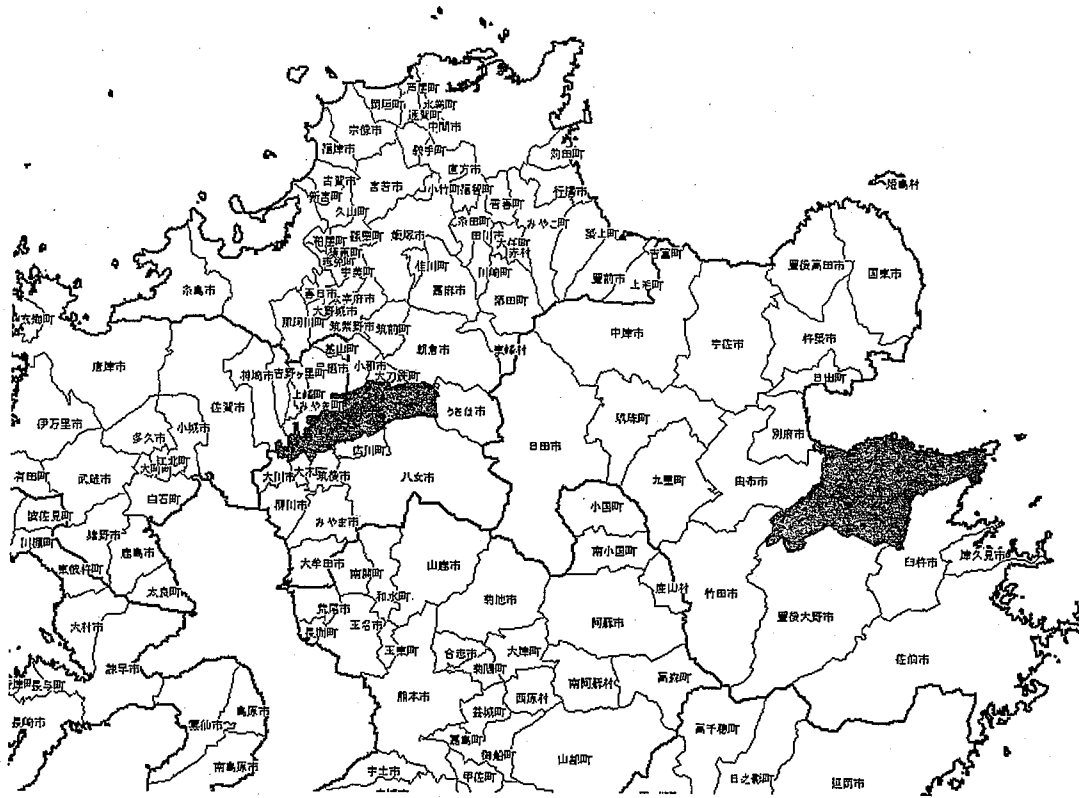
⑮高松市・松山市・高知市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

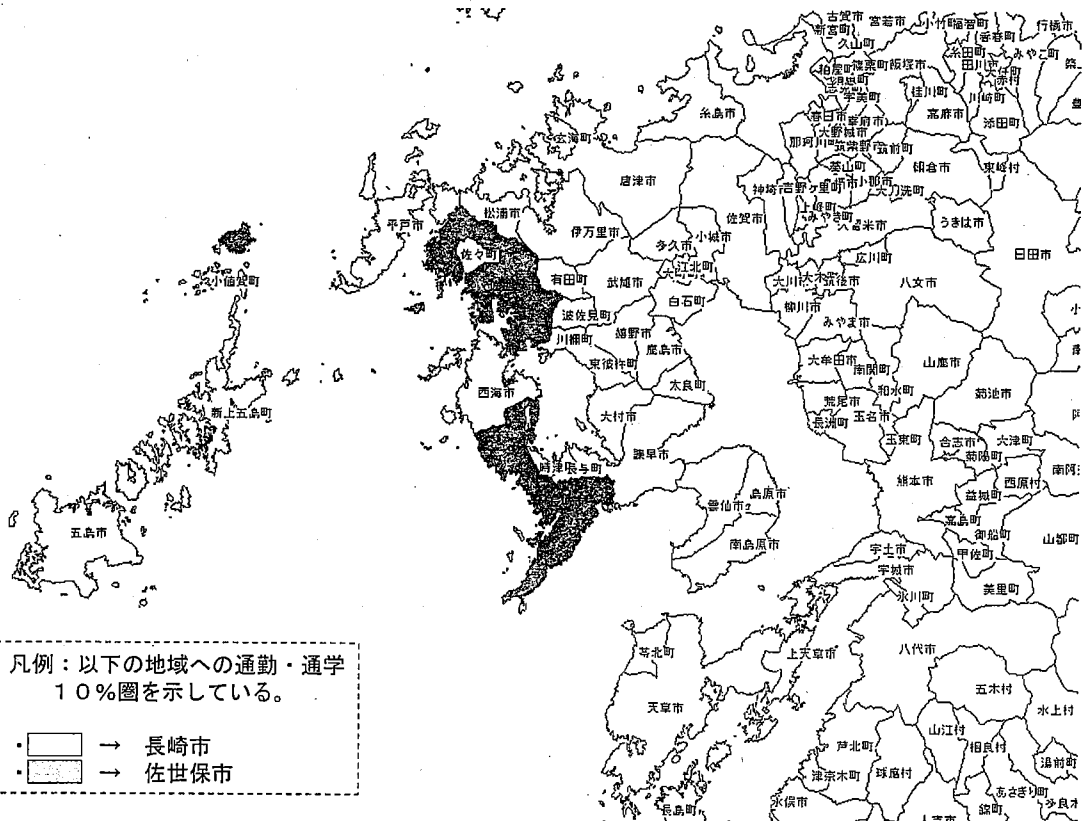
⑩久留米市・大分市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

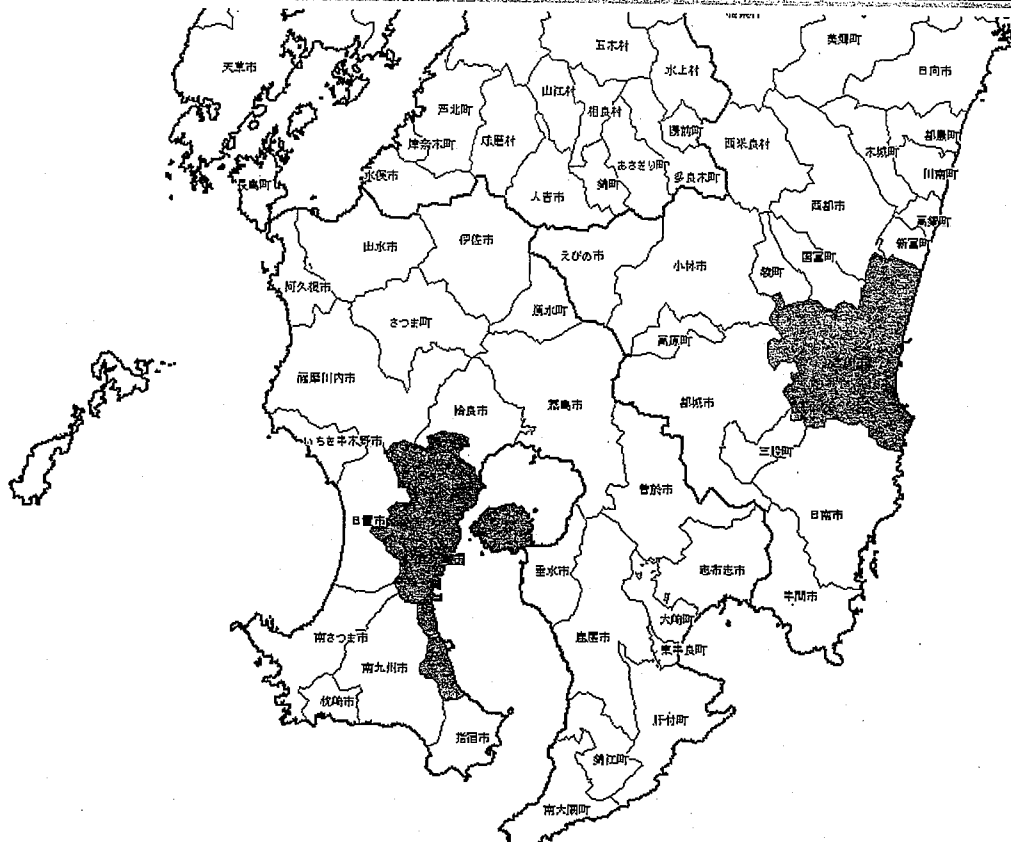
⑪長崎市・佐世保市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。

中核市・特例市の通勤・通学10%圏(昼夜間人口比率1以上の市)

⑱宮崎市・鹿児島市



(注) 平成22年国勢調査「従業地・通学地による常住市区町村」をもとに作成。
昼夜間人口比率1以上の中核市・特例市を対象にしている。